

第八十四回国会 衆議院 商工委員会社会労働委員会農林水産委員会運輸委員会連合審査会議録 第一号

昭和五十三年三月三十一日(金曜日)

午前十四時四分開議

出席委員

商工委員会

委員長 野呂 恭一君

理事 中島源太郎君

理事 山崎 拓君

理事 岡田 哲児君

理事 松本 忠助君

理事 鹿野 道彦君

理事 蔵内 修治君

理事 辻 英雄君

理事 西銘 順治君

理事 松永 光君

理事 渡辺 秀央君

理事 上坂 昇君

理事 中村 重光君

理事 玉城 栄一君

理事 大成 正雄君

社会労働委員会

委員長 木野 晴夫君

理事 越智 伊平君

理事 竹内 黎一君

理事 和田 耕作君

理事 相沢 英之君

理事 石橋 一弥君

理事 川田 正則君

理事 葉梨 信行君

理事 安島 友義君

理事 川本 敏美君

理事 矢山 有作君

理事 平石磨作太郎君

理事 浦井 洋君

農林水産委員会

委員長 中尾 栄一君

理事 片岡 清一君

理事 林 義郎君

理事 瀬野栄次郎君

理事 加藤 紘一君

理事 佐藤 隆君

理事 福島 謙二君

理事 森 清君

理事 新盛 辰雄君

理事 芳賀 貢君

運輸委員会

理事 石井 一君

理事 坂本 守良君

理事 坂本 恭一君

理事 加藤 六月君

理事 西村 英一君

理事 藤本 孝雄君

理事 堀内 光雄君

理事 久保 三郎君

理事 宮井 泰良君

理事 米沢 隆君

理事 中馬 弘毅君

出席國務大臣

通商産業大臣 河本 敏夫君

運輸大臣 福永 健司君

労働大臣 藤井 勝志君

出席政府委員

公正取引委員会 戸田 嘉徳君

事務局長 間淵 直三君

防衛庁裝備局長 渡辺 喜一君

大蔵大臣官房審議官 渡辺 喜一君

林野庁長官 藍原 義邦君

水産庁次長 恩田 幸雄君

通商産業政務次官 野中 英二君

通商産業大臣官房長 宮本 四郎君

通商産業大臣官房審議官 島田 春樹君

通商産業省産業政策局長 濃野 滋君

通商産業省基礎産業局長 天谷 直弘君

資源エネルギー庁長官 橋本 利一君

中小企業庁長官 岸田 文武君

中小企業庁次長 児玉 清隆君

運輸省海運局長 後藤 茂也君

運輸省船舶局長 謝敷 宗登君

海上保安庁長官 蘭村 泰彦君

労働大臣官房審議官 関 英夫君

労働省労働局長 北川 俊夫君

労働省労働基準局長 桑原 敬一君

労働省職業安定局長 細野 正君

労働省職業訓練局長 岩崎 隆造君

行政管理局行政管理局管理官 坂本 信三君

法務省民事局第四課長 稻葉 威雄君

大蔵省銀行局特別金融課長 藤田 恒郎君

通商産業大臣官房審議官 坂井 清志君

建設省道路局日本道路公団・本州四国連絡橋公団監理官 加藤 優君

社会労働委員会調査室長 河村 次郎君

農林水産委員会調査室長 尾崎 毅君

農林水産委員会調査室長 藤沼 六郎君

商工委員会調査室長 藤沼 六郎君

運輸委員会調査室長 鎌瀬 正己君

本日の会議に付した案件  
特定不況産業安定臨時措置法案(内閣提出第三八号)

○野呂委員長 これより商工委員会社会労働委員会農林水産委員会運輸委員会連合審査会を開会いたします。  
先例によりまして、私が委員長長の職務を行います。  
内閣提出、特定不況産業安定臨時措置法案を議題といたします。  
本案についての提案理由の説明は、お手元に配付してあります資料によって御了承願います。  
この際、質疑に先立ち、委員各位に申し上げます。  
質疑は、申し合わせの時間内で行われるよう御協力をお願いいたします。また、政府当局におかれましては、その答弁は簡潔にお願いいたします。

特定不況産業安定臨時措置法案  
〔本号末尾に掲載〕  
○野呂委員長 これより質疑に入ります。  
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。佐野進君。  
○佐野進委員 私は、ただいま上程になりました特定不況産業安定臨時措置法案について、若干の質問をしてみたいと思います。  
主として運輸大臣に質問をするわけでありま

るが、私は、この法律が今日の経済情勢の中で非常に大きな意味を持つものであるということについては、その評価をするにやぶさかではございませんが、しかし、その内容について大変いろいろな問題点があることも事実であろうと思うのであります。

特に私は、造船関係の問題につきましては、この法律の内容をつぶさに検討いたしました結果、その本来のあるべき姿に對してきわめて不十分であるという印象をぬぐい去ることができ得ないわけでありまして。特にこの法律が、それぞれ指定されておる業種の中におきまして、造船業の持つウェイトというものがきわめて高いにもかかわらず、いわゆる相乗りの形で一括上程されているということについて、大変不満足な意を表せざるを得ないわけでありまして、その事情がいかなる経過によってこのようになったのか、その点をまずお聞きしたいこと。さらにまた、その経過の中で結果的に一連の対象の中でその措置が不十分であると認識せられる個所が多々あるわけでありまして、特に信用基金の問題については、当初予算の中にその対象として造船が入っていない、そういうような点等が見受けられるわけでありまして、そういう面からいいますと、この法律が通りまして、結果的に十分なる対応がなされないのではないか、そういうような気がいたすわけでありまして。

したがって、まず大臣にお伺いしたいことは、単独立法として十分なる対策を立てるにふさわしい条件をつくり得なく、このような形の中でなぜ提案されたのか、さらにまた、信用基金の問題を初めとして一連のこれらに對する対策の裏づけとなるべき措置について十分配慮がなされ得なかったその経過は、拙速にこの法案に相乗りをしようとする考え方に基いてそうなったのではないかと判断するわけでございますが、その点がどうであるのかという点についてひとつ明らかにしていただきたい。

○福永国務大臣 いろいろ御心配をいただいて御

難儀的な御所見を拝聴いたしました。御指摘のごとく、私もこの問題非常に大事であるというところは十分承知をいたしております。確かに単独立法でいくべきか、よく似た問題で通産省等とともに解決していかなければならぬものもあるという事情等にかんがみまして、いろいろ関係方面と協議をいたしました結果、いまお話しするような姿において提出されたのであります。相乗りを考えたとか、あるいは付随的、二の次ということでは断じてありません。ただ、この業種の中に名前が並んでいられるうちでは、一番初めにでてこないで終わりの方がありますが、これは通産省の方の幾つかあるものですが、その方が先に書いてあって、後でございまして、この書いてある順序のように重要性がわかれの方の分野のものが低位にあるということは全然ございません。

なお、具体的にお話のありました点につきましては、ちよつと局長から答えさせていただきます。

○佐野(進)委員 時間がありませぬから、船舶局長からは後で答弁を一括してもらいます。

私は、いま運輸大臣の御答弁にありましたような経過であるということ踏まえながら、通産大臣に若干お伺いしておきたいと思うのであります。この法案が施行される段階の中で、あるいは現時点の中においても当然でございするけれども、いまだにいわゆる倒産、破産前の状況の中で再建途上にある企業等に対してはどのように対応していられるのか、新法の対象としてはもうそのような企業は切り捨てられるのか、あるいは一応対象として判断する条件があるならばこれを取り入れるのか、いづれなのか、この際、通産大臣の所見を承っておきたいと思ひます。

○河本國務大臣 再建途上にある企業という意味は、たとえば会社更生法の適用を受けてましてそして再スタートした、こういう企業を指しておられるのではないかと思います。この業界、どの業界にいたしましても、この法律の適用を受けようとする業界は、大部分の企業、つまり三分の二以

上の企業の申し出によって、そして条件が合っているかどうかということ政府が判断をして決める、こういうことになっておるわけですね。全部が入らなくてもいいわけでございます。だから、その三分の二の中に再建企業が入っておるかおらないかということは、その時点でございせんかと判断できない、こういうことだと思ひます。

○佐野(進)委員 私は、大臣の御説明のように、企業そのものがその対象になり得るような条件をつくっていただくことが必要ではないか、そうでないとすると、法律が施行される前の段階で再建途上にある企業が結局対象にならないということでは、その時点時点における不備、あるいはそのことによって受ける下請あるいは労働者等々の被害は一層増大していくのではないか、そういうような懸念もあつたので、いまの点を質問してみたいわけでありまして。

そこで、この法律を施行せられるに当たり配慮していただかなければならぬ点として、いま運輸大臣にいたし通産大臣にその前提条件として私は質問をいたしたわけでありまして、特定不況産業と称せられるこれら産業界の中において、この状態の中で特定の意図に基づいて特定の利益を追求するような行為が行われ、そのことによって産業界あるいは雇用問題、さらにはその他いろいろな問題に不測の損害を与えるようなことが起きてはならないと思ひます。

したがって、運輸大臣に質問をしてみたいと思ひます。運輸大臣に、今次不況の状況の中で、造船業界の倒産として、あるいはそれに関係する運輸関係の中における倒産として、特に今年度に入つて大きく報道されておるのは、新山本造船の倒産、それに基づく旭交易の倒産、さらにそれに波及されて大和海運の倒産、一連の倒産が二月の上旬にありまして、この負債総額は、当時の新聞報道によれば合計七百億ないし八百億に及ぶ大型の倒産であり、造船業界を取り巻く事態がいかに深刻であるかということが報道せられておつたわけでありまして。

私もこの問題については多大の関心を抱き、不況を脱却するためにどのような措置をとるべきかということについて検討をいたしておつた段階でございまして、いささかこの内容について調査をいたしました。結果的に私は、この一連の倒産が超一流企業によつてもたらされた計画的倒産ないしはそれに類するような倒産ではないかという判断をせざるを得ない心境に至つたわけでありまして。

時間がありませんので、以下若干の時間申し上げてみたいと思ひます。この倒産の直接的な源動力になりましたのは新山本造船であります。新山本造船の倒産につきましては、当時通産省、中小企業庁ないし大蔵省銀行局等はきわめて熱心なる対応をいたしました。その対応指導により、商工中金を初め銀行、相互銀行等におきましては、積極的にこれが倒産防止のために動いたことは事実であります。したがって、当時新山本造船は倒産しなくても済むような金融情勢であつたにもかかわらず、直接的にこれら三社を支配し、これら三社に對してきわめて密接な影響力を持つ日本郵船が、新山本造船に對して、新山本造船が債権を持つ大和海運の支援を打ち切るという行為の中で、ついに企業継続の熱意を喪失せしめ、関連してこれら三企業が倒産していったという事実が明らかにありつたわけでありまして。

私は、運輸大臣並びに船舶局長、さらには海運局長にこの際質問をしておきたいと思ひます。これからの当然発生されるであろうと思ひます。ありますけれども、特定の大企業がその傘下にある企業に對して、その死命を制するがごとき措置によつて、たとえ政府がこのような特定不況産業の法律に基づく措置をとろうとしたとしても、結果的に、支配する一企業の力によつてはどのような行為は何ら意味をなさない結果になってしまうという事例が、この新山本造船、旭交易、大和海運の一連の倒産劇の中において明らかにされておると思ひます。

したがって、このような事態に対して、時間が  
ございませぬから簡単に答弁していただきたいと  
思うのでありますが、この事実がそのようにもし  
私の質問したような事態として発生し、かつ終末  
を迎えつつあるとするならば、運輸大臣としては  
どのような措置をおとりになることが適切だと御  
判断なのか、お聞きしたい。

さらに、海運局長に対しては、大和海運の倒産  
に対してその事情を聴取し、適切な指導をし  
た、このように新聞は報道しておりますが、その  
ような指導をしたのかどうか。船舶局長は、波止  
浜造船に引き続く大型倒産として新山本造船が倒  
産しようとしたとき、どのような対応措置を講じ  
られたか、この点について、時間がありませんか  
ら、簡潔に答弁をしていただきたい。

○福永国務大臣 新山本造船の点について、それ  
を中心としてのお話でございますが、あたかも  
私、運輸大臣に就任いたしましたのは、その直後  
のようなタイミングになりました、必ずしも詳し  
くは存じませんが、いまお話しのとおりであるか  
どうか、そこらの点はいろいろな話を伺っておる  
のでありますが、いずれにいたしましても、そう  
したお話が出るような事態ははなはだ遺憾に思  
うわけでございまして、簡潔にということでござ  
いまして、これはこれとして対処するといいたし  
ますが、今後同様のことによつて、いまお話し  
のようないろいろな結果が出ることはどうしても  
防がなければならぬ、全力を尽くしてそういうこ  
とに努めたいと考えています。

○謝敷政府委員 二月の新山本の倒産につきま  
しては、私どもは、新山本の社長から倒産の前  
種々の相談を受けておりまして、金融について  
いろいろあつせん等の努力をしたつもりでござい  
ます。ただ、新山本造船は、前期までは決算内容  
がきわめてよく、仕事量もかなり持っておった  
わけです。問題は、一連の船主の倒産が重なった  
ことでございまして、その前に出ました相模工業  
とかその他の若干の日本の国内の船主の倒産が引  
き金になりまして、資金繰りが落ちておりました。

そこで、倒産しました船主の船のリセールにつ  
きまして、私どもは私どもなりにやっていたわけ  
でございますが、たまたま先生御指摘の大和海運  
は旭交易との関係の、言うならば船をつくるた  
めの相互信用補完、それが裏目に出たという形  
でございまして、確かに先生御指摘の新山本の  
資金繰り自体はそう大きな欠損ではなかった  
わけですが、非常に大きな相互債務保証という  
形が倒産の引き金になりまして、私どもとして  
は、造船所の債権保全の観点から、この時点  
におきましては、雇用その他を考えると、財産  
の管理に入つた方がよろしいという考えでござ  
いました。

○後藤(茂)政府委員 お答え申し上げます。  
大和海運の倒産に関連いたしましたし、いかな  
る措置をとつたかということでございますが、通  
常その他に見られますような海運会社の倒産  
と大和海運のケースとは若干問題が異なる点  
があるかと存じます。と申しますのは、大和海  
運は南太平洋諸島諸地域に対して定期航路を  
営業しているという特殊性がございます。で、こ  
の倒産事件の処理を誤りますと、この定期航路  
の配船がとまるとか、そのことによつて大小無  
数の日本及び関係国の荷主及び債権債務者、大  
変広範な派生的な問題を生ずるおそれござい  
ます。大和海運の和議申請に関連いたしまして  
は、そのことによつてただいま動いております  
南太平洋航路の定期航路の運営にとりあえず  
支障がないように、ほかの船を差し立てて、  
大和海運のアンダーウィングという形で荷主  
との間の信用の保持に努めるといふような措  
置をとつてまいっております。

また、これに関連いたしまして、この南太平洋  
航路の航権というものは、これは商売上の問題  
として相当大きな意味を持つものでございま  
して、その航権をめぐつて日本の船会社の間  
に醜い争いがあるというふうなことがないよう  
に、いわゆる航路調整につきましては、今後と  
も慎重に対処してまいりたいと思つております。

○佐野(進)委員 私の質問する意味は、先ほど  
一貫して申し上げておりますように、この法律  
が

たとえ実施されたとしても、特定の意図を持つ大  
企業とその業界に対する支配を強化しようとする  
意図に基づいて行動が行われたとするならば、も  
はやこの法律の意味はなくなつてしまふ実例を  
いふ申し上げている中で政府はよく認識して対  
処していただきたいと私は思ふからであります。

そこで、いま船舶局長、海運局長、お二方から  
答弁がございましたけれども、私は、運輸当局  
は、この一連の倒産に対して大蔵省ないし通産省  
のこれを防がんとしたとつた措置に比べてきわ  
めて緩慢であつたと指摘せざるを得ないわけ  
であります。その緩慢であつた最大の理由はどこ  
にあるかという点、この倒産の直接的な引き金  
になつたのは日本郵船であり、いわゆる運輸省  
当局は、特に海運局長は、日本郵船に対する  
ところのおもんばかりから、結果的にこのよう  
な大型倒産を、永大産業を除いては本年度最  
大の、特に造船、海運関係、商社関係にお  
いては最大の倒産を起こさせたのではないかと  
いうことを、この際明らかにしなければならぬ  
と思ふわけでありまして、特に、いま海運局  
長からお話のございました南太平洋の定期航  
路は、結果的に、大和海運が倒産してしまへ  
ば日本郵船がこの航路を所有することになる。  
旭交易が倒産してその存立の基盤を失へば、  
日本郵船は旭交易に対してその出資会社であ  
るし、重役を派遣しておる会社である、結果  
的に旭交易の支配権を日本郵船が掌握すること  
になる。新山本造船は、相互扶助の精神に基づ  
いて、いま船舶局長からお話のございました  
旭交易ないし大和海運に対して相互保証をして  
おる。結果的に大和海運の行き詰まりは、企業  
として赤字化し不渡りを出していない、そし  
てまた、企業を運営することに何ら支障のない  
新山本造船をして倒産に追い込ませた。それは、  
いわゆる日本郵船の重役会の決定の大和海運  
に対する支援を打ち切るということが導火線  
になつてそのような倒産に追い込まれた。

こういう一連の行為の結果とをみるならば、  
大和海運の行き詰まりの状況が、結果的に相互  
保証

をしておる旭交易、新山本造船をして倒産に  
追い込んだ、その直接的な導火線は日本郵船の  
重役会の決定にある、こういうように判断をし、  
しかもその航路とさらに会社における支配権  
を掌握せんとする意図に基づくところの倒産  
であり、その結果、関連する下請中小企業、  
そこに働く労働者に塗炭の苦しみをもたら  
しているとすれば、社会的にもまた道義的にも  
きわめて遺憾な行為であつたと言わざるを得  
ず、私どもとしては憤激にたえない気持ちで  
あります。

そういうような気持ちであるにもかかわら  
ず、いま海運局長の言うような表面的な事情  
のみしか調査をしない。船舶局長の言うよう  
に、なぜ新山本造船が倒産をしなかつたなら  
ないのか、造船の直接的な担当である船舶局  
長ならば、倒産をしなくても済む措置は、金  
融面においても他の業務指導においても行  
われておつたにもかかわらず、船舶局ないし  
海運局長は、あえて日本郵船に対するところ  
のおもんばかりから、この倒産を容認し、こ  
れを促進せしめたと言わんがごとき状況に  
あつたと判断せざるを得ないといふことは、  
私どもはきわめて遺憾であると思ふのであり  
ます。

したがって、この事情につきまして、私  
が申上げておる経過を踏まえながら、運輸大  
臣は、今後これらの措置、いわゆる南太平洋  
航路ないし旭交易に対する経営権の奪取ない  
しはまた新山本造船に対するところの特定  
の支配、このような行為を未然に防ぎながら、  
下請関連企業ないし働いている人たちの権  
利を守るために一定の措置を講ぜられるこ  
とが必要であると考えているのであります。  
○福永国務大臣 いろいろ御指摘がござい  
ましたが、全面的にお話のとおりばかりでは  
ないかと思うのでございますが、しかし、私  
どもは、御指摘のような点につきまして鋭  
く実質的な面を、その実態をよく見きわ  
めまして、今後に対処しなければならぬと思  
うわけでございまして、この一連の倒産とい  
ふこと

の善後策につきまして、御注意のありました点を重々頭に置いて対処したいと考えてます。

○佐野(進)委員 いまの大臣の答弁を踏まえて、船舶局長、海運局長から一度行政当局としての見解を承っておきたいと思ひます。

○謝敷政府委員 新山本造船につきましては、御案内のように、内容それから和議に対する債権者の態度もきわめて同情的であり、再建の方でございいますので、これらの結論を見ながら再建に努力をしたい、こう考えております。

○後藤(茂)政府委員 さきにもお答え申し上げたとおりでございますが、一小規模の定期船会社の倒産ということに關連して、大企業がその航権をめぐってごたごたするといったようなことは絶対にしないように、今後ともその航路調整についての強力なる行政指導をしていく考え方でございします。

○佐野(進)委員 そこで、いまの点については、この法律が可決せられ、施行せられるに至りましても、このような措置が大企業の特定の方針に基づいて行われ得るとするならば、結果的にますますそのような企業に対するところの支援となり、弱小企業を窮地に陥らせるという抜け道は幾らでもあるのだという点について、これを指摘し、その誤りのないようにはしていただきたいということで質問をいたしてきておるわけですが、そういう点については、いま申し上げたような状況で御答弁をいただいたわけでございますので、その御答弁の趣旨に基づいて運輸当局がさらに一層本問題に対して的確なる対応をしていただくことを強く希望しておきたいと思ひます。

そこで、先ほど船舶局長に答弁を求めておったわけでございますが、答弁をいただかなかつたいわゆる信用基金の問題については、どのような措置をなされようとおるのかということについて、この際答弁をいただきたいと思ひます。

さらに労働大臣にお伺いをしたいと思ひますのでございますが、御承知のとおり、今日の雇用問題の深刻さは、これからいろいろな御質問があ

ろうと思ひますが、現段階におけるところの最大の課題の一つになりつつあるわけでありまふ。いま三企業の倒産に基づくところの一連の措置について質問を續けておるわけでございますが、法律が施行せられる前の段階の中において、これは三企業に働く従業員の人たちは、それぞれ先ほど申し上げましたとおり、倒産をしなればならない情勢の中で倒産したのではなく、倒産をしなればならないように追い込まれた形の中で倒産をした、しかし、倒産をしたという事実においては全く変わりがない、したがって、この人たちは、いま失業の対象の人たちとしてきわめて深刻な中で人員整理の対象に挙がりつつあるわけでありまふ。こういう三企業を含むこれら倒産企業の実態の中において、いま私が申し上げましたような意味において、犠牲者を増大させるということとはきわめて遺憾であると思ひます。

いま三企業の従業員の方々は、何らそれらの配慮に基づいて措置されず、ただ会社再建の名のもとに失業のちまたに追い出されようとしておることを聞いておるわけでありまふが、労働大臣としては、これらの人たちに對してどのような措置をとることが必要であると御判断なされておるか、この点、ひとつ答弁を聞いておきたいと思ひます。

○謝敷政府委員 第一点の本案によります造船業の問題でございますが、基本的に造船業の過剰設備はいろいろな見方がございしますが、いずれにしてもはつきりしております。

そこで、いろいろな方策の一番基本的な施策として設備過剰の問題に取り組まなければいかぬということ、本案の中で特掲をしておる次第でございますが、その中で信用基金の運用につきましては、本案の検討の過程で、指定された産業全般を一体的に運用するということで、私どもも造船業についての措置を盛り込んでいたわけでございます。

実際の規模につきましては、できる限り海運造船合理化審議会で規模、内容について詰めてまい

りますが、その内容をできるだけ早く出して、早く信用基金の適用に持ち込みたい、こう考えております。その後、これに加えていろいろな措置が必要かと思ひますが、それについても時期を問わず検討いたしまして、できるものから順次具体化していききたい、こう考えております。

○藤井國務大臣 労働省といたしましては、まことに受け身の立場でありますけれども、いま御指摘の具体的な事実、これは雇用安定資金制度というものを積極的に活用する、同時に、先般実施されました特定不況業種離職者臨時措置法、この効果的な活用によりまして、まず失業の予防、生活の安定、やむを得ず失業した方、離職される方々に対しては職業転換といった面、それから地域によりましては雇用率、失業者の吸収率制度、こういった万般の処置を講じて、生活の不安のないように、そして再就職の道を積極的に応援する、こういう考えでおります。

○佐野(進)委員 時間が参りましたので、通産大臣並びに運輸大臣、さらに労働大臣に要望だけ申し上げてみたいと思ひます。

通産大臣、先ほど来私は一つの具体的な例を申し上げて質問をいたしました、通産省当局は、引き金になった新山本造船に對しては、商工中金その他を初め積極的に対応していただきまして、結果的に倒産する必要のない状態をつくり出して、もたらしたわけです。しかるにもかかわらず倒産したということは、先ほど申し上げましたとおり、運輸行政、通産行政等の関連がまだ不十分であった、大蔵省銀行局も非常に積極的に行っていたのだ、今後これらの法案がもし成立施行されるに際しましては、積極的に他の省庁との連絡を図りながら、そういうことのないような対策を立てていただきたいということを強く要望したいと思ひます。

運輸大臣につきましては、後でどうせまたそれぞれの場所において質問を續けたいと思ひますが、一つの具体例として申し上げましたけれど

も、この法律の持つ意味は、冒頭申し上げましたとおり、造船業並びにそれらに關連する業界としては最大の対応を求めておる法律でございまして、万遺憾なきよう部下を監督し対処していただきたい。もし御所見があれば承って、私の質問を終わりたいと思ひます。

○河本國務大臣 御注意がございました方向で法律の精神を尊重いたしまして、できるだけのことはしてまいりたいと思ひます。

○福永國務大臣 御注意をいただきました点を念頭に置いて、せいぜい努力をいたす所存でございます。

○佐野(進)委員 終わります。

○野呂委員長 次に、渡辺芳男君。

○渡辺(芳)委員 この法案を審議することは、非常に私も気が重いわけでありまふ。産業界の特に不況業種について撤退作戦をやるうというのでありますから、大変な影響が出るわけでありまふ。考えてみれば、かつての高度経済成長時代に設備投資をどんどんやれ、政府も積極的にこれを推進する、ところが、石油ショック以来こういう状態になつてしまつた。いまさらいまでもやってきた責任を追及しても、事態の改善にならぬことは私も承知をいたしておりますが、特にこの法案の中で四業種が指定をされていまして、

通産省にお伺いをいたしますが、その中でアルミは大企業、平電炉や合成繊維というのは大企業もあり、中小企業もある。そこで、基本計画を立てて業界で申請をしてスクラップ・アンド・ビルドをやるということになつても、実際問題として、平電炉などは専業も兼業もありまして、これは造船業と同じで中小小じめになるのではないだろうか。実際問題として公平にこれがSBができるのか、なかなか大変だと思ひます。法案を提出している限りにおいては、その対応策などについても考えておると思ひますが、この点はきわめて抽象的でございますが、基本的などういう考えを持ってやろうと思ひますか、お伺いをいたしたいのです。

○河本國務大臣 この法律が成立をいたしまして、決して強制するものではないわけでございまして、私どもの考えております業界再編の一番の方法は、こういう法律の適用を受けないで、業界自身が工夫と努力をせられて、自力で再建されるのが一番望ましいと考えておるわけでございまして。しかしながら、場合によりましてはともてそういうことはむずかしい、こういう業界におきましては、大部分の方々がこの法律の適用を受けた、こういう御希望があれば、条件に合っておるかどうかということをよく調べまして、そしてその適否を決めていこう、こういうことでございまして、決して強制するものではないわけであります。

そこで、その安定基本計画をつくりまして、業界が自主的にその安定基本計画の路線でやりましようということが決まれば大変結構でございまして、どうしても業界の足並みがそろわないという場合には指示カルテルを決めまして、そしてそれによってやっていただく、こう考えております。

○渡辺芳雄委員 造船業も入りまして、また、先ほど申し上げました平電煙なりアルミなり合成繊維の製造業と違ひまして、造船業は大変な数ありまして、大手が八社、中手が大体百余社と言われっております。あとは中小、砂浜造船所などと言われるような小規模のものまである。特に最近タンカーが船腹過剰で七、八千万トン遊んでいるとか、貨物船も遊んでいるとか、こういうふうなことも言われておりますが、一昨年の六月、海造審で一九八〇年までの造船需要の見通しについていろいろ出しております。その中に、きわめてショック的なものですが、十万人の人員削減と言われている。これは四割ぐらい削減をするということになります。しかし、今日の不況の状態、下請をそれぞれ切りまして五万人ぐらい失業しているという、人員削減している。今日まで中小の造船所が四十九年以來三十六社も倒産をしておる。これに入っても新山本造船を初めて五社倒産

しておる。こういう中で、中小の造船所というのは事業メーカーですから、専業メーカーがスラップ・アンド・ビルドになるということになれば、メーカー自体もそうでありまして、労働者も失業する、いわば死活問題です。

先ほど通産大臣にお伺いをいたしましたのですが、運輸大臣、造船業の問題はなお大変深刻だと思っております。カルテルを奨励するようなこともお答えがありました。カルテルを奨励するようないくつかの破綻、こう言われて、大体五〇％ぐらいをやらうかなどというふうなことを審議をされているようにありますが、いま海造審でいろいろ審議をされているようにありますが、ともかく必要以上に不況に悪乗りをして、どんどんやってしまえというふうな風潮になることを私は非常に懸念をしております。

だから、実際問題として、通産大臣に先ほどお伺いをいたしました。運輸大臣、どのように対応策を考えているか。この間それぞれ業界の五社の方々に御出席をいただいている意見も聞きましたが、その中で、それぞれの業界がいま過当競争でなにより構わずやっている、そういう状態であるから、たとえばこの法案が成立しても業界としてはどうにもできないというふうなことを言っているんですね。運輸大臣、この基本計画に基づいてやろうとする場合の運輸省の対応策というのは非常にむずかしいと思うのですが、いかがですか。

○福永國務大臣 中手等は、おっしゃるように専門メーカーであり、船台等にしても一台二台というふうなことでございまして、構造改善をする過程等において一台のところが整理するということ、何もかもなくなってしまうというふうなことでございまして。でございまして、こういうふうな問題と取り組む場合においては、ある程度グループ化なども考えていかなければならないかと思ひますが、これまた、そういうことをするに、これは、なかなか話し合いということが簡単にはいらないわけではございまして、したがって、業者間で多少の話はもう進んでいるところではあ

りますけれども、これを具体化していくについてはなかなか問題があるかと思ひます。こういうふうな点については、運輸省は大いに相談に乗っているいろいろな進め方をしていかなければならぬと思ひます。

また、お話の海造審の方でいま検討してくれておりますことにつきましては、私どもは、その結論を急いでもうようになければならぬと思ひますが、私は、やや長期的に見ますと、不況対策からさらに進んで何とか仕事があるようにしてやらなければいけない、そうでないと、いまのようなことだけしていつぶれたらどうするということにやいやいしないで、さらに積極的な対策を必要とする、この点を強く感じております。

そこで、中手等は専門メーカーであるから、船以外にいろいろと言つたて、そうは言つてもなかなか容易じゃないと思ひます。大手の方はやや情勢も違うと思ひますから、いづれにしても、全体として造船企業が、単に船だけということではなくて、船ももちろんやうて盛んにさせることではあるが、新需要の開拓等を進んで行つて、これは国が最も力を入れなければならぬことでございまして、新分野の開拓等によって、それをどうかがどうやるかというふうなことは、全体として合理的な分業形態に誘導する必要はございまして、いづれにいたしましても、業界全体を何とかする、その中で特に中手等は、いま御指摘のように従来も重要な使命を帯びてやってきておるのでありますから、それなりの施策を進めるよう私どもは大いに努力をいたしたいと考えておるところでございまして。

○渡辺芳雄委員 そういふうちに積極策に出るということがいま一番大事なんですね。私が最近調べたのによりますと、言うまでもございせんが、わが国の造船能力というのは大体年間二千万トンぐらいだと言われているんですが、かつてはタンカーを中心として、この造船能力のうち七〇％ぐらいを大手が建造しておった。大手七、八社が、兼業メーカーであります、ともかく七〇％ぐら

いを建造しておった。いま三分の一ぐらしか造船需要がないと言われているんですね。

昨年の七月から本年の三月までに、かつて大手は大型、中手は中型、中小は小型船舶をつくつておつて、いままでは造船分野がおのずからあつたわけですが、造船需要がないために、もうなりふり構わず、しかもダンピングをする。はっきり調べたわけではありませんが、巷間伝えられるところによりますと、三〇％から四〇％ぐらい値引きをしてる。出血受注をやっている。先ほど申し上げました昨年の七月から本年三月までに、小さいのは百トンの引き船、大きいのは貨物船で一万トンぐらい、これは中手から以下の中小造船所でできるものですが、これらがほとんど大手にみならずとられてる。合計十八隻。これでは中手、中小というのは、全く仕事にありつけないということになります。何とかしてくれというのがこの業界の人たちの願ひなんです。

私は、出血受注もけしからぬと思うのです。どうして船舶を守らせるか。五百総トン以上は運輸省の許可建造でございまして、実際に書面を出す、船舶は幾らです、こういうわけで許可を出す、許可を出したが、実際はどうも裏金が戻ってくるというふうなやり方がやられておつたのではどうにもならぬ。船舶を守らせること、それぞれ造船分野大中小はとにかく譲り合つてやたらどうだらうか、こういうふうなことで運輸省として積極的に指導をしないとまずいと思うのです。兼業メーカーですから、大手は大手なりの仕事があるのです。この点はいかがですか。

○福永國務大臣 造船全体が苦し紛れでいろいろなことがあることは、ある程度わかるのでございまして、苦しさをともにする中であつても、大手は大手らしく、また中手は中手らしくあらしめたいという気持ちは、私としては十分ございまして、お話のとおりであるかどうかは別といたしまして、大体そういうふうな傾向があることは私も否定するわけではございせん。そういう意味で、いまもこうあるべきだというお話がございまし

た。昔なら、いまお話があった運輸省が入ってそういうことについて何かさせたらどうかというようなことも、ある程度企業の自由を妨害するようないふろはなきにしもあらずでございますが、こういう際はうまくいっていったときと同じにはいかぬと思います。そういう意味で、いまこそいかに適した方策をというように運輸省も大いに努めていくべきであると考えております。

○謝敷政府委員 造船業界の中におきます大企業、中企業、中小企業についての基本的な考え方につきましては、先生のおっしゃる点も十分踏まえてやっているわけでございますが、基本的に最近の不況は国際的な航海に従事する外航船が中心だと考えております。したがって、先生御指摘のうちで、約千四百ほど造船所がありますが、その中で内航船あるいは小型のその他の船舶をつくらせている分野につきましては、そこそこの仕事があつて、これからそれに対する資金繰りその他の援助ができれば、不況の中にありましてもいいけるのではないかと考えております。したがって、そこは大手、中手が入ってこないという点につきましては、たとえば船舶整備公園の船なりその他の官公庁船の内航船等については、極力そういうところに出していくということを関係のところで相談をしているわけです。

それから、大手、中手につきましては、海造審の前の答申を受けまして、基本的に操業調整のときに差をつけておりまして、その結果、大手がトーン数では大体七五%ぐらい仕事量を持っていたものが、五〇%近くに落ちてきております。そういう意味で、従来もそれなりの効果はあったかと思ひますが、今後非常に不況が深刻化し、設備の処理等の問題が出てまいりますときには、もちろんその点が論議の一つの焦点になるかと思ひますので、論議の中でその問題についての検討を十分進めたい、こう考えております。

○渡辺(芳)委員 抽象的な回答でございますが、これは中型造船所、小型造船所、強い要望がありますが、私は、大手の系列下に入っている中型造船

船所などがあることも知っていますが、やはり従来のようにやらせるような指導がまず第一だ。大手は大手なりに、三〇%ぐらいの兼業ですから陸上部門に転換をする、また、大きなプロジェクトなんかがあればやるのですから、運輸大臣が先ほど言われたように、積極的に需要の創出をやるということとは賛成なんです。これをやらなければいけないと思うのです。

そこで、仕事がないから受注競争が激化しているということになってきていますが、この際、国際的にもよく言われているように、タンカー事故の際、油が流出して大変な被害を及ぼすというところがときどきありますので、どうしてもタンカーの二重底をやらうというふうなことがよく出ています。船会社にすれば金がかかってメリットがない、やりたくないという気持ちはわかるけれども、この際、油流出事故防止のために積極的に業界に対して懇願するということが大事だと私は思うのです。このことはやがてはやらなければならぬという時期に来ると思うのです。

それから、よく言われている船舶整備公園の内航船舶の改造あるいは新造、スクラップ・アンド・ビルドですか、ここの予算は二百四十八億ですが、これはほとんど消化できているのです。内航船あるいは外航船を含めて、それぞれ老朽船と言われているものが八百万トンぐらいあるだろうと言われている。こういうものの代替建造なども積極的に進めていく。ただやれやれと言っても、こういう不況時代でありますから、なかなかそうはいかないでしょう。だから、対策として利子補給をするとかいろいろなことがあつて思ひますが、この点は積極的にその対策を考えていたいただいだろうか、こんなふうな思ひですが、いかがですか。

○福永国務大臣 日本も悩んでおりますが、国際的な悩みでもあるわけでございますので、まずお触れになりました二重底構造にするというふうなこと等と関連いたしましては、世界じゅうで大分問題になっておりましたが、最近の会議である種

の結論に到達いたしましたして、分離バラストタンクや洗浄装置等についてこういうふうにするべきである、新造船についてはどう、すでにある船についてはどうという取り決めがやつとできるようなになりましたが、わが日本では、この内容をもつて条約を速やかに批准して、その結果による効果を実現せしめるようにいたさなければならぬ、こういうふうな考えております。これによりましてどういうことになりますか、まだ先のことはございませうけれども、このこと自体でもある程度仕事はふえることでもございませうので、できるだけ効果あらしめるようにしなければならぬと考えております。

スクラップ・アンド・ビルドの考え方は、こういうときにそういうことをうまく進めるといふことがタイミングの合った措置だろうと思ひます。いま一、二のことについて、具体的に利子補給その他の御見解を拝聴したのでございませうが、私どもとしては、予算的な措置もあつたが、それだけではなかなか思ひますので、御説の点等について、急ぎなお一層の検討をさせていただきますと存じます。

○渡辺(芳)委員 通産大臣に伺いますが、最近よくマスコミで、五島列島に石油の備蓄などをやりたいとか、あるいはタンカーが余っているからこれも石油備蓄に使いたいとか、いろいろなことが報ぜられていますが、タンクをつくるということも、これは造船業あたりでもやられることである、これは造船業の需要創出にもなるわけですが、そういうことを具体的に進めておりますか。

○河本国務大臣 五島列島に洋上備蓄形式で大備蓄基地をつくる準備をいたしております。予算も計上しております。いま運輸省と自治省の間で安全基準をつくつておられますが、その安全基準ができれば、それに基づいて地元との話し合いが進行いたします。それが終われば直ちに着工できるといふ体制でございませうが、大体六百万トンの量でございまして、これによりまして備蓄も可能になりますし、同時に、相当大規模な仕事の量

が確保できると考えております。タンカー備蓄につきましては、いま準備中でございませう。

○渡辺(芳)委員 この法案が成立をして不況業種が指定をされる、また政令指定の分もありませうが、そういうことになれば、金融機関というのは一般的に融資を手控えていくから、信用基金というものを設立するとか考えたかどうかかわりませうが、いずれにしても、いままで借り入れておられる金を金融機関に返すという当面の対策になると思ひます。ただ、私は、先ほど申し上げておりますが、これらの業種というのは、中小には大体専門メーカーが多いので、こういう専門メーカーの場合は、返済が五年の期限立法である、また、信用基金の方は延ばすかどうかかわりませうが、五年間どういふふうな返済条件をつけるかはわかりませうが、とても返すという力はない。こういうふうになつてくると、これまでせっかく基金制度をつくつてもうまくいかないのではないかと。それで、伝えられるところによりますと、開港銀行が百億とか、あるいは民間の金融機関や産業界が二十億ぐらい出してくだらうかどうか、こんなふうなことも言われていますが、この信用基金構想と返済条件、運用といひますが、こういうことについていまだどういふふうな考えられているか。私が申し上げるように、返済が非常に無理ではないだろうかということになれば、具体的にどういふ対策を立ててやられるか、このことについてひとつ伺ひます。

○河本国務大臣 この法律案の一番大事な点は、信用基金の問題でございませう。それで、まず信用基金の枠についての考え方でありませうけれども、当初はいまお述べになりましたような大体の規模を考えておりますが、しかしながら、適用の業種がふえまうと、とてもそれでは足らぬ場合が出てくると思ひます。そこで、法律案では、大蔵大臣と通産大臣が相談をして適宜決めていくということになつておりますので、場合によりまして必要分は増額をしていく、臨機応変に増額できる、

時間になりましたが、もう一つ。この法案の中に政令指定の分がありますが、離職者対策法による不況業種というのは、国で二十六業種指定しています。この間清水市へ行きましたが、あそこは港町でありますから、これに関係する業種が非常に多い。全くいろいろな業種がありますが、大変な状況でありまして、倒産している会社もたくさんあるわけです。それで、これは業界の要望もありましょうが、実際問題として政令

○瀬野政府委員　ただいま大臣の御答弁のとおりでございます。段ボール原紙につきましては、私どもこの法案のいわば政令指定の候補業種の一つとして、この法案作成の段階で議論の対象になった業種でございます。ただ、先生御案内のように、政令に指定いたしましても、この法律にのっとりましてこの法律に定める措置に乗っていくかどうかは、その業界の大部分の方の申し出で動く

い箇不況が続いておりますので、この間雇用調整が相当進んでおります。でありますから、今回の設備が廃棄されましても、それほど大きな数字にはならぬと私どもは期待をしておるわけでございますが、やはり設備廃棄ということになりますと、ある程度のもものは表面化せざるを得ない、このように理解をいたしております。

○田口委員 いまのお答えですと、今日までそれ

三月二十九日付の官報資料版の、通産省が出した「主要業種の動向」なんかを見ましても、そううたった「主要業種の動向」なんかを見ましても、そううたった「主要業種の動向」なんかを見ましても、そううた

う今後の面からも、どんな人減らしをやっているかという企業の気持ちというものがここに出ておるし、それから、そういった生産の増強は見られるけれども、それに対応する労働力という面からいけば、できるだけ人を減らして、やむを得ない場合にはパートであるとか臨時であるとか、しかも残業時間をふやすことによつて乗り切つていくとすることが言えるのじゃないか、こう思うのですが、そういった傾向にあると断言してもいいのか、その辺のところが労働大臣の御見解を……。

○藤井国務大臣 たまたまけさの閣議で、これは総理府がまとめた数字でございすけれども、これは就業者総数五千二百二十万人と、これは前年同月比と比較いたしました七十九万人がふえておる、一・五%の増、ただし、その中の男女別は、女子が五十六万人でございまして、そのような動きになっております。

その内容的な問題について、経営者がいわゆる不況の波を乗り切るための姿勢として、いわゆる減量経営という面から御指摘のような動きというのは現実に残念ながら起つておる。こういう面は、雇用面からは非常に心配すべき傾向でございすけれども、そのような困難な状態を踏まえながら労働省としては、この雇用の安定のために、いわゆる労働の条件の低下を来さないようにできるだけの努力をしていく、そして失業の予防と生活の安定、就職の道、こういったことで、雇用安定資金制度の活用なり、あるいはまた不幸にして特定不況業種としての離職者というようなことになればいろいろなきめの細かい配慮をする、こういうことでありまして、全体的な趨勢としては、御指摘の点は事実に基づいた御主張でございす。詳細の点につきましては政府委員から、具体的な事実の問題でありすから答弁をさせます。

○細野政府委員 ただいまお話のございましたように、生産がふえてもなかなか人をふやさない、ふやす場合にも臨時、パートというかつこうでやるものが多いというのは御指摘のとおり状況であります。ただ、不況からやや回復の方向へ向か

う場合に、やはりどうしてもまず残業時間をふやして、それから臨時、パートで対処し、先行きの見通しがある程度ついてもから常用雇用というふうにくというの一般的な形でございまして、そういう意味で、現在景気がまだ回復テンポが非常におくれいているということで、常用労働者の雇用の拡大がおくれいているというふうな考えられているわけだ、この意味で、そういう意味で、政府が公共投資を主軸にしまして大幅な景気の拡大をねらおう、こういう政策をとっておりますもの、結局そういうことによりまして経済の先行きに對する見通しをつけて、今後常用雇用をふくらます意味での雇用の拡大というものにつなげていく、こういう考え方に立っているわけだ、この意味で、

○田口委員 そうなつてくると、いま大臣は、残念ながら傾向としてはそういうことを認めざるを得ない、それで労働省のサイドでいろいろな手を打つてはいるのだというお答えでございすけれども、私は、ここでどういふたえになるかと思ふのです。ちょっとたとえが不謹慎ながら後で取り消しますけれども、通産のサイドでは、さんざんいままで放蕩をしたら結果なんだから、身軽にしなければならぬといつてはばん切り捨て、その切り捨てたものを労働省の方でせつせと受けさらでとめる。そうして一生懸命拾つておるけれども、通産省はまだ身軽になれぬといつてはばん切り捨て、こういうのが今日の状態だと思ふのです。たとえがわかりにくければ、通産省はばん切り勝手に切り捨て、労働省の方ではそれをせつせと拾う、労働者を落ち穂にたとえて失礼なんですけれども、際限なく落ちてくる落ち穂を労働省が拾つたて拾い切れぬ。それを通産省の方では、もつと落ち穂を落とせといふことで幹を揺すつておる、こういう状態にいまあると思ふのです。

しかもそれは今日に始まつたことじゃなくて、通産省が出してある「産業構造審議会の産業構造の長期ビジョン」の昭和五十一年度版を見まして、昭和六十年を見越してそれぞれの業種ごとに具体的な数字を挙げておりますが、時間の関係で

特徴的な問題だけ言いますと、昭和六十年の産業別就業構造を昭和四十五年と比べてみますと、第一次産業、八百八十六万人が昭和六十年には四百九十五万人、これは第一次産業ですからさきまして、問題の第二次産業については、総数で昭和四十五年七百九十一万人、昭和六十年が二千五百五十万人で三百四十万ふえております。ところが、中身を見ると、この法案に盛り込まれている特定不況産業と言われているような繊維であるとか、パルプであるとか、化学であるとか、そういうところは軒並み減、そして一般機械、電気、輸送、こういう部門については五十四万人増、建設業については百三十二万人増であります。

それから同じ資料に主要産業の長期見通しとして各産業ごとに細かい数字を出しておりますが、これなんか見ますと、一九七四年の実績から一九八五年を見通した場合に軒並みに労働者を減らして、鉄鋼でいいますと、四十三万一千人が四十二万七千人に減るであろう、紙パルプについては三百二十九万が三百十万人に減るであろう、こういう数字をビジョンの中に挙げておるのです。これは一言にして言うならば、通産省の姿勢としては、首切り、人減らしによつて徹底的に減量、合理化を図る。生産は全体としてふやすが、今後伸びる余地の少ない産業についてはやや生産のふやし方を抑えて、一方、機械工業なんかについては全力を挙げて育成する。しかもこの数字にはつきり載つておるのですが、海外生産費といふふうなことで海外投資費、こういう数字を見ますと、どの産業も飛躍的なテンポで海外投資、海外進出を推進しようとしておる。こういう数字を見て私、要約をしますと、国内ではほとんど労働者を減らす、そして海外にどんどん進出をする、投資を招くようなところにつながつておるのじゃないかという気がするので。

それはさておくといたしまして、一番大事な問題の、企業から吐き出される労働者について、この法案は何ら歯どめをかけていない。雇用の安定

云々という言葉がありますけれども、この雇用安定の歯どめというのは具体的にどういうふうなしようとしておるのか、そのところをひとつ的確にお答えいただきたいと思ひます。

○濃野政府委員 私からお答え申し上げます。この法律は、いわゆる構造不況業種、この法律では「特定不況産業」という定義になっておりますが、特定不況産業が持つておりますいろいろな問題の中で、いわば共通の問題でございす過剰設備の処理を進めていく、そのために必要な手続と申しますか、措置を決めるということが、この法律の直接のねらいになっております。

ただ、御指摘のように、現下の最大の問題は、やはり一つは雇用の安定ということでございますから、過剰設備の処理を進めるに当たりまして、雇用の安定ということと非常に有機的な関連、別な言葉で申し上げますれば、雇用の安定を非常に大きな一つの目的といひますか、これに置いて進めていくべきであることは当然でございす。

ただ、いま申し上げましたように、この法律は設備の処理をどうやって進めるか、こういう観点の手続、措置を決めるということでございます。で、法案の最後の目的に雇用の安定ということがございますけれども、雇用安定に関する直接的な法的なたとえば計画とか、こういうものがこの法案の中身になるものではない、私どもはこういう考え方でございまして、何が歯どめになるかということでございますが、一つは、やはりこういう設備の処理を進めていきますための安定基本計画をつくりまして、この安定基本計画の中で設備の処理のテンポをどうやって進めていくか、あるいは設備の処理の全体の量をどうするかというの、長期の需給の見通し等のもう一つの非常に大きな前提になることは当然でございす、そのほか、やはり雇用の安定をうまく図つてやっていくためには、その設備の処理のテンポをどう考えるか、こういう点も当然のことながら議論されるべきではないかと私は考えております。

また、この法案は、そういうことで直接雇用の

安定に関する園地めということではございませんけれども、第十條に事業者の配慮規定あるいは、国、都道府県知事のいわば努力規定というものを設けておりますし、先ほど御答弁ございましたように、私どもは、この法案は設備の処理の措置で、雇用の安定に關しましては、現在労働当局の用意しておきますいろいろな仕組みを使いまして、両方が相まって設備の処理を円滑に進める、こういうふうな考へておるわけでございます。

○藤井国務大臣 お答えを申し上げます前に御参考までに、これはことしの一月の数字でございますけれども、全産業全体として就業者は五十一万人ふえておる、ところが製造業の關係は四十三万人減つておる、そして一番目立ってふえているのが第三次産業のサービス業七十八万人、この数字は何を物語るかということでありまして、現在日本の産業構造が質的に変化を遂げておる、一口に申しますと、そういうことでありまして、その具体的なあらわれが特定不況産業の問題でありまして、それを一層具体的に申しますと、企業によつては大変な設備過剰に悩んでおる、こういう実態でございます。

そのようなことで非常に経営が苦しくなつておる、しかも最近の急激な円高でおさら拍車をかけておる、こういう状態でありまして、これをそのままに放置せんか、その後もたなくなつて企業が手を上げるを得ないということになれば、大変な今度は大量の失業に不幸ながら見舞われる、こういうことになるわけでございます。病の重くなる前にある程度改善すべきところは改善する、そういうことによつて経営が健全化してくれば、雇用が最終的に、結果的にはかえつて安定してくる、こういうことで、私は、今度の特定不況産業安定臨時措置法というのは、いまの産業構造の変化に対応してとられるべき措置であり、それに対応して労働省としては、雇用安定資金であるとか特定不況産業離職者臨時措置法に表裏一体と申しますか、一体的な運営によつてこの難局を切り抜けて、質的転換を遂げる日本の産業構造に対して

ひとつできるだけの努力をしていく、こういう配慮である、このように考へるわけでございます。○田口委員 雇用の動きを見れば、いま労働大臣がおっしゃつたように第二次産業が減つていく、その割りに第三次産業がふえる。いま言つた七十八万人ですか、そういう数字は確かに労働省の各種の資料にも出ております。ただし、中身を見た場合に、今度の特定不況産業の法案によつて若干離職者が出る、それはいわゆる中高年齢者ですね。その中高年齢者が第三次産業に産業構造の変換ということに移つていくとしたつて、移つていく先は不安定雇用に至るのじゃないか。職はあるけれども不安定だ、こういう状態。第三次産業はすべて不安定とは言いませんけれども、いまの私も目が目にし、耳にする状態というものは、ほとんどが不安定、こういうところに押し流されてしまふ。それを離職者対策法なり雇用安定資金なりという制度で仮に支えたにしても、單に当面を糊塗するにすぎぬのじゃないか、こういう気がするわけです。

したがつて、いまも通産省の局長が答へたように、この法案は雇用の安定そのものを目的とするのじゃないか、企業は雇用の安定を目的とするのだ、それは法案はそれでしようけれども、今日の日本の一番の問題は、私は雇用の問題だと思ふ。その雇用というものを、双方が大事だ大事だと言ひながら、一方でこの法案では安易に切り捨てようとする、そういうふうな思ふ。だから、この法案の中にも、離職者を極力避ける、そういう強い線が貫かれておらなければ、ここから出た者は労働省で何とかするでしょうということでは、お役所のセクトだけでは解決せん。

だから、こちらの法案でも極力離職者を出さないように園地めをかける、そしてやむを得ず出た場合には、当面労働省の離職者対策法で糊塗しながらも職業転換なりなんなりということ考へていく、そうしなければ、働いておる労働者はたまたものじゃない。だから、法案になじむなじめぬという問題でなしに、その辺のところを一本こ

こに入れる必要があるのじゃないかと思うのですが、通産大臣、どうでしょう。

○河本国務大臣 政府といたしましては、いわゆる構造不況産業に対する対策といたしましては、抜本的には景気浮揚による内需の拡大だと心得ております。内需が拡大されまして産業全体の操業率が上がる、こういうことになりまして、いわゆる構造不況産業問題の大半の問題は解決できると思つておるのです。

ただし、やはりこの構造不況産業には、それぞれ長年にわたるむずかしい問題が山積をしておりますので、やはり同時に特別の対策というものを並行して進めていかなければならぬ、これが今回お願いしておりますこの法律でございます。が、先ほども申し上げましたように、こういう法律ができましたら、私どもの期待するところは、それぞれ業種は、こういう法律に依存しないで、自力で工夫しながら、努力しながらそれぞれ業界の問題を解決していただく、これが一番望ましいわけでございますが、不幸にしてそういうことができない、それだけの実力がいまはなくなつておる、万やむを得ずこの法律によつてやつていこうという場合には、政府の方もそれなりの応分の御支援をしていこうというのがこの法律の趣旨でございます。

しかしながら、いまもたびたび御指摘がございましたように、一番大きな問題は雇用問題でございます。だから、雇用問題には十分な配慮を払つていかなければならぬわけでございまして、第十條にはそれについての基本的な考へ方が述べられておりました。また、この法律の執行に際しましては、それぞれ担当大臣と労働大臣が十分な協議をするということにも運用上なつております。

それから、いま雇用についてもちとちんとしたことを決めるというお話でございますが、先ほど政府委員から答弁をいたしましたように、この法律は余つておる設備をどう廃棄するかということを決めるためにつくる法律でございますので、雇用問題には細かくは触れておりませんが、しか

しながら、おっしゃるような雇用問題が大事でございますから、いま申し述べましたような精神に沿つて万端漏のないような対策を考へていかなければならぬと思ひます。

○田口委員 この法案の性質、性格が、一方は設備の廃棄だ、それから労働省の離職者対策法はそこから出てきたものの受けざらだ、こういう割り切り方だけでは、そこで働いておる労働者として文字どおり不安定である。したがつて、やはりいま大臣が最後に言われましたけれども、單に設備廃棄、格納ということを目的にする法案ではなくて、当然そこから生身の人間がはうり出されるのうなことをはつきりやるべきである。同時に、これに關連する中小企業の問題、こで言つておる特定不況産業が規模を縮小すれば關連する中小企業は当然つぶれます。

これは北九州の資料なんですけれども、もうすでに雇用調整が始まつておつて、今後特定不況産業の法案が成立した場合の關連する企業の数だけ、労働者は除いておられますけれども、数だけ挙げておられますが、たとえば北九州だけで段ボールの企業は七つある。そのうち大企業が二で中小が五、それから肥料の場合には大企業が六で中小が逆に一つなんです。海運なんかは中小は三百二十もある。これは北九州だけ取り上げてみたのですけれども、日本全体から見ると、これによつて規模が縮小すれば關連する中小企業がそれ以上につぶれていく。ということは、そこで働いておる中小企業労働者、主中高年齢者ですけれども、これが路頭にほうり出される、こういう実態があるわけであります。

そこで、お聞きしたいのですが、通産の法案の場合に關連する中小企業対策をどのように見ておるか。それから労働省の方には、昨年末、離職者対策法が成立いたしました。えてして關連する中小企業の労働者が対象になりがたい、こういう実態があるわけでございます。これをどうするか。

それから、この法案といまできておる離職者対策法を見ると、即離職者対策法に結びつかぬのです。通産の法案が成立した、それによって遺憾ながら首切りが出た、すぐに特定不況業種離職者臨時措置法ということに結びつかない。結びつかぬでしょう。そこは事務的にどうなっておるか。

○細野政府委員 御存じのように、昨年成立させていた特定不況業種離職者臨時措置法は、その適用要件に二つの大きな要素がございまして、一つは、法令または国の施策によって政策的に行われる合理化に伴う直接の離職者であること、もう一つは、生産その他の経営的な要件あるいは雇用関係の指標、そういうものが一定の割合でダウンしておること、こういう数字的な側面、こういう二点がその要素になっております。不況業種というのは、数字的なものはダウンするのが一般でございまして、そういう観点から言え

ば、この法律によって国の施策として設備の共同廃棄等を行い、それに伴う離職者であるということになりますと、確かにおっしゃる通りに、法律が違いますがそれぞれの要件はあるわけで、形からいって独立だという御議論も一応私もよくわかるのですが、実体的に中身を見ると、いま申し上げましたように、この法律によって指定されたものというものは、まずほとんど離職者法の対象になるといふように私は物の考え方として考えておるわけでございます。また、現にこの法案で例示されている業種等は、私どもの特定不況業種離職者臨時措置法の対象にすでになっておるものであるということでございます。

中小企業のお尋ねもございましたが、私も、たとえば鉄鋼、造船その他その野の広いものにつきましましては、確かに先生御指摘のような問題が生ずる可能性があるものですから、したがって、そういう場合には、所管の官庁はもちろん、関係の労使の団体等の御意見もよく伺いまして、指定をする際に業種の指定にかなり工夫をこらしまして、すそ野の広い場合には下請関係が拾える

ようにいたしておることが第一点でござい

ます。それからもう一つの問題は、御存じのように、その対象業種に属さないものについては対象にしないということが原則でございまして、しかし、いわゆる下請系列関係に入っておられるものについては、これはもとの方が構造不況的な要因によって経営が非常に苦しいという状況であれば、下請系列関係についてその影響をもろに受けるという実態があれば、これを受けまして、そういうものを適用対象にしようということで、いわゆる下請としての認定のできるものについては拾っていくというやり方、こういうやり方によりまして、実体的に強い影響を受け、しかも、それがもとの業種との間に密接な関係があるというものにつきましましては、極力救うというかっこうをとって現在までやってきておるわけでございます。

○濃野政府委員 この法律によりまして安定基本計画の作成あるいはその実行ということでの設備の処理が進むに当たりまして、関連の中小企業、あるいはたゞいま先生御指摘の点は当該業界の中の中小企業の問題もあるのではなからうかと思いますが、いずれにいたしましても、中小企業問題といふのは頭に入れておかなければならない一つの大きな問題であろうと思ひます。

そこで、一つは、特定不況業種の業種別にこの安定基本計画をつくるわけでございますけれども、いわゆる関係審議会ではこれは全部議論することになっておりますが、この審議会も業種別に部会なり小委員会をつくりまして、それぞれの関係業界のほかに、たゞいま御指摘のような特にその業界、業種の特性から見まして中小企業との関係が非常に強い、あるいは下請関係でも特別の業界の仕組みになっておるという場合は当然のことでございますが、その他の場合におきましても、一般的にいまして中小企業の代表の方々も当然のことながら御参加を願う、そのほかに労働関係の代表の方々等々にも御参加願ひまして、御心配のようない点につきましても十分な議論をしてもらわ

なければならぬと考えております。

また、中小企業問題は通産省の中小企業庁で担当しておりますので、中小企業に関連をいたします問題には、当然のことながら、それぞれの業種の審議会に当たりまして、そういう観点からも十分の議論を尽くし、御懸念のような点がないように配慮をしていきたい、こういうふうに考えております。

それから、いま労働省の局長から御答弁でございましたが、特定不況業種の離職者法との法律の関係でございまして、現実的な現在の姿を申し上げますと、先ほど局長から御説明ございましたように、業種の指定要件が若干違っておりますが、私も、この法律の対象たり得ること、五号の政令指定は候補業種を含めまして幾つかのものを考えております。たとえば法定されております平電炉業界、あるいは繊維の合成繊維、アルミ製錬、圧延、法定ではございせんが紡績業、それから段ボール原紙等につきましてはすでに特定不況業種の離職者法の対象になっております。

問題は、われわれが一応念頭に考えまして離職者法の対象になっておりません業種、肥料業界、塩ビ樹脂、それからフェロアロイ等の業界でございまして、これはこの法律が御審議の結果成立いたしました五号の対象になった場合には、先ほど御説明のございましたように、離職者法の指定の要件も満たし得る状態になるのではないかと、こういうふうには私どもは考えております。

○謝敷政府委員 船舶製造業につきましては、この法案の法案の政令指定になりました場合は、この法案に従って処理をしていくわけでございますが、すでに下請それから関連工業を含めて特定不況業種離職者臨時措置法の対象としております。

○田口委員 通産のサイドも労働のサイドも、私は、はっきり言つて中小企業については冷淡だと思ふのです。この通産の方の法案によって設備の処理、廃棄をすれば、常識的にいって性能の低い設備というものを先につぶしますね。大企業の場合、飽率の悪い機械を先につぶす。残るのは高性能の機械ばかりなんです。それで、後でも言いたいのですけれども、国際競争力がうんと強まる。身軽になつて最新鋭の性能の高い機械ばかりで生産するので、この特定産業というものがど

んどん力を増す。そのことによって、国内市場だけを見ても、関連の中小企業というものは二重、三重におもしかかる。これはわかるでしょう。

生き残る大企業は高性能のものばかりを残す。中小企業は高性能な機械なんて持っていない。従来のおくれた機械、それで四苦八苦やっておった。それが今度高性能のものが残つてどんだん生産性を高める、競争力が強まる、身軽になつた、そういった面から中小企業がより以上の痛手をこうむる、こういったことについてこの法案は、いまそれぞれの関係審議会がどうとかいうお答えがありましたけれども、どうも間に合わない。

さらに、離職者対策という面からいって場合には、大手の場合には曲がりなりにも労働組合の組織がございまして、中小企業はまずないと見ていい。組織率は低い。そういったこともあって、この離職者対策法、去年の暮れからまだ間はないのですけれども、その適用状況を見た場合に、職安局長の御答弁ではありませぬけれども、中小の場合には、その関連度合いといふものに一〇%か八〇%かの差があるにしろ、親ガマがけたのですから大きな痛手をこうむる。ところが、関連度合いが小さいですと、いって離職者対策法にひつかからぬ、こういう状態が多いわけですね。親ガマがけたことには違ひはないのだ。だから、そういう中小企業、子ガマの問題については、むしろ大企業よりも手厚く離職者対策をやるということの方が、今日の雇用条件から見れば必要なんじゃないか。それが逆になつておる。

正直に申し上げて、私も社労委員でこの議員立法をまとめた一人でありまして、後でさんざんやられました。結局大企業の労働者だけを優遇する離職者対策だ、中小の労働者はこれでは一向に救われぬ。全く相済まなかつた私は頭を

かいたのですが、こういう法案が出てきた際にも  
う一遍見直す必要があるのではないか。もちろん  
前提は極力離職者を出さないということが大事で  
すけれども、出た以上は、親ガメがこれれば、そ  
の度合いが少なからず中小には深刻な影響を  
与えるのだから、その労働者について全面適用  
するくらいは構えを労働のサイドでは持つべきで  
はないか。通産の法案の場合には、結局高性能が  
残って、悪い性能を持った中小はより二重、三重に  
押しつけられる。したがって、この法案について  
は、その辺のところを丁寧過ぎるくらい、くどい  
くらい中小の保護対策というものを打ち出して  
いく必要があるのではないかと思いますが、どうで  
しょうか。

○細野政府委員 先ほど申しましたように、その  
業種に属するものについては大も中も小もない、  
これは全部適用になるわけでございます。中小に  
ついては系列関係というものがありますから、そ  
の業種に属さないものについても、一定の関係の  
強いものについては救うというところが一つ、  
一つ、それからもう一つは、それでも救えない場  
合がある、すなわち救わなければならない  
業種については、そういう関連の業種自体を下  
請というふうに見るのではなくて、根この方の  
業種指定でもって救うようにしております。そう  
いう形で、本来なら業種に属さないものについ  
てまで中小企業に限ってそれを救済するようにし  
ているのだということを申し上げたわけでございま  
して、そういう考え方で今後関係官庁との相談  
もよくし、労使団体の御意見もよく伺って、そ  
ういう考え方を今後とも弾力的に維持してまいり  
たいということを申し上げておるわけでございま  
す。

○濃野政府委員 ただいま御指摘の点は、業種に  
よりまして、つまり大企業、中小企業いろいろ混  
在した業種がございまして、この設備処理が進め  
られることによってむしろ大企業の競争力が非常  
に強くなる、中小企業がそういう意味で非常に  
圧迫を受けるという御懸念の御質問と受けて

お答え申し上げます。

この法律は、設備処理を進める、この規定に乗  
ります前提といたしまして、二条の五号で一応候  
補業種は指定になりますが、それでは一体業界ぐ  
るみで設備処理を進めるかどうかということのた  
めには、もう一つ二条の第三項で、その業種の申  
し出ということがございまして、この申し出は  
まず数で三分の二の人、生産量で三分の二の人が  
申し出なければならぬわけでございまして、あ  
る業界が非常に中小企業あるいは小さな方のウエ  
イトが大きくて、しかも大企業の考えと中小企業  
の考えとの間でなかなか結びつかないというよ  
うな場合には、指定要件の上で、特に数の上で業  
界ぐるみひとつ設備処理を進めていくというわけ  
かという意思がなかなか固まらない場合があるの  
ではないか、したがって、非常に中小企業性の強  
い業界で大企業との間で非常な考え方の違いがあ  
る場合には、この法律の対象になり得ないという  
問題になるのではないかと一つでございます。

それから第二に、仮に三分の二の方がまとまり  
まして、ひとつ一緒に進めていくというところに  
なった場合にも、大企業、中小企業それぞれ設  
備処理のやり方等についてはいろいろ御意見があ  
るかと思いますが、その点につきましては、先ほ  
ど申し上げましたように、個々の業種別に、どう  
やって幾らの設備処理をどういうかっこうでやっ  
ていくかということとは十分議論をするつもりで  
ございまして、そこで業界の中のいろいろな御意  
見あるいは規模別に持っておられる御意見等も十  
分調整して、その出たラインで設備処理が進めら  
れていく、こういうふうには私どもは了解いたして  
おります。

○田口委員 職安局長にいまの問題に関連して聞  
くのですけれども、仮にこの特定不況産業法案が  
成立をした場合に、離職者対策法の第七條との関  
係はどうなるのか。第七條の中身は御存じでしょ  
うが、一定規模の離職者を出す場合、そうして配  
置転換というものの第七條の中には当然入る

のかどうか、その辺の関係だけ……。

○細野政府委員 お尋ねの第七條の再就職援助等  
に関する計画でございまして、これはいま御審議  
いただいております法案に関係なく、一定の規模  
以上の、もちろん解雇も含みますけれども、出向  
その他の異動を生ずる場合についての義務規定で  
ございまして、したがって、そういう状態がこ  
の御審議いただいております法案の業界で起き  
れば、もちろんこの適用を受ける、こういうこと  
になるわけでございまして、(田口委員「あるんで  
すね」と呼ぶ)この七條は、現在の法案と関係な  
く、こういう条件に該当すれば再就職援助計画を  
つくったり、それからその届け出をしたりという  
ようなことになります。したがって、法案ができ  
ても、それによって起きてくる雇用量的変動なん  
かは当然すべてかぶるということになるわけで  
ございまして。

○田口委員 時間が参りましたから、最後に通産  
大臣に伺います。

設備処理をすることによって、結局高性能の設  
備ばかりが残る、こう見てもいいわけですね。そ  
うなってくると、この中で生き残った一群の企業  
というものがきわめて強い国際競争力を持つよ  
うになる。そして自動車であるとか電気である  
とか、いま輸出産業の中軸になっておるもの、それ  
らと相まって国際競争力というものをどんどん強  
めていけば、結局、さっきもちょっと言ったので  
すが、今日二百二十億というふうな状態になっ  
ておる円高をさらに促進することにはなりはしな  
いだろうか、そのことによってまた国内企業が不況  
に陥る、こういう悪循環を繰り返すのじゃないか  
というふうな危惧を持つのですが、その辺のお考  
えはどうでしょう。

○河本國務大臣 構造改善事業をいたしますと、  
確かに競争力は強くなると思えます。ただし、か  
し、そのことで非常に輸出が伸びるであろうとい  
うことはいかがでしょうか。と申しますのは、構  
造不況産業と考えております業種の全生産量は、  
全産業のおよそ一五%くらいといまのところ想定

しておりますので、さほど大きな影響は出ない。  
もつとも、この中で一番大きなシェアを占めてお  
りますのは造船であります、造船のことにつき  
ましては運輸省からお聞きいただきたいと思いま  
す。

○謝敷政府委員 造船業につきましてこの法案  
による設備処理の考え方でございまして、現在の  
造船の構造不況と言われるものは国際的なもので  
ありまして、したがって、欧州その他第三国  
を含め基本的には軒並み需要の減少に悩まされて  
いるわけでございまして、したがって、設備処  
理に当たりまして、確かに先生御指摘のような新  
鋭設備という議論と、また逆の立場で中堅企業あ  
るいは中小企業の安定ということの調整は、安  
定基本計画の中あるいは政令指定に至る前の業界  
内での話し合いの中で十分行われると考えており  
ます。したがって、残った形が長期的に安定  
するためには国際的な配慮も十分しなければなら  
ないわけでございまして、現在まで日本の造船業  
は世界の五〇%というシェアを持っております  
したが、これは開発途上国等の自然発生的な発展  
を考えますと、現在すでに五〇%を割ってきてお  
ります。そういう中で、安定基本計画をつくりま  
す際にも、国際的にどういう立場でなければいか  
ぬという点については、十分審議し、検討した上  
で対応してまいりたいと考えております。

○田口委員 もう終わりますが、重ねて関係大  
臣、特に通産大臣に要望申し上げますが、これは  
設備の処理を目的とする法案には違ひありません  
けれども、今日、日本の一番の政治課題と言っ  
てもいいぐらい雇用の問題が深刻でありますから、  
この法案が成立すれば、大なり小なり離職者が出  
るであろうということが見込まれるわけでござい  
ますから、現にある離職者対策法の第七條を入れる  
とかどうとかという細かいことは私は言いません  
けれども、そういう趣旨のものをきっちり盛り  
込んで、関係労働者が不安のないように、失業者  
を出さないように、それによって所期の目的が達  
せられるということをこの法案に盛り込んでいた

だきますように、それがなければ、この法案は単なる労働者切り捨て御免の法案にすぎぬということになりかねませんから、ぜひともそういう趣旨を盛り込んでいただきますようにくどく要望いたします。質問を終わります。

○野呂委員長 次に、越智伊平君。

○越智(伊)委員 私は、当特定不況産業安定臨時措置法案につきまして、社会労働委員会に所属をいたしておきますので、主として雇用の問題についてお伺いをいたしたいと思います。

まず第一点は、御案内のように最近二百二十四前後という円高、さらに構造不況業種の問題を抱えて本年の雇用情勢は至って厳しいと存じます。五十二年度を見ましても、各月とも百万人を超えるような趨勢にありまして、本年の一月末は百二十六万人と失業者がふえているのでございませう。

そこで、こういう状態の中で当面の雇用失業情勢がどのようになっておるか、どういう見通しであるか、このことについて、まず労働大臣にお伺いをいたしたいと思います。

○藤井国務大臣 現在の厳しい雇用情勢の実情でございませうが、けさの閣議で二月の情勢の発表がございました。一月が百二十六万人の完全失業者でございましたけれども、二月現在において百三十六万人と完全失業者がふえまして、そして完全失業率が季節調整をいたしまして二・〇%、有効求人倍率が〇・五四、一月現在では〇・五二でございましたから、この点はやや改善されておりますけれども、依然として厳しい雇用情勢が続いております。さらに現在円高が一層激しくなっておりますから、これから先大変な状態だと思っております。

したがって、政府としては、しばしば申し上げておりますように、何といっても早く不況脱出、大型積極財政運営によって公共事業を中心に景気の回復を図ることが大前提でございませうが、このような努力をいたしまして、五十三年度において五十五万人の雇用増、そして失業者を百十五万人

から百十万人と五万人減らそう、これを努力目標としてやっておるわけでございませう。

○越智(伊)委員 いま大臣から、これからの見通しについてお話があり、百十万人まで失業者を減らしていくというように御説明がございました。しかし、当法案からいいますと、新しく失業者がさらにふえていくのではなからうか。もちろん景気の動向にもよりますが、離職者がおいおい増加していくのではなからうかと私は考えます。これには、もちろん第一番には失業者の予防、できるだけ離職者を出さない方向で進まなければならぬ。これについては労働省としても努力をいただいております。あるいは通産、運輸もそのとおりであろうと思っております。やはりいまのような景気の横ばい、さらにお話にもございましたような円高ということになれば、自然離職者もふえてくるのではなからうか。しかし、また一方では、再就職といってもなかなか大変なことであると思ひますが、労働大臣のいまのお話、百十万人に失業者を減らそうということについて、具体的にどういうところに重点を置かれるか、この点についてお伺いをいたしたいと思います。

○藤井国務大臣 まず、何よりも失業者を未然に防ぐということが大切でございまして、そのためには御承知の雇用安定資金制度を積極的に活用する。余儀なく失業者が出た場合、これは議員立法で制定をされまして現在実施しております特定不況産業離職者臨時措置法を効果的に活用いたしまして、まず雇用保険、四十歳以上は九十日延長ということによってある程度つなぎを増していくといったこと、それから、その間において職業訓練をやつて職種の転換の方向にいく、あるいは職業訓練手当をやるといったこと、それから、このようにな不況産業から離職された方を雇い入れる側に對してもこれが助成をしていくといったこと、同時に、公共事業を積極的にやりますが、特定不況産業種の地区の指定を受けたところは、いわゆる失業者の吸収率制度によって、これは緊急対策として

てその方向へも向けていく、それともう一つ、五十三年度に新しい雇用政策として、中高年齢者の雇用を開発していくという面において、このような人たちを受け入れる事業主に対して助成をしていく、中小企業者である事業主が受け入れた場合には賞金の三分の二、大企業の場合は二分の一、こういうことによって民間の活力を活用して雇用の開発をしていく、こういったものもろの施策をきめ細かくやります。厳しい雇用情勢に對処していきたい、こういうことでありますが、やはり一刻も早く景気がよくなるということが何としても願わしいわけでございませう。そういう背景のもとにいまのような事態に備えているというのが現状でございませう。

○越智(伊)委員 ただいま大臣からいろいろお話がございました。非常に積極的にやっておられる、このことはよくわかりませう。また御努力をいただきたい、かように思います。

さて、いまもお話ございましたように、先日この特定地域を指定いたしました。指定をされた五地区、すなわち室蘭、尾道、今治、長崎、佐世保ですか、こういうところの指定をいたしました。いまも大臣が公共事業等にある程度の率を吸収させる、こういうことでございませうが、これの受け入れ側についてひとつお尋ねをいたしたい、かように思います。

いまの中で、尾道、今治というのは、ちょうど道路公団が架橋をやっているでございませう。また、御承知のように、この地区は非常に造船の不況な地域でございませう。でございませうから、造船工等が失業をしておる、倒産企業も非常に多い、こういうことでございませう。

そこで、まず第一番に、この非技能者についてどの程度受け入れられるのか、あるいはまた有技能者、たとえば溶接工であるとか塗装工であるとか、こういうものにつきましては、橋と直接関係があるというふうに言われておりますが、地元ではこれの受け入れが少しくない、協力をしてくれてないというような意向があるのでございませう。

そこで、建設省の方からお答えをいただきたいと思ひますが、この架橋公団の指導という点についてどのように考えておられるか、お伺いをいたしたいと思います。

○加藤説明員 お答えします。

技能労働者をどの程度受け入れられるかというお話ですが、現段階では尾道・今治ルートは、主として大きな橋、大三島橋とか因島とか、そういう橋をやつておる段階でございまして、これは大規模工事だとか長大橋だとか海中工事で、通常の他の公共事業と同一に律し切れない面がございませう。工事の難易度あるいは規模等からして、特殊構造物が先行しておるというような段階でございませう。現時点では、おっしゃるような造船の技能労働者を直ちに受け入れるという形になつてございませう。しかし、私どもとしましては、将来、特に因島大橋の関連陸上部、つまり橋から外のところ、陸上部になりますと、やはり工事の発注規模、難易度からして相当地元の方々の労働力を期待しております。

ちなみに、大三島大橋ですと、現在進捗率は、陸上部合わせまして六七%程度ですが、これも陸上部では、それなりに中小業者の方々をお願いして、地元の資材、労働なり、そういうものを受け入れていくつもりです。

いま概括申し上げましたようなことですが、Eルートに限らず、本四公団全体、Dルート、Aルートその他相当大規模に仕事が出る段階では、十分その辺は公団を指導してまいりたいと思つております。

○藤井国務大臣 別に私に要求はございませんでしたが、伺つておりながら、私からもお答えしておく必要があらうと思ひますので……。いま越智さんがお挙げになりましたような仕事の分野では、不況にあえいでいる造船関係のものを助けることができるような措置を政府全体としてはとるべきが当然だ。そこで、建設大臣と私の間の話で、そういうことでできるだけ造船関係の

人を吸収できるような仕事を公共企業等で促進し  
てもらう、全体としてそうでございますが、こ  
とにいま先生がお挙げになったような地帯は特  
にあいであるようなところでございますので、そ  
ういうところへ公共事業等も持つていって、しか  
も仕事としてはなるだけそういうものが役に立つ  
ような仕事というところで、大臣間ではその点に  
つきましてはかなりよく打ち合わせをしてござい  
ます。いま公団の話では、なかなかうまく行つて  
ないが、これからやるような話で、これはそれ  
うんとやってもならなければいかぬと思つており  
ます。いずれにいたしましても、そのもとともな  
るべき最高責任者間では強く申し合わせがして  
ある、このことを申し上げておきたいと思いま  
す。

○藤井国務大臣 五地区を指定いたしました中に  
今治も入つておるわけでございますが、今治には、  
現地に政務次官も派遣いたしまして、失業多発地  
帯としてわれわれも非常に注目をいたしておりま  
す。

いま運輸大臣からもお話がございましたが、先  
般、経済対策閣僚会議並びに雇用問題閣僚懇談会  
の合同会議におきまして、運輸大臣からもいろい  
ろお話がございましたが、私も、雇用の進出とい  
う面においていろいろ発言をいたしました。この  
公共事業へ失業者を吸収するというのも、やは  
り造船関係であればその技術を生かされるように  
雇用の吸収ということを配慮してもらわなければ  
ならぬ、同時に、地区において市町村並びに県の  
出先といったところが、職業安定所が中心になり  
まして積極的に求人を開拓をやつていく、こうい  
ったことで全力を尽くしたいと思ひます。

○越智(伊)委員 ただいま建設省並びに運輸大  
臣、労働大臣から御答弁があつたわけなんです  
が、運輸大臣、労働大臣の御答弁のとおりだと思  
つております。ただ、建設省の考え方が、いま聞  
いておりますように大型プロジェクトでなかなか  
そういうものになじまないというようない方、  
こういう考え方を率直に現地で持つておるから私

は質問を申し上げたのでございます。でございま  
すから、確かに長大橋でございますから専門の業  
者がやられることも結構でございますし、また、  
でき得れば下請等を、尾道も今治も非常に不況な  
地帯ですから、地元の鉄工所なり造船所にやらす  
というようなことの配慮、あるいはやらせないに  
しても未技能者の吸収は陸上部ではできると私は  
思ひます。また、有技能者にいたしまして、先  
ほど私が指摘いたしましたように、塗装工である  
とか溶接工であるとか、こういうものは現地で使  
うものは使えると思うのです。ところが、いまそ  
れはなかなかそういうふうになつていない。でこ  
ざいますから、これはぜひひとつ三大臣の方でよ  
く御協議をいたしまして、そういうものもできるだ  
け吸収するようにお願いをいたしておきたいと思  
ひます。

さて、労働大臣に一点お伺ひいたしたのでご  
ざいます。会社更生法なりあるいは和議を申請  
いたしました場合に、何人か再建をしようという  
ことで技術者を中心に残しております。これが雇  
調金の対象になるかならないかの問題で、いろい  
ろそのときそのときのケースで判断をされておる  
ようでございますけれども、まじめに再建を考え  
ておる場合には、この法の精神からいって、は  
つきりとこれは対象にしてやるといふことで再建  
を図つた方が失業者を出さない、予防をする、こ  
ういう点からいふといふと考えるのですが、労働  
大臣、いかがでございますでしょうか。

○藤井国務大臣 最近の大変厳しい経済情勢、ま  
た円高追い打ちというこの激しい移り変わりの経  
済社会において、事業家がいろいろ苦勞されてお  
るわけでございますから、当然いろいろな対策を  
しなければなりません。労働省の立場において  
は、いわゆる雇用安定調整制度という点におい  
て、いま御指摘の会社更生法の指定を受けて再建  
をやるうとしておることに働いておる人たちに  
対する雇用の安定のために、休業手当に對して  
国が応援をするという制度がありますから、そう  
いった線に沿つていま御指摘の問題は対処してい

ける、私はこのように考えております。

○越智(伊)委員 いまのとは角度がちよつと違  
う、逆なことなんですけれども、いま会社更生法  
並びに和議、こういうことが少し安易に行われ過  
ぎるのでなからうか。言いかえますと、本当に苦  
しくて倒産をした、そういう会社が多いいと思ひ  
すけれども、中には計画倒産でなからうかといふ  
ことを言われております。これはもちろん裁判所  
が決定することでございますから、このことに  
ついて私はとやかくは言わないのでございますけ  
れども、会社更生法の法そのものを少し見直しす  
る必要があるのではなからうか。少し苦しくなると  
会社更生法なり和議の申請をして、認可になれば  
負債の切り捨てが行われる、あるいはそういう状  
態になると労働者も、非常に極端に言ひますと首  
切りがやりやすいといふことから、あそこは計画  
倒産でなからうかといふうわさが流れたらいたし  
ております。これは事実でございます。

そこで、法務省にお伺ひしますが、いまの法の  
見直し、こういう点について法務省の御意見は  
かがでございますでしょうか、ちよつとお伺ひをいた  
したいと思ひます。

○稲葉説明員 会社更生法とあるいは和議法と  
いう法律自体は、財産的に破綻に瀕した企業に對  
しまして更生の機会あるいは再建の機会というも  
のを与えるという制度でございます。ある程度  
広く門戸を開いておく必要があると思ひうわけ  
でございます。ただ、それが先生御指摘のように計  
画的になされる、あるいはこういふ法律を隠れみ  
のにして自分の失態を覆い隠すというやうなこと  
になりますと、非常に問題でございます。それ  
には法律上はそれなりの手当てをしております。  
たとえば会社更生法でございますと、破産回避、  
誠実に再建する意思もないのに破産宣告を受ける  
ことを回避するといふだけの目的でなされた場合  
とか、あるいは申し立てが誠実にされたものでな  
いといふような場合には、その更生の申し立てを  
棄却することができるということになつておりま  
す。

〔野呂委員長退席、山下(徳)委員長代理  
着席〕

また、和議の方でも、そういう債権者の一般の利  
益に適合しないといふやうな和議の申し立ては棄  
却され、あるいは和議が認可に付されないといふ  
やうなことになつておるわけでございまして、そ  
れ相應の手続、法律上の手当てはされておるわけ  
でございます。

また、もちろん計画倒産といふやうなことでご  
ざいますと、詐欺更生罪といふやうな罰則もかか  
るといふやうなことになつておるわけでございま  
して、法律としてはそれ相應の手当てをしてい  
るのではないかと一応考えております。

ただ問題は、それぞれの運用の問題でございま  
して、裁判所も最近はかなりその辺に留意をされ  
て運用されておられるように伺つております。ま  
た、会社更生法の手続上では、たとえば行政庁へ  
通知をいたしまして、行政庁からはその事件につ  
きまして、これは開始決定をする場合と更生計画  
を認可する場合と両方ございましてすけれども、  
も、それぞれ意見を述べることでございまして、ある  
いは裁判所からも意見を聞くことができるというよ  
うな手当てもしておりますので、その辺は法律上  
はかなりいろいろなところに配慮をしておるの  
ではないか、現行法の運用でも十分賄えるのではな  
いかといふふうに考えております。

○越智(伊)委員 ただいま御説明がございました  
が、そこに少し問題がありますのは、意見を聞く  
ことができる、意見を述べることでございまして、こ  
ういふことなんです。私はこれを、意見を積極的に  
述べなければならぬ、また、聞かなければなら  
ない、こういうことが必要なのでなからうかと  
思ひうわけなんです。率直に言つて、何社か倒産  
いたしますと、中にこれは計画倒産だといふやうな  
うわさをされる企業も確かにあるわけなんです  
が、ちよつと通産大臣、参議院の方へ行かれまし  
たが、政務次官見えておりますが、政務次官、御  
見解いかがでございますでしょうか。

○野中政府委員 先生御質問の問題でございま

けれども、御承知のとおり、更生法の三十五条の一項に、更生手続開始申し立ての場合には所管の行政庁に通知しなければならないというふうに書いてございまして、また、更生開始決定の場合も四十八条に規定してあります。御存じのとおり、三十五条の第二項によりまして、裁判所は必要に応じて所管行政庁の意見を求めることができるとありますので、われわれは、意見を求められました場合に、次の二点について留意しながら意見を述べてまいりたいと思っております。

その第一点は、御存じのとおり金利コストが安くなるものでございまして、同業他社に及ぼす影響というものがございまして、第二点は、またいま先生も御指摘がありました雇用の問題に及ぼす影響がございまして、この辺を十分勘案して意見を述べてまいりたいというふうに考えております。

○越智(伊)委員 時間が参りましたので、最後に運輸大臣にひとつお願いをいたしたい、こう思います。

実は昨年の十二月二十三日の閣議決定で、海運局の出先の出張所、現在八カ所あるそうでございまして、これの全廃ということが出ております。実は私の出身地でございまして、今治でございまして、造船所が約三十社、あるいは海運業者が非常に多い、したがって海員も非常に多いところでございまして、しかも島嶼部を控えておりますので、これが松山へ行くとなると、一晩泊まらなければならぬ。特に最近では、造船にいたしまして、新造よりは修繕船が多い、でございまして、それから、手続をたびたび行わなければならない、こういう実情でございまして、でございまして、閣議決定でございまして、こういう不況のときでもございまして、何かの方法でひとつ考えていただきたい、かように思います。一定の方法で、地域の実情を考えないでただ廃止ということだけはなりまして、地域のこうした企業なりあるいは船員なりあるいは船主なり、これは大変な迷惑をいたそうと心配をいたしております。これは

運輸大臣に、特に行管にもお尋ねいたしたいのですが、時間が参りましたので、議論よりはお願いをしておきたい、かように思います。

○福永国務大臣 ちょっとお答えしておきます。お願いという言葉で表現されましたが、ずいぶん御心配でございまして。お話しのように、確かに年末に出張所は廃止する、こういうことに決まりました。この経緯をいろいろ申し上げることはこの際遠慮いたしますが、まあいろいろな次第で、行政改革というような観点からあつたことになつたわけでございまして、今治等の実情は、私もある程度認識しております。だから、出張所が廃止したから皆なくなつてしまふのだということにするつもりはございせん。分室等の設置、もつともこういう出張所をやめて分室ではどうなんだという意見がまた別途出てくると思ひますが、これはこれでまたなにごさいますが、今治の実情等からしますと、本間に関係者の皆さん気の毒です。それから、そういう地元へのサービス等に関しましては、従来と変わらぬように大いに考えていきたい、と、こう思つておりますので、具体的にどうするかは、ひとつ私、篤と考えさせていただきます。必ず善処をいたします。

○越智(伊)委員 終わります。

○山下(徳)委員長代理 原田昇左右君。

○原田(昇)委員 まず、運輸大臣にお伺いしたいのでございまして、造船をこの法律に乗せて設備の処理をおやりになるということとでございまして、かねて運輸委員会関係業界並びに金融機関等から造船の不況の現状等についてお伺いしてまいったわけでございまして、状況は大変深刻のよう

でございまして、そこで、大臣として、今後の造船の操業度の見通しといひますか、ことしが約五、六百万トンと承つておりますが、さらにどういふふうになつていく見通しを考へておられるのか、お伺いしたい。

○福永国務大臣 造船は非常に苦しい状況でございまして。現在苦しいが、将来どうかということに

つきましては、これもやや長期的に見た場合と短期的に見た場合と若干違ふのでございまして、長期的に見ますと、日本の造船技術等が原田さんもよく御承知のようなことでございまして、船がかなり古くなつてくる、やはり日本にということもかなりあるわけでございまして、また、いろいろの新しい船にいたしましても、従来のものばかりでなくて、さらに進歩したもの等も考えられますので、かなり長期的に見れば、これはもう望みは大いにあると思ひます。当面なかなか容易でない、こしはばくの間は依然として苦しい、こういうことを覚悟せざるを得ないと思ひます。

数字が必要でございまして局長等から答えさせますが、いづれにしましても、大勢そういうことでございまして。したがって、それなりの対策が必要であることを強く感じ、かつ実行しているところでございまして。

○原田(昇)委員 そこで、この法律によりまして、事業者の申し出によつて安定基本計画を立て、そしてさらに業界の努力が十分でない場合に共同行為の指示をするということになつておりますけれども、この申し出というものは、具体的にいまのような状況ですといふところある見込みでござい

か。

○謝敷政府委員 設備の処理を含みます構造改善について法律案を審議していただいているわけでございまして、これと並行いたしまして、造船業界で自主的にどういふ構造改善を進めるかという点を業界それぞれ現在検討しております。なお、それらを受けまして、海運造船合理化審議会が現在あらかじめ基本的な議論を煮詰めるための準備作業をしております。一つは船給の見通しの確定と、それからどういふ方法で設備の処理あるいは構造改善、いわゆる企業の問題も含めました構造改善について取り組んでいるわけでございまして、したがって、本法律案が成立をいたしました

暁から、具体的には海運造船合理化審議会の部会を拡充強化いたしまして、再建のための基本的な方向の審議に入つていただいて、それらを見ながら、業界の大多数が申し出をして、申し立てがあつた場合に政令指定の運びにする、こういう基本的な考え方で、その後安定基本計画ということ

でございまして、できるだけその基礎作業の時間を短くするように今後とも努力をしております。

い、こう考えております。

○原田(昇)委員 いまの私の質問は、夏ぐらいには受注がほとんど見通しがなくなつてしまふ、造船所によつては仕事が切れるところがたくさん出てくるだろう、こういうような状況において、これによると、大部分が申し出たとき初めて発動することになつていますが、業界として大部分がぜひやつてほしいということが恐らく意思決定されるだろうと思ひますが、その見通しはいつごろだということをお願いいたします。

○謝敷政府委員 ただいまそれぞれの業界団体、基本的には内航船を主体といたしまして中小造船業はこの対象の外であらうかと考えておりますが、中型造船工業会以上の事業所がこれの対象となることを希望しておることは確認をしておりますが、具体的にどういふ詰め方をするかという点で、現在それぞれの機関で検討中でございます。

したがって、先生いま御指摘の夏という点におきましては、基本的には安定基本計画も含めてその姿が明らかになるということをお願いしております。

それから、仕事のなくなる問題とこれとは直接関係がございまして、その間、仕事量の創出という点については全力を挙げて取り組んでまいりたい、こう考えております。

○原田(昇)委員 安定基本計画は、そうするといつて具体的な案ができる見通しですか。

○謝敷政府委員 先生からお話のありました夏を目標にして、いま考へておるところでござい

る場合に、具体的にたとえば官庁の船がどの程度出るとかあるいは輸出がどうかとか、こういう需要の方の推計ができないと、具体的な安定基本計画というものは定まっていけないのじゃないかと思うのですが、その辺はどういうふうにか考えておりますか。

○謝敷政府委員 需要の中心は外航船でございますが、対象はおのずから外航船建造という造船業の規模に限定して考えたいと思っております。したがって、その中でもやはり大部分は一般商船であらうかと思っております。これは見通しを立てまして、その上で、これは中期的な見通しからさらには八五年ぐらいまでの見通しの確定をしたいと思っておりますが、これはいろいろ長期的には問題があるといいたしまして、少なくとも設備の処理のための基本は一般商船の見通しでございます。これをまず立てまして、その上で、新分野も含めまして一体どのぐらいのプラス需要を創出できるかという点を検討して、それも入れて需給のバランスを考えていくことになるかと思っております。

○原田(昇)委員 大体いまお見込みで、設備廃棄というか休止というか、あるいは譲渡というか、どの程度のもをすればいいと考えておられるわけですか。

○謝敷政府委員 五十三年度、五十四年度のいままでの見通しでは、これは五十二年六月の海運造船合理化審議会の答申のラインに沿いまして、外航船六百万トンという見通しをしていただいております。ただ、それが現実には非常にむずかしくなっております。ただ、それが現実には非常にむずかしくなっております。ただ、それが現実には非常にむずかしくなっております。

○原田(昇)委員 それから、公取委員会の同意が

必要だということになっておりますが、指示カルテルの場合ですね、公取委員会はこういう立場でどういう観点から同意をされるか、お伺いしたいと思います。

○戸田政府委員 お答えいたします。

私どもの方で、主務大臣からお話がございます。たときには、まずその業界の実情等もよく調べさせていただきます。そしてその法律の要件を踏まえまして、その上で、特に独禁政策の立場から支障がないかどうかという点を十分勘案いたしまして、そして同意を申し上げる、かようなことに相なると思っております。

○原田(昇)委員 いまの御説明の十分業界の実情を、同意を求められてから調べられたのじゃ、これはもう相当時間がかかっちゃうですね。火がついているとき、もっと早く処理してもらわぬといかぬと思うのですが、いかがですか。

○戸田政府委員 業界の実情等につきましては、たとえば主務官庁においても十分調べておられることと思っております。そういう点から伺いますし、事態は、おっしゃるようになるべく速やかに処理する必要があるわけでございますので、私どももいたしまして、できるだけ速やかに同意をいたしたい、かように思っております。

○原田(昇)委員 アウトサイダー規制がなくなりましてけれども、果たしてアウトサイダーの規制がなくなるといふ点、疑問に思う向きもあると思うのですが、いかがですか。

○濃野政府委員 アウトサイダー規制の問題は、この法律案の制定の段階におきましても、いろいろ議論になったところでございます。いろいろ御議論がございましたが、ただ私も、現在の法案にはアウトサイダー規制の規定は全くございせんが、第一に、この法律案で過剰設備の処理に入ります大前提といたしまして、やはり業界の自主的な団結と申しますか、解決への業界ぐるみの努力というものを全体の法案の基本的な考え方にしておきますので、数の上であるいは事業活動の上で三分の二の多数の方の申し出とい

うことを前提にこの法案のいわば措置に乗っていくわけでございまして、したがって、非常に多くのアウトサイダーの方がいて、そもそも業界全体の意思がまとまらないということ、ある意味では残念ながらこの法案の対象にはならないということでございます。したがって、この法案の対象になりまして指定業種として設備処理の段階に入っていく場合には、一応業界としてはまとまった形になっておることが前提ではないか、かように考えております。

第二に、それは申しまして、過剰設備の処理を具体的に進めるといふことになりまして、これは企業家、事業家にとつては非常に基本的な問題でございますので、なかなか全体の意思がまとまらずに、アウトサイダーの存在ということが当然予想されると思っておりますが、指示カルテルとは申しませんが、言葉は若干不適当かもしれませんが、やみくもに指示をしたから最後の段階で業界として全部共同行為に入るといふふうには考えておりません。やはりその前提といたしまして、それぞれの業界と私もいろいろな点で十分に御相談をし、必要があれば説得に努めるといふような行政的な努力も、いままでもさらに一段とやらなければならぬと思っております。そういうことによりまして、事実上基本計画ができた業界につきましては、そういう努力も含めて何とか設備処理というものがうまく実施されるということに努めなければならぬ、こういうふうにか考えているわけでございます。

○原田(昇)委員 この点はいまの御答弁でわかりますけれども、要するに、正直者は一生懸命設備の規制をやっておるのに、アウトサイダーではほんとしておいて、できた果実は均等に得るわけですから、正直者がばかを見ないようになつてこれには十分行政指導をしていただきたいと存じます。

それから、基金についてお伺いしたいのですが、開銀出資が財投計画では百億までだと聞いておりますが、これは基金に関する資金需要をどの

程度と予想し、何か造船とか合板を入れないで考えられたということも伺っておりますが、その辺はいかがになっておるのか。

さらにもう一つ申し上げますと、造船、合板が入ればさらに追加しなければならぬと思うのですが、どう考えておられるか。それから民間出資はどの程度考えておられて、それはどういうように出資されるのか、こういった面について伺いたい。

○濃野政府委員 お答え申し上げます。

第一の開銀からの出資の額でございますが、ただいま御指摘のございましたように、経緯を申し上げますと、昨年末、五十三年度の財投計画の作成に当たりまして、私も通産省が中心でこの構想のまとめにかかりましたために、その段階では私も通産省所管のいわゆる構造不況業種と言われている主要業種を頭に置きまして、この信用基金の資本金が幾らぐらいあればいいかというように計算をしたことは事実でございます。しかし、その後この法案作成の段階で、運輸省あるいは農林省所管業種等も対象業種として当然のことながら入ってまいりました。ただ、財投計画で百億を限度に開銀が出資をできる、こういうふうになつておりましたので、私どもは、とにかくこの百億と、それから第三の御質問に絡みますが、民間からはただいま二十億を一応の目安として集める。ただ、先ほど私が申し上げました百億の開銀出資は、当面そのうち八十億出して民間から二十億、百億でスタートをし、民間の出資が二十億を超える見込みがはつきりましたときに残りの二十億も出す、こういう了解のもとにこの法案の作成にかつたわけでございます。

いずれにいたしまして、この法案が御審議の上成立をいたしましたので、私もいろいろ目安あるいは念頭に対象候補業種を入れておりますが、先ほど申し上げましたように、この法律の規定によつて設備処理を進めようということ、結局はその候補業種の業界がこれに乗ろうかどうかという判断がまず第一にございまして、それから第二に、それで設備処理の内容が固まりま

した場合に、具体的に設備処理に伴ってこの信用基金に一体幾ら来るかという額の問題は、そういう段階でだんだん固まってくるわけでございまして、そういうことで、まずただいまで決まった額でひとつ発足をして、今後のそういう具体的な方向の中でその次の段階は考えていきたい、かように私どもは考えております。

それから、二十億につきましては、何分ともまだ法案が衆議院の段階で御審議の途中でございますが、ただ私ども、この二十億の民間出資につきましては、非公式な打診をいたしまして、産業界を中心に金融界等も含めたいわゆる財界にただいま協力方の打診を進めておるところでございます。したがって、どここの業界から幾ら出るというようなことにつきましては、何らまだ決定はされておりません。

○原田(昇)委員 そうすると、開銀出資の百億というものは、もっと需要が出てくれば随時追加できると考えていいわけですね。

○渡辺(喜)政府委員 開銀出資は、一応財投計画には百億、ただいまの産政局長の御答弁のとおり組み込まれているわけでございます。ただ、これらの計画につきましては、弾力条項がございまして、実際の需要が出てきてそういう必要性があるという判断になりますれば、これをさらに年度途中で増額するということが可能でございます。

○原田(昇)委員 それから、この債務保証をやるのにさらに裏保証を要求するということを聞いておりますが、そもそも造船等の例で見ましても、ほとんど担保余力がない。そのないのを設備を半分近くも凍結しちゃおう、こういうときに裏保証を三分の二もというのはいかがかと思うのです。これではせっかく基金をつくらせていただいても、基金が動かないのじゃないか、こういうふうに思うのですが、いかがですか。

○渡辺(喜)政府委員 この基金を設けました趣旨というのは、まず第一に、当該企業並びに関連の業界あるいは関係金融機関、それに政府も加えまして全体が一体となって再建を図っていく、こう

いうところにあるわけでございます。全く基金だけで全部保証して全部リスクを負担する、こういうことでございまして、これは当該企業あるいは関連の金融機関等のリスクを全部基金にかぶせるという話になるわけでございまして、本来の趣旨でございまして全体が一致協力して再建を図っていく、こういう趣旨にはそぐわない結果ともなりかねないわけでございます。全体が協力してやっていくという意味からも、それぞれがやはりある程度最終のリスクを負担する、こういう体制が望ましいのではないかと考えておるわけでござい

ただ、具体的にどこがどれだけの裏保証をするかというふうなことに付いては、これから検討をしてまいりたい、かように考えております。

○原田(昇)委員 これから御検討になるということでございますので、私は、要望としてぜひ両大臣に申し上げておきたいのですが、債務保証については、やはりこの実態からいって、実際にこの保証基金が動くようにしていただかないといけません。もちろん業界自身の責任という問題もござい

○河本國務大臣 いま大蔵省から答弁がございましたが、実はこれから決めるのです。しかし、せっかくこういう制度をつくりましても、動かないということでは困りますから、現状をよく調べまして、この程度ならばやれるであろうという線に関係各省でよく相談をいたしまして、動くようにいたします。

○福永國務大臣 ただいまいろいろ伺いました。が、しかと承っておいて善処したいと存じます。

○原田(昇)委員 運輸大臣にお伺いしますが、造船の場合、設備の問題ももちろん重要な問題でござい

○福永國務大臣 どうも困ったから後始末をどうするかというこの問題もかなり多いのでござい

○河本國務大臣 政府は、去る二十五日に関係閣僚が集まりまして、内閣拡大のための対策会議を

○山下(徳)委員長代理 長田武士君。

は、この趣旨にも合っておりますので、私どももその方向で努力をいたします。

○原田(昇)委員 では時間でございますので、質問を終わります。

○長田委員 造船業界の不況は深刻の度合いを強めておるわけでありまして、造船の下請業界からは、これまでのような金融対策などの後ろ向きの政策では中小企業のために一つも役に立たない、

こういう意見もありますし、造船の親会社は、この秋から仕事はなくなってしまう、中堅業者はさらに厳しく、四月か五月ごろには完全に仕事はなくなってしまう、こういう実情を訴えておるわけでありませう。

そこで、政府として早急にやるべきことは、三月二十五日の経済対策閣僚会議で決定いたしましたところの七項目の中で、構造不況業種対策といまして、特に個別業種対策の中で、一つには官公庁船その他につき早期発注に努める、二つ目には浮体構造物等の需要促進を図るということをやったおるわけでありませう。これに対して官公庁船の建造拡大とタービンからディーゼルへのエンジン転換を図るなど船舶構造の改良等による前向きの需要喚起策をとるべきではないか、そのように私は考えるわけでありませうが、運輸省としては具体的にはどのようにお考えであるか。

○福永国務大臣 いまお話しのように、過般関係閣僚会議等でも諸般の対策を話し合ったわけでございますが、あの全体の中に、いまもお挙げになりましたが、わりあい運輸省に關係する項目が多く盛り込まれている、多く盛り込まれているというよりも、むしろその必要があるほど深刻な状態にある、関係の業界等がそういうことである、こういうことでもあるわけでございますが、政府関係のいろいろのものをできるだけ早く発注等をし、また、現在予定しているものよりもさらにその後どうするか等のことにつきましては、たとえば海上保安庁は、二百海里漁業水域の設定、領海の拡張に伴う対応体制を整備するために、五十二年年度予算以降巡視船の大規模な増強を図っております。この中に耐用年数経過分の代替としてヘリコプター搭載型巡視船一隻、一千トン型巡視船五隻、三百五十トン型巡視船六隻等、二十一隻の巡視船が含まれており、こういうような処置済みのもの以外にも年数経過船については引き続き代替建造を進めてまいりたい、こういうふうと考えておりますが、業界全体としますと、率直に申しましてこれだけではまだ話にならない。

そこで、ここで思い切った新しい需要の喚起等を考えなければならぬ。そういうことで、ただいま浮体構造物について例をお挙げになりましたが、船も大いにつくっていかねければならぬが、同時に、必ずしも船ばかりでなくて、日本の船の技術なり技能なりを生かしていくという意味におきまして、浮体構造物というものを具体化していくように、そう考えておるわけでございますが、具体的に若干のプロジェクトについて触れているのでございませうから、そういうものばかりでなくて、世界の中で外国が余りそこまではない、手をつけてないというふうなものでいうと開拓していくことが必要なんじゃないか。そういう例から申しますと、いま途中におりまして、やがてブラジルにも着きますが、たとえばアマゾンの奥の方へ日本で行くたそれを持っていって、そしていろいろの技術的な対策もその船の中に、船といいますが浮体構造物の中にすべて設備されて、人間がある程度少くそれに乗れば工場が動くというふうな、この種のことは世界的に見て日本が最も進歩している、こういう点をどうとん生かして、世界各国から日本に頼もうというふうなことになるようにというふうなことを、ほんの一例でございませうけれども積極的に進めさせていただきます、こういうように考えております。

○長田委員 政府が三月二十五日の当面の経済政策で掲げておられますところのいま申し上げました官公庁船の早期発注、これについてちょっとお尋ねしたいのでありますが、まず、海上保安庁の巡視船の耐用年数は鋼船で二十五年、そして木船では十五年と定められておるわけですね。海上保安庁の巡視船のうち、耐用年数を過ぎたものは一体どのくらいあるのか、また、五十二年度補正予算及び五十三年度予算で何隻つくり直すとしていらっしゃるのか、さらにその予算額を示していただきたいと思います。

○福永国務大臣 具体的な数字等は局長等からお答えさせますが、ぜひこの種のことをもつともっと進めたい、現実には予算化されているものもあり

ますが、その後は強く、こういう二百海里時代にいったようなときにそれなりの施策を進めなければならぬ、ましていわんや、この関係の業界等が不況に沈淪しておるのでございませうから、そういう面からも考えまして強力な対策を講じていきたいと思ひます。

数字的なことは、また別途御報告申し上げます。

○閣内府政委員 いまお話しにございました海上保安庁の船艇でございます。全体も先生御承知のとおりでございますけれども、五十二年度末で巡視船が九十六隻、それから巡視艇が二百十六隻、合わせて三百十二隻という勢力になっております。

そこで、いまお話しにございましたように、二百海里のことでは領海警備、取り締まり監視、いろいろな仕事があるわけですので、ぜひこれを増強もしていきたいし、代替もしていきたいということでございます。五十二年度の当初予算と補正予算と、それから現に御審議をいただいております五十三年度の予算案の中で、整備、増強合わせました隻数で申しますと、ヘリコプター搭載型の巡視船が三隻、それから千トン型の巡視船が十隻、それから三百五十トン型の巡視船が六隻、それから三十三メートル三十ノットの高速巡視艇が八隻というふうなものが主なものでございますが、全体で代替を二十一隻、それから新しく増強しましたもの十八隻、合わせて三十九隻でございます。

その予算額を申しますと、五十二年の当初予算案で八十五億五千六百万円、それから補正予算で四十八億七千九百万円、それから御審議をいただいております五十三年度の予算案の中で百八十四億一千七百万円というものが、先ほど申し上げました代替二十一隻、増強十八隻、合わせて三十九隻分の予算でございますので、合計額で三百十八億五千二百万円になるかと存じます。

そこで、代替分だけで二十一隻ほど代替を現に行っており、また五十三年度の予算案で代替建造をやらせていただきたいということでございます。

が、それらの計画を措置済みと考えまして、またこの三月三十一日現在で耐用年数が尽きたいわゆる老朽の船と申しますものは、巡視船で十三隻、それから巡視艇で十二隻、計二十五隻ございませう。それらの計画を、代替建造を今後よく進めていきたいということをただいま大臣から申し上げた次第でございます。

○長田委員 ただいま御答弁がございましたとおり、耐用年数が過ぎておりますのは二十数隻実はあるわけですね。私は、この五十三年度中にこの耐用年数を過ぎたものを全部つくり変えたならばかなりな発注になるのではないかと、このように考えるわけでありませうが、補正予算でこれを措置されるかどうか、お考えはどうでしょうか。

○福永国務大臣 ただいま予算案を参議院の方ではまだ御審議をいただいております、そのさなかに補正予算の話もちょっとまだ何なんぞございませうが、御質問の御趣旨は、そういうことをできるだけ早くやれという意味でお尋ねかと思ひます。

補正予算案をどうしますということは、私限りではいまちょっと申し上げる限りではございませうが、そういうふうな気持ちで急いで対策を講じていきたいというのが私の所存でございます。

○長田委員 さらに、新しい国際法によりまして海域が拡大されたわけでありませう。そうなりますと、当然海のトラブルが発生してくると容易に予想されるわけでありませう。この際、私は、巡視艇を大幅にふやすべきである、こう考えておるわけでありませうが、官公庁船は現金で支払われるものでありますから、不況にあえぐ造船業界にとつては非常に明るいニュースであるわけですね。そういう意味で、私は、政府としてこの際大幅に巡視船艇をふやしていくべきだ、こう考えておるわけですが、大臣、御所見を伺いたいと思ひます。

○福永国務大臣 現実には御承知のような措置をとっておるのでございませうが、考え方としては、いまお話しのように、巡視船艇等はぜひふやしたいものだ、こういうふうに思ひます。また、実は今度の予算を編成いたしますとき

にも、もっと思い切つてやろうじゃないかということはずいぶん言ったのでございますが、しかし、今回の措置としては御承知のようなことでございまして、ぜひこれを速やかに追っかけさせるように、その対策を増強していくように、こういうふうに考えてまいりたいと存じます。

○長田委員 前向きに御答弁をいただきましたけれども、この場合、国庫債務負担行為で行えば、当然造船業界にしてみれば仕事は確保でき、安心できるわけですね。したがって、五十三年度において発注すべきものと私は考えておるのですけれども、この点について再度御質問いたします。

○福永国務大臣 いま直ちにどうしますというよりも、いまのお話の点ではいかかと思ひますが、お話の点等も念頭に置いて検討させていただきますことにいたします。

○長田委員 次に、農林省にお尋ねをいたしたいのでありますけれども、合板製造業においては、過剰生産設備の計画的な処理を行うために、構造改善対策が五十二年の十二月十六日に閣議決定をされましたスタートしているわけでありまして、現在、保証基準、利子負担、返済方法などにつきまして具体的にどのようにやっていらっしゃるかと、お尋ねをいたします。

○藍原政府委員 合板業界につきましては、ただいま先生御指摘になりましたように、昨年の十二月に構造改善の基金を一応設定いたしました。これに対応する準備を現在いたしております。御存じのように、合板業界は昭和四十九年以来非常に不況になりまして、大体三〇%ぐらい需要が停滞しておるといふことになっております。したがって、私も、私どもといたしましては、現在ございまして合板業界全体を、工業会組合が中心になりました設定いたしましたこの基金に基づきまして、一応大体二・二%ぐらいの廃棄をしようというふうに考えておりますので、それに相当いたします廃棄設備の選定、それから実施基準、また資金の返済方法、こういうものにつきまして現在具体的な方法を日合連の中で鋭意検討を進めておる段階でございます。具体的にはまだ確定いたしておりません。

○長田委員 次に、新聞報道によりまして、会社更生法の適用について反対という趣旨で、日本合板工業組合連合会加盟の全国の合板メーカー百五十六社は、事実上永大産業の再建に反対する要請書を、法務省を初め関係中央官庁に対して近く会社連名で提出する予定であると報道されております。これについては日合連の理事会ですでに提出することを決めたようでありまして、現在、会社の同意を得るために取りまとめを急いでおるといふ報道も流れております。こうした中にありまして、合板業界では、五十三年度中に業界全体で一二%の設備を廃棄する、これを決めております。実質的には倒産した永大産業の設備をそのまま業界の廃棄計画に組み込もうという意向が非常に強いとも言われておるわけでありまして、また、産業界には、会社更生法の適用は構造改善をいたすに於けるだけである、そういう批判も急速に高まっているようでありまして、合板業界のように、実際に業界ぐるみで公的機関に要請書を提出するのは初めてのケースではないかと思われるわけでありまして、こうした業界の反応について農林省はどのようにお考えであるか、お尋ねをしたいと思います。

○藍原政府委員 いま先生が御指摘になりましたことにつきましては、合板工業会組合の方で、現在合板業界がやっております生産設備の調整あるいは構造改善事業、こういうものにつきまして、その認識をしていただくために関係方面に現在の合板業界の状況というものを陳情しようというふうな動きがあるやに私も聞いております。私も林野庁といたしましては、一企業の問題ではなくて、合板全体の問題を関係方面に一応御理解をいただくという形で行うのであれば、これは私も、私も理解できますけれども、いま先生御指摘のような形で、一企業という問題ではなくて、全般の問題という形で合板業界が関係方面にいろいろと御理解をいただくということに、そういう行動ができるような形で私も指導はしてまいりたいというふうに考えておりますが、また具体的なにはわれわれも聞いておりませんが、もし万一そういうことがあれば、いま申し上げましたように、業界全体の状況というものを御認識いただくような動きをするように指導をしてまいりたいというふうに考えております。

○長田委員 次に、農林省及び通産大臣にお尋ねしたいのであります。もし会社更生法が適用された場合、この企業はいろいろな面で経営が身軽になるわけですね。一方、残存業者でありますところの企業においては、過剰設備の処理及び雇用問題等で、いまだ以上にさらに一層経営が悪化するという矛盾をはらんでおるわけでありまして、こうした矛盾をどう解決するのか、この点、通産大臣それから農林省にもお尋ねしたいと思ひます。

○河本国務大臣 この問題は、単に合板業界だけではなく、倒産会社が更生計画を決定いたしました再スタートを切るという場合には、一応どの業界にも起る課題だと私は思ひます。ある条件では更生会社は身軽になるには違ひないと思ひますが、しかし、更生会社としての幾多のハンディキャップというものをやはり背負っておるわけですから、更生計画がスタートしたからといって、それだけで競争力が非常に強くなる、このように直ちに判断できないのではないかと私は思ひますが、しかしながら、確かに御指摘のような面もございまして、そこで、こういう問題につきまして、はいずれ裁判所から意見も求められると思ひます。その場合には、総合的な判断をいたしまして適当な意見を申し述べたいと考えております。

○藍原政府委員 いま通産大臣からお答えになりましたのと同じでございますが、林野庁といたしましては、関係方面からそういう会社更生法適用についての御意見を求められれば、その辺につきましては適正な判断をし、御意見を申し上げることにいたしておりますけれども、ただ、先ほど申し上げましたが、合板業界の一部には、やはり残った業界が非常に苦しくなるではないかというような意見もございまして、これはございまして、また、やはり全般的に合板業界が適正な発展、また的確な発展ができるように私も私どもも思ひたいというふうに考えておりますし、更生法適用の会社についての御意見を求められれば、その時点で、は広域な判断をしてわれわれとしても対応してまいりたいと考えております。

○長田委員 次に、通産省にまたお尋ねをいたしたいのであります。この債務保証制度の充実にたいしてのお尋ねであります。本法案の一つの目玉となっておりまして、事業者が安定基本計画に従つて過剰設備を処理する場合、それに必要な資金の借り入れについて債務保証を行うわけでありまして、けれども、その基金は、先ほど御答弁ありましたとおり、日本開発銀行からの出資が当初八十億円、そして民間からの出資または出捐金といいますが、これは二十億円を考えておるようでありまして、

〔山下(徳)委員長代理退席、野呂委員長着席〕

この百億円を原資として一千億以上の債務保証を行う、こういうお考えのようでありまして、けれども、まず、基金の一部でありますところの民間からの出資あるいは出捐金と申しますか、このめどについてはどうでありましょうか、お尋ねをいたします。

○河本国務大臣 一応スタートに当たりましては開銀から百億、民間から二十億、その十倍の保証ということを考えておりますが、実際やってみまして、たとえば資金がもっと要するという場合には、これは大蔵大臣と通産大臣が相談をして弾力条項を発動いたしまして増額をする、こういうことになっておりますから、必要な資金は全部出していこう、こういう考え方でございまして、

なお、民間の負担分につきましては、まだ最終的には決まっておりますが、これは関係者とよく相談をいたしまして調達するようにいたします。

考えております。

○長田委員 最後に、時間も参ったようでありま  
すから……。

信用基金による債務保証は、政策効果を期待す  
る上からも重要な柱と実にはなっておるわけであり  
ます。昭和五十三年度の財政投融資計画における  
ところの日本開発銀行の出資額決定の段階におい  
ては、先ほどもちよっと同僚委員が触れておりま  
したけれども、保証額といたしましてはもつと実  
際は膨大になるのではないかと、こういう点が非常  
に危惧されておるわけですね。一千億ではとても  
足らない、そういう点についてすぐさま拡大の検  
討をしなくてはならないのではないかと、このよう  
に考えるわけですが、その点いかがでしょうか。

○河本国務大臣 この点につきましては、先ほど  
も大蔵省からも御答弁がございましたが、政府の  
弾力条項、財政の弾力条項によりまして、必要な  
資金は大蔵大臣と通産大臣が相談をして決めるこ  
うのことになっておりますから、必要な資金がど  
の程度になるかわかりませんが、構造不況  
業種の構造改善事業が円滑に進められますよう  
に、これはもう十分配慮していくつもりでござい  
ます。

○長田委員 終わります。

○野呂委員 次に、草川昭三君。

○草川委員 私は、去る三月二十三日の商工委員  
会で、社会労働委員の立場ではございましたが、  
お許しを得て質問をさせていただいたわけでござ  
います。そのときの印象は、結論的にこの法案  
というのは五年の間に景気がよくなるという前提  
でつくられておる、こういう感じがしたわけであ  
ります。また、事実その前提でつくられたと思  
うのです。ところが、私はどう考えても五年間で  
いまの景気回復というのは達成し得ないのではな  
いかと思ひますし、現実にはこれだけの円の急騰、  
ドルの急落という条件があるわけでございますか  
ら、私は、今日の構造不況対策というものは、か  
なり一段とピッチを上げて対策を立てないと手お  
くれになるという気がしてなりません。

そういう意味で、通産大臣に、まず今日たい  
まの状況で過剰雇用人員というものは一体どの程  
度の人数を予定されているのか、あるいは円高不  
況によってさらにこの過剰雇用というものは増大  
をするのではないかとこの前提でお伺いをしたい  
と思ひます。

○河本国務大臣 この構造不況業種の再建の期間  
であります。実は五年という期間を決めますと  
きに、もう少し長くしたらどうか、しかし一方で、  
五年は長過ぎるではないかと、三年ぐらいでやらな  
ければいかぬのじゃないかという説等もありまし  
て、諸説を最終的に判断をいたしまして、結局五  
年ということに決めたわけでございます。

それから、構造不況業種のいま抱えております  
全部の雇用者数等につきましては、調査がござい  
ますから、労働省または通産省の政府委員から答  
弁があらうかと思ひます。

○草川委員 それでは、時間がございませぬので、  
労働大臣からその数は一体どの程度か、まずお伺  
いをしたいと思います。

同時に、御存じのとおり、労働省は雇用安定事  
業としての業種指定を昨年来からやられておるわ  
けでございますが、この業種指定について、かなり  
さらに深刻になりまして、期限の切れた業種がた  
くさんあるわけでございます。けさの新聞でも  
再指定が約二十業種指定をされております。とこ  
ろが、来月になってまいりますと、いま問題にな  
っております造船だとか北洋漁業だとか繊維など  
も来ているわけでございますが、その再指定を来  
月かかる重要な、重要というよりも構造的な不況  
業種に対してやられるかどうか、答弁をお願いし  
たいと思ひます。

○藤井国務大臣 雇用の情勢、失業者の数、特に  
潜在失業者という意味のいわゆる過剰雇用、この  
数字は労働省でも定かな実態はつかみ得ない。わ  
れわれの方では、職業安定所の方へ届け出られる  
失業者の数というものは、先ほどもお話を申し上げ  
ましたけれども、この二月現在において百三十  
六万人、こういう数字でございますが、企業が抱

えているいわゆる過剰雇用というのがどの程度あ  
るかというところは、これは厳しい雇用情勢で、感  
じとしてはこの百三十六万人以上、相当無理をし  
ておるといふことは考えられますけれども、そう  
いう状況でございます。

それから、雇用安定資金制度の指定の期日が切  
れる、今後どうするかという問題でありまして、  
確かに最近特に厳しい円高の追い打ちということ  
で不況がずっと続いておりまして、一年間の指定  
期間が切れる、こういう場合は、当然雇用の安定  
という見地から関係省庁とも連絡をして、また関  
係労使の意見も十分聞いて、雇用の安定に万全を  
期したい、このように考えております。

○草川委員 いまの答弁は、造船だとか北洋漁業  
だとか繊維の業界の場合は、連絡をすれば再指定  
を行うというように御答弁だと思ひます。

ただ、前段の潜在失業者と過剰雇用というもの  
を同一に考えていただければ、私はこれから  
のこの構造不況対策は成り立たぬと思うのです。  
やはり違うものがあると思うのです。特に最近で  
は急速な円高がきておるわけでございますから、  
ある日突然に企業自身も膨大な過剰雇用というも  
のを吐き出すという前提があると思うわけでござ  
いますから、特に私は通産と労働の緊密な連携と  
いうことをお願いしなければいけない、こう思  
うわけでありませぬ。

次に、私はこの安定計画の内容に入るわけでござ  
います。安定計画というのは、やはり中心は  
結局過剰設備の廃棄ということになると思うので  
す。そこで、過日米から労働界からもいろいろと  
意見が出ておるわけでございますが、この審議会  
で労働の意見を聞きながら安定計画を所轄の大臣  
が決定をするというわけでございますが、ここで  
通産大臣にお聞きしますが、では、この産別の  
代表ですね、何々産業労働組合の代表が反対と言  
った場合どうするか。それを押し切って安定計  
画を決定されるのかどうか。続いて、労働界とい  
うものは総評系、同盟系、中立的系、いろいろな団  
体がございませぬから、複数の代表が入る場合があ

ると思うのです。特に造船の場合でも入ると思  
うのです。Aという組合は賛成、Bという組合は  
反対と言った場合に、所轄の大臣はどういうよう  
な判断で計画を決定されるか、お伺いしたいと思  
ひます。

○濃野政府委員 私からお答え申し上げます。

安定基本計画の審議に当たりまして、それぞれ  
関連の審議会に私どもは業種別に部会——たとえ  
ば産業構造審議会でございますれば業種別に部会  
なりあるいは小委員会をつくりまして、その業種  
についての非常に詳細な議論をして進めていき  
たい、こういうふうに考えているわけでございま  
す。その際、労働界の代表をどう選ぶかというこ  
とでございます。これはやはりただいま御指摘の  
ように、その業種業種によつていろいろな特徴と  
申しますか、これがあり得るわけでございまし  
て、その業種の実態に応じた選び方をします。現に  
私ども、この法律ではございませぬが、従来産業  
構造審議会の場におきまして議論をする場合にお  
きまして、そういう対処方針で臨んできており  
ます。

第二に、その場合、その労働界の代表が反対と  
言われたときに、一体この基本計画をつくるのか  
どうかというところでございませぬ。法律的に申し上  
げますれば、これは審議会でございますから、こ  
こで意見を述べ、議論をし、そしてこれの諮問を  
受けるということでございます。そして、法律的に審議  
会の意見に縛られるということではないわけでござ  
います。しかし、従来もしばしば申し上げてお  
りますように、この安定基本計画というものは設  
備の処理というその業界の非常に重要な事項を決  
める、この計画でございまして、雇用の安定とい  
う観点がこの設備処理を進める上にも非常に重要  
なわけでございませぬから、やはりこの審議会の場  
で全部の意見がこの設備の処理を進めていくとい  
う大まかな方向というものが出ない場合には、こ  
の安定基本計画で設備処理を幾らやるといふこと  
はなかなか決まらぬというものが現実の姿ではな  
いかと私は考えております。

○草川委員 だから、そういう御答弁は最初からわかっておるわけでありまして、そういう席上での労働者の発言をどの程度認めるか認めないか、あるいは受け入れるか受け入れないかが問題だと思ふのです。

そこで、労働大臣、そういう場合があったら労働省としてはどういう態度をとられますか。

○藤井国務大臣 企業が生き延びるためには共同行為が必要であるかどうか、あるいはまたどの程度の共同行為が適当であるかという最終的判断は、政府部内においては主管大臣、通産大臣が決める。ぎりぎり突き詰めていけばそういうことにならないを得ない。ただ、労働省としては、労働者の雇用の安定、生活の確保という面において実情をよく反映し、審議会においても労働組合の代表から意見が出るということでありまして、でき得る限りみんなの理解の上に結論がつけられることを期待するわけでございます。それというのも、やはりそのことによって結果的には企業が改善をされ、再建され、そして雇用の確保につながる、こういうことを期待してこれに対応したい、このように思うわけであります。

○草川委員 労働大臣にもう一回伺いますけれども、労働大臣は非常にのんびりしたことを言っておみえになります。大体この構想は余剰設備を抜くわけですね。同時に、退職金をこの基金から払うということになるわけですね。だから、最初に申し上げましたように、明らかにかなりの過剰雇用というものが出てくるわけですから、いまのような労働大臣の御発言では、何回か労働界からもこの法案について注文がついておる、あるいは当初の通産原案からわざわざ労働界の意見を聞くというところでプラスして入れられておる、何らそういうものにこたえられないことになると思ふのです。そういう態度ではなく、この安定計画についてもっと積極的に労働省が文句をつけていくというぐらゐの姿勢がないと、しよせんはこの安定計画というものはうまくいかない、私はこう思うのです。これは特に私の意見でも

あります。

同時に、これはもう一回通産大臣に聞きますけれども、たとえばベニヤあるいは造船、平電、特に地域的に非常にかたまっておる産業があります。たとえば北海道の函館、あるいは瀬戸内、京浜地区、こういうところがあります。その地域の県知事が、この郷土産業というのはいまのままだったらつぶれるからとてだめだといつて何か意見反映をしようと思つたら、それはこの安定計画の中に受け入れられるかどうか、地域の声をどのように反映するか、受け入れる余地があるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○河本国務大臣 安定計画をつくり出す場合に大事なことは、労働者の意見も聞かなければなりませんし、それから中小企業、下請企業、この代表の意見も聞かなければなりません。それから、いまお話しその産業が地域に集中しておる、その地域に非常に大きな影響があるという場合には、当然知事とか市長、こういう方々の意見も聞かなければならぬ、こう思つております。

○藤井国務大臣 私の言葉足らずでございますが、私の真意が十分御質問の方に通じてないのではなから、こういう心配をいたしますが、実は、無理して元も子もなくなつてしまふということとは果して雇用のためにもいいか悪いか、私はそこまで思い詰めた上の答弁を申し上げたわけでございまして、労働省としては労働者の失業を防止するということが、それから生活の安定を確保するということが当然のことでございます。

○草川委員 それは労働大臣としては、前段の言葉は私は言うべきじゃないと思ふのです。それは通産、運輸、農林の所管大臣が言うことです。角をためて牛を殺すことのないように母体を大切にすることが必要であると思ふのです。労使関係でいって労働協約というものが、最終的には経営権というものとあると思ふのです。それはお互いに認識を合せての議論をしておるわけでございまして、雇用を守る立場からこれに対して一体どうブレーキをかけるか、あるいは職業

再訓練をして引き受けていく、あるいは地域的に新しい公共投資を投入していくという前向きな姿勢がないと、しよせんこの構造不況法案というのは、私も何回か言つておりますが、後ろ向きの対策なんです。だから、前向きの対策と、もう一つ切られた人間の後の処理というものを労働省がやっていくという、三つのものが一体になって稼働しない、これは非常にあつたところでは過剰設備がどんどん廃棄されて、余剰設備が外国に売られていくという場合もあるだろうし、日本国内の産業そのものが非常に活力をなくしていくという問題があるわけですから、特にきょうは連合審査でございますから、そこを強く皆さん方に私は申し上げておる、こういうわけでありまして、そこで、今度は信用基金の方に移つていきたいと思ひますけれども、この信用基金は今まで何回か議論になつておりますが、一体信用基金の信用保証料というのは何ほどだろうかということ、私は、私まだ余り聞いてないのです。ほかのいろいろな相場からいって、多分〇・一％ぐらいが信用保証料になるんじゃないだろうか、こう想像するわけでございますが、それで間違ひございませんかどうか。まず、通産ですか、お伺いしたいと思います。

○濃野政府委員 信用基金によります保証に関する幾つかの問題がございまして、ただいま御指摘の保証料の問題も含まれて、この点につきましては保証の仕組み等非常に技術的な問題もございまして、この基金の主務官庁でございます大蔵省当局、それから私も、そして銀行の方たち等々、専門家のいわばワーキンググループをつくりまして、現在問題点の整理をしながら検討をやりまして、現在問題点の整理をしましては幾らにするというのはまだ決まっておりますが、この基金の趣旨からしてできるだけ安くやつていくべきであるというところは考えております。

○草川委員 いま具体的にはこれからだというお話がございましたが、これだけ重要な問題がこれから議論をされること自身私はおかしいと思ふ

のですけれども、一般的には私が言つたように〇・一％以下ぐらいにしてもらわなければだめだと思ふのです。ただ、いま市中銀行から最低のプライムレートというのですか、七・一％ぐらいの金利で金を借ります。そしていま言うように過剰設備の廃棄をするか、退職金を借りて再建するかということになるわけですが、先ほどの御質問にもございましたように、裏保証がどうしても要するということになりまして、その裏保証は商社とか親会社にしてもらわなければならぬ。本人はできませんから頼む。商社とか親会社は裏判だけ押して、保証料は取りませんよ、そちらはそれから再建してくれよ、こういうことになります。だけれども、残りの銀行が〇・三とか〇・四というものを取るというふうになると思ふのです。合わせて七・三とか七・四の金利で過剰設備の廃棄なり退職金を借りるということになっていくわけですが、これでは非常に利子が高くて構造不況業界の再建にはつながらぬと私は思ふのです。

そこで、利子補給という問題については、だめだということを盛んに言つておみえになりますけれども、もし利子補給をしないとするならば、結局合板のような中小零細なものは、現在ある中小企業振興事業団の方に駆けていくと思ふのです。中小企業振興事業団の方は、設備廃棄だけでも実際上は九割近いものが基金から、一割近いものは都道府県から、まるつきりそれでやれるわけですから、ということになると、結局これは今度の特定構造不況法案の基金からは借りる人がいないのじゃないかという問題になつてくる。そういうことを予測はしないかと思ふのですけれども、このような金利の裏負担が高いということについて、いろいろな答弁がありまして、もう一度通産省の方から、そういう意見に対して今後一体どう

かたえるのか、お答え願ひたいと思ひます。

○濃野政府委員 この信用基金の保証機能が現実問題として動かないということになれば、これはこの法律案が目的をいたしておりますねらいが達

成されないわけでございますから、目的どおりこの信用基金が活用されるにはどうあるべきかというものが、私も細かい問題を詰める基本的な立場でございまして、そういう立場で具体的な問題を詰めた、第一にそう思います。

それから第二に、たゞいま御指摘の中小企業の分野、これは中小企業が共同廃棄事業その他で非常に有利な構造改善、設備廃棄というものが進められるという仕組みがございまして、そういう分野につきましましては、たゞいま御指摘のように中小企業性の強い業種等はそちらで進んでいく、こういうふうな私どもは考えておりました、この業種は、どちらかといいますと、業種として考えた場合にはむしろ大企業のウエイトが高いとかあるいは少なくとも中堅企業を中心とするとか、こういう業種がこの基金を現実利用することになるのじゃないか、こう考えておるわけでございます。

なお、利子補給をすべきである、あるいは利子補給がなければ動かぬといういろいろな御意見もございまして、私もこの法案の準備の段階ではいろいろなことを考えましたが、基本的にはこの法律は、その業界ぐるみの努力の中で、業界の自主的な努力、しかも、業界と申しますのは当該業界のみならず、たゞいま御指摘の金融界あるいは商社等の関連業界の全面的な協力のものと、民間のそういう自主性のもとにそれをバックアップをするという趣旨でいたしましたので、こういう一般的な各業界を通じて法律というかつこうでございまして、利子補給という段階までは考えなかった、こういうことでございます。

○草川委員 もう時間がないので、私ははしりませんけれども、結局この基金もいままで借りていたものの借りかえにすぎないのではないだろうか、こう思うのです。それ以上に前に出るものがない、しかもそれを一応は五年間で返さなければいかぬ、非常に短期ということになります。五年先の状況は一体どうなのかということを想定しますと、残った分についてはまた別の近い機関にそれは移管をするというような御答弁を、この前通

産の方からいただいておりますわけでございますけれども、そうだとすると、結局これを使うということになりますと、退職金を必要とするところの合理化資金、こういうものに次第になっていくのではないだろうかと思っております。

今日、通説でございますけれども、一人の労働者を解雇するのに約一千万円の用意をしなければいけないということになりますと、百億で約一千人ということになりますか、というぐらゐの金額に、これがしよせんは利用をされるのではないだろうか、こんな感じがしますけれども、労働大臣のこの信用基金に対する見解を賜りたいと思っております。

○藤井国務大臣 御指摘のように、果たしてこの基金が企業の再建に十分であるかという点については、私はいろいろ検討すべき点もあらうと思ひますけれども、労働省の立場でございますから、この問題について深く検討をしております。いまいろいろ御質問を聞きながら考えておりますけれども、従来のものにこれだけの制度が新しく加わるわけでありますから、一応制度の発足した状況を見て、足りない点があれば補っていくということにやたらどうか、このように思うわけでございます。

○草川委員 これは最後の発言になりますけれども、私はなぜそういうことを申し上げたかという、きのうも参考人が、合成繊維の場合は破産ではなくて凍結をしたということを言っているわけでしょう、いまの諸情勢なり経済展望を考えたら、とりあえず自分の腹で凍結をしようということとで、この不況法案については非常に不信感が出ておるといふふうにいま言われておるわけですが、私も、そういうふうな状況でおかつこの信用基金というものがもし動くとなれば、退職金の引当金にこれが使われる、私はこういうふうな思ひわけでありまして、そういう意味で、一千億に近い構造不況業界に対して設備破産以上に退職金のウエイトが高くなると、これは労働省は非常に責任重大だと思ふのです。だから、労働行政も、

解雇された人間だけの手当てではなくて、信用基金が本当にどういふふうに使われていくのか、日本の本当の再建のために、余剰設備を切るには切るけれども、ほかにもどういふふうに使われたいが受け入れてやるかという、そういう趣旨を十分踏まえてこの構造不況法案について協力すべき点は協力をし、注文をつけるべきは注文をつけて対策を立てていただきたいということを強く申し上げまして、ちょうど時間になりましたので、これで終わりたいと思ひます。

どうもありがとうございます。

午後一時五十六分休憩

○野呂委員長 午後三時から連合審査会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後三時五十分開議

○野呂委員長 休憩前に引き続き連合審査会を開きます。

質疑を続行いたします。野坂浩君。

○野坂委員 特定不況産業安定臨時措置法、これはいま提案をされておるわけでありまして、この特定不況産業の業種、指定される業種は、第二条に五号にわたって述べられております。私は、この際、中小企業庁の長官にもおいでをいたしたいおるはずであります、この措置法は、大企業、中小企業、そういう関係において、中小企業側は大企業に比べてどの程度のメリットであろうか、大企業中心ではないだろうか、こういうふうな疑問がございまして、そういう点についてどのように長官はお考えでしょうか。

○児玉政府委員 お答えを申し上げます。

御存じのように、構造不況の問題で中小企業は集中的な影響を受けておりますけれども、これに対応する不況対策あるいは円高対策、その他一般の中小企業の構造改善対策等全般を通じて、この法案で議論されておりますような保証基金等に比べますと、中小企業は総合的な政策の手段をたくさん持つておるものですから、一例を申し上げ

げますと、信用保険の特例、あるいは税制上の特例等がございまして。特に近況法に基づきますところの構造改善等も、本筋の構造改善措置として従来からこれを行ってまいりました。知識集約化対策等を中心とした新しい施策を次々に積み重ねてきておりますので、この政策のメリットの点だけからいいますと、ここに盛り込んでおりますようなことに比べますと、特に大企業と比較いたしますと格段の差がある、このように考えております。

○野坂委員 先ほど来の質疑の中でも、通産大臣は、この法律を適用するまでに、あらゆる法律なり行政指導を行って企業の体質を改善をし、健全なものに仕上げたい、こういうふうにおっしゃいました。いま中小企業庁の次長は、お話をあつたように、中小企業の近代化促進法、税制なり融資の面、そういうものも一つ一つ強化をされて、構造改善事業を進め、ある程度のものでございまして、いうふうな印象のあるお話でありますけれども、現実の問題としては、この不況の中で中小企業が續々と倒産をしておる、こういうのが実態であります。しかも中小企業の近代化促進法そのものをながめてみても、これはたしか昭和三十八年に施行されたものであります、それはこれからのより新しい商品の開発あるいは構造改善事業、こういうものを進めて体質を強化するというところであります、現在その実効がないじゃないか。

たとえば、この間われわれが法律で通した円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法、こういうものもありません。ところが、金を借りに行くと、県庁の承認をもらって持っていくと、将来健全になり得ないと銀行側が判断をすれば、君のところには担保がなければ出せない、枠がこれしかない、こういうかつこうで、こういう法律があり、施行が十分にやられなければならぬにもかかわらず、担保その他のために実質的には選別融資になつて、法律そのものが生かされてない。こういうのが現実ですから中小企業の倒産が今日非常に多い、こういうふうな言われなければならぬ。この法案をつくる前に、通産大臣がおっしゃ

たにより体質を強化するためには、この中小企業の近代化促進法というものをとらえて、あるいは高成長のときはなしに低成長になった今日どうこれを直していくか。これは高成長時代のもので、だからそれをこの不況産業に至る前に直すということであれば、その体力の強化の方法としてはどのように考えられるわけですか。円相場の問題にしても、具体的に倒産寸前の諸君たちには何らのメリットもない。これでは中小企業にどう行政指導をするかということがはつきりしない。

○児玉政府委員 答え申し上げます。

施策のメニューに対しては実効が上がっていないという御指摘でございますけれども、たとえば担保の問題等につきましては、昨今非常に担保が枯渇しておりますので、これに対する行政指導をやっております。一例で申し上げますと、信用保証協会に担保を徴求されて非常に困っているというふうな事例等もございまして、昨今の改善で見ますと、件数で大体八割方が無担保で保証をいたしております。金額にいたしますと六割以上のものが無担保ということで、逐次改善を見ていくわけでございますが、そのほか実際の政府系の三機関の金融につきましても、金利を公定歩合の引き下げに伴いまして敏感にこれも引き下げておりますが、そのほか構造改善等に伴いますところの近代化促進法とリンクいたしますところの特利についても現在検討中でございます。これも早急に引き下げの方向に持っていく。それから担保の徴求の点も、三機関の例は保証協会の例に準じまして相当弾力的に運用するということをいたしております。

それによりまして、御指摘のように、現在倒産の件数は対前年で言いますとやはり減っております。対前月で申しますと千五百件を割っておりますけれども、これは季節的なものでございまして、決して警戒を緩めているわけではございません。特に問題になりますのは、倒産本体の千五百企業前後の問題よりも、そのあおりを受

けますところの関連倒産でございますので、これにつきましても、四月一日から開業いたしますところの中小企業共済事業団の関連保証制度というものも十分生かしまして今後手当てをする。この点につきましても、十分法律上の措置、予算上の措置を講じております。それから特に円高等に關しましては、さらにつけ加えた措置をとっております。御指摘のように、近頃法自身は高度成長時代にでき上がりました、その後逐次改善をいたしておりますが、中身につきましても、やはり低成長時代に移行するにふさわしいいろいろな政策の項目をつけ足しております。そういうことは、御存じのようにいま設備投資の需要がそう活発でございませぬので、むしろそういった面から実績と申しますかそういうものが非常に低調であるということは事実でございます。ただ、資金需要が何ぞ非常に大企業も衰えておりますが、特に中小企業におきましても非常に停滞しております。そういう面からはせつかくの施策を十分活用し切らないという面はあらうかと思ひます。

○野坂委員 それでは、具体的に円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法に基づく緊急融資制度は、担保は弾力的に運営されておるから、現在担保なしで六割貸しておるから、国の三金融機関については担保なしで貸せるようにするという行政指導をしていただきたい、このことをお願いをしておきます。後で答弁してください。

それから、時間がなくなりますから、この法案の十条について労働大臣にお尋ねをします。この法律を適用すると、その工場の中ですべての機械、施設が担保に入っておりますから、日本開発銀行等の出資により信用基金協会ができて、そうしてこの担保を外して廃棄あるいは凍結あるいは封印、こういうことになれば銀行はそれだけ楽になりますから、それで銀行もメリットがありますね。それから企業側も、やりたいと思つても全部担保に入っておりますからこれはなかなかでき得ない。だからこれも相当メリットがある。こ

れをやった結果、一番利益のない、一番生活に影響があるというのは労働者ですね。

この労働者がそういう立場に立つてであろうというところが十分考えられて十条が生きている、こう思うのです。この十条には失業の予防と雇用の安定に配慮しなければならぬ、こういうことになっております。それから、雇用の安定を図るために必要な措置を講ずると二項にはなっております。三項は、もしものときには就職のあっせんその他生活の安定云々と、こういうことが書いてあります。

現在、労働大臣がお話しになりましたように、失業者というのは百三十万人を超えておる。そして、これまたこういうふうには労働者の犠牲が強いられるということが予測される。だからあなたも、雇用の安定の資金とかあるいは議員立法でできた離職者対策法とか、そういうものを駆使しながらそれを受けざるとしていく、こういうふうにお考えでしようけれども、なるべく雇用安定資金とかこの離職者対策法を適用しないで済むように就職ができればならぬ、これが生活の安定の基本です。

そういう意味で、いまの失業の状態とこれから労働者の失業の予防というものは具体的にどうやるのか。雇用の安定を図る、失業はしないで済む措置を通産大臣とお話になったと思ひますが、万全の対策を整えられるか、努力いたしますというところではなしに、その辺は労働者が一番心配しております。その点はどうかというところが一点です。

それから、通産大臣にお尋ねをしておきたいのは、もしこういう法律を適用して廃棄あるいは封印、凍結等をやられる場合は、当該の労働者、労働組合の代表、そして事業側と十分合意をしてでなければ実施はできない、こういうふうな考えでよろしいか。そしてそういうふうな指導をされるのかということだけを先に聞いておきたいと思ひます。

○藤井国務大臣 特定不況産業として指定されま

した場合に、御指摘のごとく一番しわ寄せを受けるといいますか、は、そこに働く労働者であるということ、まさにそのとおりであります。労働省は、労働者のいわゆる生活の安定、否、むしろ福祉の向上という、こちらにわれわれの使命があるわけでございますから、このような事態に直面をいたしますということはまさに残念でございます。けれども、日本の産業の質的な転換というやむを得ない事態に对应して何よりも失業者を未然に防止する、そして生活の安定を図るということが一番大切でございますから、雇用安定資金制度を活用いたしまして、事業転換雇用調整給付金制度、付金制度あるいは景気変動雇用調整給付金制度、こういうものを積極的に活用いたしまして、そして結局人が余ってくるわけですから、そういう方々に対して、あるいは職業訓練、よそに出向していく、そういうこと、あるいはまた事業転換、こういうことに対してこれが援助措置をいたすと同時に、これを受け入れる事業主に対して助成をしていく、こういうこと、並びに今度新しく雇用政策として打ち出しましたのが、中高年齢者の人々を受け入れる事業主に対してはこれまた別途助成していく、こういうことをやっていく、これは最後いよいよ訓練をして出ていくという場合でありますけれども、とりあえず職業転換とかそういうことで当面の対策を進めていくというのがわれわれの考えであります。

○河本国務大臣 業界の大部分の希望によりましてこの法律の適用を受けたい、こういう申し入れがありました場合には、それぞれの業界の関係する審議会等の意見を当該大臣は聞きましていわゆる安定計画をつくるわけでございますが、安定計画の基本は、どの程度設備を廃棄すればその業界が立ち直るかということが中心にならうかと思ひます。その場合には、もちろん審議会に労働界の代表、それから地域代表、中小企業、下請代表が入りまして、いろんな意見を言っていたらこうと思つております。

それから、安定計画ができますと、その安定計

面に従って個々の企業が今度は企業ごと設備の廃棄を進めるわけですが、その段階では当然労働組合と協議をする、こういうことになると思います。

○野坂委員 労働大臣、さらにお尋ねしますが、労働省の関係の各種委員会がありますね、審議会その他。それは中立——中立というのは学識経験者、労使双方それぞれ同数、こういうことになっております。たとえば産業構造審議会とか、ここにあります。中小企業安定審議会の委員というのは三十二名とあります。いま労働省が見られて労働者が一番問題がある、こうあなたもお認めになったわけですから、これは審議会にかけられるわけですから、こういう審議会の委員、これはやはり労働者も相当数でなければならぬだろう、こういうふうに思います。時間がありませんから言いますと、たとえば中小企業安定審議会委員名簿をもらってみると、三十二名ですね。労働者の代表というのは一人、あとはみんな経営者と学者ですね、銀行ですね。それについてはどう御感想でしょうか、労働大臣として。

○藤井国務大臣 いよいよこの法案が実施される、こういうことになりましたと、やはり一番生活に影響のあるのは労働者でございますから、労働者ないしその団体の代表の意見がそれぞれの産業別に十分反映できるように審議会の構成並びに運営をやつていただく、私はこういうふうに期待したい、通産省とも密接な連絡をとりたい、このように思っております。

○野坂委員 従来あります経企庁とか通産省とかの審議会というのは事業が中心だということですが、やはり必ず労働者というものが存在をするわけですから、いま労働大臣がお話しになったように、今後通産省等の審議会等においては、業界の労働者が構成メンバーの中に十分その意向といふものが伝わるように、三十一対一というようなかっこうでは、入れておるじゃないかというものは話としてはできますが、全体的には非常に弱く

なるわけですから、たとえば三分の一方式とかそういうところに進めていただいて、みんなが納得づくで進められるようなそういう審議会の構成にしていただきたい、こういうふうに思うのですが、通産大臣、いかがでしょうか。

○河本国務大臣 それぞれの関係する審議会には、さつきも申し上げましたように、労働界の代表、それから中小企業、下請の代表、それから地域の代表に入つていただきまして、十分意見を言つていただく、こう思っております。

○野坂委員 入れるということですが、私は数の問題を言つておるのですけれども、時間がもうありませんので、本論に入らなくて序の口でまだやっておるところなんですけれども、ぜひ当該の業界はもちろんです、その中にいらつしやる労働者の代表を入れて、十分徹底した議論、そしてその構成も公平に進めていただくようお願いを申し上げます。おきたいと思うのです。

私は、合板の問題についてお尋ねをしたいのですけれども、合板の健全な状況というのは、在庫量は大体何日分あればいいの、月間の生産量というのはどの程度なのかということ、昭和四十五年を基準にしていただきたいこと、昭和四十五年を基準にしてどの程度企業の数というものは減つてきておるのか。何分の一減つておるのか。その減つた段階で、あなたは、去年の十二月に構造改善資金等で相当やった、やつた上でもなお一、二%の設備の凍結あるいは廃棄というものを業界として考へておるのだ、こういうふうにおっしゃつておるわけですが、行政指導の責任者としてはどの辺が一番重要な点か、どの点を基準にするのか、将来の展望はそれで大丈夫なのか、一、二%廃棄の大体の方向といひますか、決定をされようとしておる中身についてお尋ねをしたい。

○藍原政府委員 合板業界につきましては、先生御存じだと思ひますけれども、五十一年末におきまして普通合板の現有の生産能力でございますけれども、年間約二十四億平方メートルの生産能力を持っております。それに対して、生産量は十

八億四千万平方メートルが現在大体五十二年には生産量として出ておまして、稼働率が約七六%でございます。

こういう合板全体の現状でございます。私もいたしましては、こういう合板の現状、それから、現在合板業界が、需給関係が、住宅関係の着工量の伸び悩みという関連もございます。非常に緩和基調にあるということで、今後どういふ形で合板業界を構造改善するかということ、これを考えなければならぬ。現在在庫量を見ますと、経常在庫量は私どもは大体月産の四〇%ぐらい、日にちにして大体十二日分ぐらいであらうと考えられておりますけれども、やはりこれを上回つた在庫量を持っておりますし、そういう観点から、私どももいたしましてはやはりこういうような適正な在庫量になるような形で今後の構造改善をしていかなければいけないというふうに考へております。

それから四十九年以降現在まで約六十工場が倒産しております。四十五年から現在まで見ますと、二百三十八工場が現在の百八十八というふうな形になっております。

○野坂委員 おっしゃる通りに、二百三十八あった工場が現在では百八十八になっておるのです。しかも六十工場も倒産しておる——二百八十八あったんじゃないですか、二百八十八ですよ。それから、在庫量というものは大体その四〇%、十二日分というのはこれは普通ですか。それと去年は九月を除いてほとんどカルテルをやつておるわけですね。このカルテルでも稼働率は大体この二ヶ月を見て七六・二%ですよ。相当稼働率は高いわけですね。これらの行政指導から見ても、七六・二%をやつて、しかも在庫量は十二日分、この程度はなければならぬだろう。そして労働者の賃金の占める率というものは一体どうなつておるかという、あなたもよく知つておられるように、昭和四十九年には一枚当たり七十一円が労賃だったんですね。合板一枚に対する労働賃金の占める率というのは二四・五%なんです、いまは一七・

三ですよ。そして金額にして五十五円しか入つていない。だから、労賃というものは技術の進歩といひますか、そういうもので非常に圧縮されたかっこうが合板でござりぎりのところまで来ておるといふ状態でありませぬ。

これよりもまだ一、二%必要だというのがよくわからぬわけでありませぬ。それだけやれば需給の安定といふものができるのか。月産一億三千万平米ができる、そして在庫量が六千万平米ということになれば四〇%ですから、これだけは健全だといふことになる、一、二%減らすと、いままでは百分の幾らになりますか、百分の七十六ですね、稼働率をこういうふうにして下げておられます。今度一、二%を引くと、八十八分の七十六ということになれば、その後は稼働率九〇%ということにする、こういうことでございませぬか。

○藍原政府委員 先ほど申し上げましたように、現在約十八億平方メートルの生産をやつておられます。これが七六%の稼働率になっておられますけれども、私ども、これを一、二%構造改善設備調整をいたしまして、その約一二%というものが大体三億平方メートルぐらいに該当するといふふうに考へておりますけれども、二十一億六千万平方メートルぐらいの生産能力があれば一応需給関係が安定していくのではなからうかというふうに考へておるわけで、こういう構造改善をやつてまいりますと、いまわれわれ検討いたしました結果では、昭和五十五年には大体稼働率九〇%という形で生産コストの低減なり需給の均衡といふものが図られて、合板業界が改善されていくというふうになつておるわけでありませぬ。

○野坂委員 もう時間がございませぬが、最後に一つだけ、信用基金の問題、債務保証の問題を尋ねておきたいと思ひます。

非常に不況で担保力が弱いということが言えます。問題は裏保証であります。裏保証ができません。いまにこれが実効が上らない、こういうことが起きてくるんじゃないかと思ひます。それらの際には裏保証といふものはできるだけ軽減す

るといいますか、ない場合は指定をされてもそれができない、法律の運用はできないという結果になるのではなからうかと思うのですが、その点はどうなるのかお考えになっておられるのかということをお尋ねして、時間が参りましたから終わりますが、あと中小企業庁の次長に、先ほどの答弁漏れがありますからやっていたいただきます。

○河本國務大臣 債務保証基金による債務保証の問題は、この法律の一番の中心でございまして、いまお述べになりましたようなことでございまして、この法律が進まないということになりますと大変でございまして、その点は関係各省で十分相談をいたしまして、法律が円滑に執行できますように十分打ち合わせをいたします。

○児玉政府委員 先ほどお話のございました担保の供給面で行政指導を十分にということとございまして、従来も政府三機関につきましても担保の供給評価等について物件の対象範囲をできるだけ弾力的に考慮する等々、適正評価の面も含めまして個々の企業の実情に応じ運用するように指導いたしておりますので、その面を引き続き十分三機関に指導してまいりたい、このように考えております。

○野呂委員長 次に、後藤茂君。

○後藤委員 労働大臣にまずお伺いしたいと思いますが、私は本会議で代表質問をさせていただきまして、雇用の問題について一応の基本的な考え方を御質問申し上げたわけでございますけれども、どうも大臣の答弁と私の質問とが噛み合わなかった面があるようなので、ここでせつかつく機会でございますので、二、三点だけおいてみたいと考えております。

まず第一の問題は、安定基本計画が策定をされるわけですが、その際には設備が凍結なり格納なり廃棄をされてくるわけですが、一体この廃棄と関連をいたしまして失業者が出てくるのか。商工委員会での質問の中でも職業安定局長が相当数出るといふことを答弁をなさっております。

す。

私は、きょうはお聞きをしたいのは、実は出てくる方の問題ではなくて、一体この安定基本計画の中にどれだけの雇用を吸収していくか、どのように労働省として、労働大臣として雇用を吸収していくための措置をとられようとするのか、その基本的な姿勢をまずお伺いしておきたい。

○藤井國務大臣 雇用の確保、雇用の安定ということとを解決する大前提は、私は、やはり一刻も早く不況脱出をしていくということ、そのためには御承知のごとく積極的な財政運営によって公共投資を大いにやって景気の回復を図ろうということ、これがまず前提でございますが、そういったことをやってもなかなか厳しい現在の情勢でございますから、労働省としての雇用政策は失業を未然に防止するというところで、雇用安定資金制度、これによつていろいろな施策をいたしておりますことは先ほど申し上げたとおりであります。そういうこととだけでは、私は、率直に申し上げて後ろ向きなところがございます。消極的な雇用政策だということに御指摘があると思うのであります。

雇用を新しくつくり出すという工夫をしなればならぬというので、実は去年三月二十五日、雇用対策閣僚懇談会において、昨今の不況多発地帯が造船企業地帯あたりが特に厳しい状況でございますから、そういう面に対していろいろ運輸大臣に御努力願つて、大型プロジェクトの推進ということ、それには従来の発想からや思い切つた洋上の工法によつて、石油の備蓄を初めとしてあるいはいろいろな施設を海の上につくる、こういったことは造船等の技術者の活用という面がございまして、そういうことで何とかして積極的に雇用開拓、雇用創出をやっていく。これは労働省としては、従来はむしろそこまで出しやばる必要はないかと思つておりましたが、やはりこの際、そういったところまで積極的な推進をしていって当面の最大課題である雇用の安定を図るべきである、このように考え、今後ともそういう姿勢で努力をいたしたい、このように思うわけでございませう。

す。

○後藤委員 この構造不況に陥っております企業が安定基本計画を策定いたしましたして設備を廃棄していく、そこから出てまいりますものについて雇用創出あるいは雇用を開拓していく、そのために労働省が努力をなさっている、また努力をしていただかなければならないということは当然でございますが、私がここでちよつと申し上げておきたいのは、設備を廃棄いたしますその際に、十から十の廃棄で十の首切りといひますか失業者が出てくる、過剰雇用を外に出さなければならぬ。法律で設備廃棄なり格納なり休止が行われていくわけですから、これじゃ労働省として、労働大臣としての責任はないだろうと私は思ふ。十の設備廃棄に対して十の失業を出さざるということではななくて、六なり五なり四なりにしていく、その構えがなければ、何も政治的に解雇を合法化していくというような法律はつくるべきじゃない。

私は、ここで短絡的に、設備廃棄をしていって現在の雇用は企業内で完全に守れということとを短兵急に申し上げているのではなくて、あくまでもこの安定基本計画の中にそういう姿勢がないと、十の設備廃棄をすれば十の労働者が外に出されていく。しかもこの法律が出る前からもうすでにこの法律の施行を一応前提として首切りが行われてきている。平電等においては、もうすでに過剰雇用は整理を終わったというふうな状況になつてきているわけですが、これでは労働大臣の責任というものが果たされていかないんじゃないだろうか、そういう意味で重ねて、時間がございませうので、簡潔にお答えをいたしたいと思います。

○藤井國務大臣 雇用安定のため、私は、当然労働者の一番生活を脅かすものは失業であり、また離職でございますから、この安定基本計画を主務大臣、通産大臣が立てられるに当たっては、積極的に労働者の立場を反映して事前にいろいろ協議をする、こういうことになっておりますから、その点は十二分に配慮していききたい、このように考えます。

す。

○後藤委員 労働大臣は、法律で行われるわけですから、ぜひ先ほど私が申し上げましたような姿勢をもつて対処していただきたいと思います。そこで、法案の第十條でございましてけれども、この十條では、「雇用する労働者について、失業の予防その他雇用の安定に配慮しなければならぬ」との規定があるわけですが、しかし、この規定は、これは大臣も御存じのように、事業者の任務規定といひますか、ということになっていくわけですから、つまり政府の行政責任というものがこの中には出てきてないわけですね。

だから私は、先ほどの質問の中で基本的な考え方を申し上げた。つまり事業者は当然やつていかなければならぬ問題ですけれども、しかし、これまでの例を見ましても、先ほど言いましたように、十の設備廃棄の場合には十以上の解雇というものが出てまいりますから、ここで一応訓示的にこういうものがあつたとしても、労働大臣、労働省はなかなかかきかきないだろう。雇用責任を持つ労働省ですから、労働省は失業対策省じゃないわけですね。また、労働者が職場で労働することによつて、初めて労働省という行政庁の存立の意義があると思ひます。

そういう意味で、事業者の訓示規定的な責任が書かれておりますけれども、労働大臣がもつこの問題に対して首を突つ込むといひますか、発言をしていくというものがなければいけないだろう。受け止めるはつてあります、だから、ぎりぎり出してもいいじゃないか、出てくる者については受け止めていただきたいと思います。姿勢では困りますので、この点はぜひ念を押しておきたいと思ふ。これは答弁はよろしゅうございませう。そこで、一つお伺いしておきたいと思ふのですけれども、この法律を実施する過程で主務大臣と労働大臣は協議をするというふうな約束が何が行われているようございまして、法律からはこのことは読み取れないわけですが、主務大臣と労働大臣が雇用の問題についてどのような段階で一体協議をなさるのか、また、どういう目的で

協議をなさるのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○藤井国務大臣 これは申し上げるまでもなく、雇用の安定に今度の共同行為の指示というものがすぐ影響するわけでございますから、安定基本計画を立てるとき事前に通産大臣と協議をする、これは私は当然だと思ひます。

ただ、一つ申し添えておきたいのですけれども、これは私から言いますと、いかにもしり込みしたような誤解を受けてはいけませんけれども、結局企業が生き延びるということ、これが終局的には雇用を結果的に守るゆえんである、ほうっておけば元も子もなくなってくるというのではない、こういう配慮は忘れてはならない。そのためには別途、いま日本の産業構造が御承知のごとく質的な転換をして、いわば産業革命のようになそれ以上の大きな変革だと思ふのです。それに正しく対応していくという配慮をしながら、労働者の失業予防、生活の安定に全力を尽くす、これが労働大臣の務めである、こう心得ております。

○後藤委員 私がどういう段階で協議をしていくのか、また、その協議の目的というものは一体何かということをお願いしているのは、繰り返し繰り返し申し上げて恐縮でございますけれども、つまり離職者対策は引き受けたということではなくて、この構造不況産業の安定に主務大臣は、通産大臣なり運輸大臣なりあるいは農林大臣はそのために努力をするわけですから、雇用の立場から、離職者対策にいたしませんかということではなくて、雇用をその中で確保していくということについて協議がなされなければならないだろうと私は思ふのです。この法文からは協議するということについては読めないのですけれども、約束をなさっているようなので、そのことを抽象的な言葉ではなくて、ひとつ実質的な姿勢を示していかなければ、これまでの例と同じように、やはり安易に法律を盾にとって首が切られていくだろう。

つまり私が申し上げておりますのは、これまでのいろいろな景気変動の過程で確かにつぶれてい

ったりあるいは過剰雇用が外に出されたりしております。それを一つ一つ全部労働大臣の責任というものを申し上げるのじゃなく、今度の場合には法律でつくられるわけですね。しかも職業安定局長も御答弁なさっておりますように、恐らく相当な過剰雇用が外に出るであろうということも指摘をされております。また、いろいろな資料を見ますと、その数字等もおおよそ見当がつけられて

いるわけです。これがこのままでは協議の意味は全くないだろうと私は思ふのです。主務大臣と協議をなさるという以上は、こういった問題に対して雇用確保のためにやはり積極的に努力されなければいけない、かように考えるわけでございますので、重ねてお聞きをしておきたいと思ひます。

○福永国務大臣 ちょっと委員長……大要有益な御議論を交わしておられる中で私が発言を求めましたゆえんのは、いま後藤さんがいろいろお話しになっておられるような観点から、労働大臣はみずからは申しませんでしたけれども、まさにあなたの御指摘全部とまではいきませんが、ある程度その気持ちと同じ考え方、過剰の不況対策あるいは円高対策についての関係閣僚会議のときにも、いまあなたが言われたような意味のことで、雇用等を中心としたしまして労働大臣がぜひこのことを一緒に協議しようということとを強調され、私も賛成をいたしました。関係閣僚十数名の協議のときにならうとした相談もいたしたわけでございまして、その際につくりました具体的ないろいろな施策の中にも、まさにあなたがいま御指摘のようなことが幾つかござい

ます。ただし、私も、拝聴しながら、そういうことについて労働大臣やわれわれがともに協議して、さらに一層御意旨に沿うようにしなければならぬという感じを強くいたしました。

労働大臣がそういうことに大いに努力しておられることにつきまして、そばからで大変恐縮でございますが、大事なことでございまして、ちょっと申し上げさせていただきます。

○藤井国務大臣 御指摘の点、ごもっともでございます

いまして、私としては職責に全力を尽くしたい、このように考えます。

○後藤委員 大変くだいように私申し上げましたのは、これから安定基本計画を策定する過程でそれぞれの審議会等がつくられて、そこで議論がされるわけですね。その際は、各大臣は答弁をなさっておられるわけですが、ぜひ労働代表をそこに参加させて、そして十分に労働者の意見を聞いて安定基本計画をつくっていくという姿勢を明らかにされているわけです。しかし、私がいまくだいように申し上げておりますのは、この姿勢がないと、結局労働者がその安定基本計画に参加、発言をいたしても、どこにも歯どめがない。だから、そういった労働者がきちっとその産業を守り雇用を確保していくために発言をするよりどころに対して、労働省、労働大臣がしっかりと受けとめてやっていただきたいということを私は申し上げたかったわけです。

なお、それとの関連で申し上げますと、私は、この法案というのは、目的にも書いてありますように――恐らくこれからの議論の中で第一条にも雇用の確保というものがやはり修正として明確に入っていないかなければならぬと思ひますが、しかし、この法律では企業経営の安定ということがやはり主務大臣の大きな行政責任になっているのだから、雇用の安定は労働大臣、そして企業の安定と雇用の安定というものは全く同質のものでなければならぬだろうと思ふのです。これがこれからの産業政策なり労働政策のあり方の基本的な考え方だ。そういう意味では、これまでは、パイを大きくすれば、あるいは企業が何とか生き残れば、あるいは設備廃棄をしていま苦境に陥っているのが安定をすればまた雇用も確保できるのだ、したがってひとつそれまで労働者がまんをしてくれ、これがいままでのあり方であつたと思ふ。そうではなくて、企業の安定というものと雇用の安定というものは同質同等に行政としては扱っていかなければならない、そういう立場から私は申し上げたわけ

でございます。いまして、ぜひひとつこの辺で雇用の問題、労働の問題に対する発想を転換をしていただきたい、このことを、答弁は結構でございますので、申し上げておきたいと思ひます。

そこで、運輸大臣にお伺いをしたいわけですが、私も、私は河本通産大臣にもお伺いをしたので、と申しますのは、今度の法案というのは、これは単なるといひますか、いわゆる循環不況、その強弱はもちろんございまして、いづれ循環不況、その単なる循環不況としてとらえておられないなら、これは造船にいたしてもそうだし、あるいは合衆、アルミ、平電等々にいたしても、あるいはその審議会なり研究会なりが知照をしほつてあり方というものを検討しておるわけですし、それぞれの主務官庁が行政指導をなさっているわけですから、それをさらに強めていかればよいじゃないか。しかし、この法律ができるというのは、これはいわゆる循環不況ではなくて、大規模構造的な問題を持っている、そこからこの法律というのは出てきていると思ふ。

そこで、お伺いをしたいのは、私は、造船はその最も構造的なものを抱えた典型であらうと思ふのです。いろいろなところの実情を報道しております資料なり文書等を見ても、世界的にも三千五百万総トンですか、そのうちの三分の一ぐらいより需要がない。これから二、三年後ボルトネックを過ぎたといひましたとしても、建造能力から見ても半分の需要よりないんじゃないか、こういうふうに言われているとすれば、これはまさしく大規模構造的な不況だ。構造的な問題だ。そういういたしますと、この法律のわずか十二条ぐらい――私は、信用基金の問題はこの際別にいたします。これはやはりそれなりに必要なものがあるだろうと思ひますけれども、その前段の、つまり安定基本計画なり設備廃棄、格納、休止、こういった問題を進めようとする前段のこの法律で、果たして造船業というものが安定基本計画に乗って安定するかと考へてございましょうか、運輸大臣、お願いいたします。

○福永国務大臣 きわめて基本的な問題であり、大切な問題であると思います。私は、性格上率直に答えさせていただきますが、確かにわれわれはこの法案を出しましたが、いまあなたが御指摘になるような意味においては、これをもってすべて覆い尽くすということはできないと思います。

造船業につきましては、いろいろ申し上げるまでもなく、これが構造不況業種であるというように一面もございいます。かつてはそういうのではなくて、ばかに景気のいい世界に雄飛する産業というようにとられておりましたが、まさにいまはそういう感じでございます。そこで、現今の状況としてとらえますと、これは構造不況業種であり、その構造不況業種が循環不況の状況にもある、これダブっているような感じがいたします。

そこで、そのより深刻な面を持つ構造不況に對しての対策というものは、これがすべてではなくて、もっと徹底した、もっと長期的に物をながめて対策を講じなきゃならないと思います。そういうことで、確かに船は船として何とかするということ、わが日本が持つ造船業の技術なり技能なりというものを、こういうものを生かすには必ずしも船でなくてもいい、よそが追従できないようなことをどんどんやらなきゃいかぬという面から、思い切った新しい需要の開拓という面から、私はたとえば浮体構造のもの——いま私は成田の飛行場で頭を痛くしておりますけれども、飛行場なんというものも何も陸にばかりつくらなくてもいい。海洋に浮かべる飛行場をつくるのもよからうし、また、現にそういう仕事が大分できてくるようになりました。

世界から注目されるようになり、注文も受けておりますが、浮かぶ工場のようなもの、アマゾンへいま送っている、いまケープタウンの付近を動いており、やがてあちちを経てブラジルに着きますが、あれにいたしましても丸ビルの六倍ぐらい大きなききものでありたいと思いますけれども、そう

いうようなもの、まだまだその他さらにうんと進みますと、いまの飛行機や鉄道とは少し違ったものの、これもある程度私どもの関係で開拓しつつありますが、極端に騒音の低いもの、極端に振動の少ないもの、そういったようなものを開発していくことが必要であらう。

そういう意味で、たゞいま高遠な理論で裏づけながらいろいろ御説がございましたが、私は、まさにそういうような考え方のもとに、構造不況業種としていま御審議をいただいております造船等につきましても、大きな観点から、すなわちたゞいま御指摘のこの法案のみでなく、もっと大きな施策を政府等でも大いにやって進めていかなければならぬ、切にそう思う次第でございます。

○後藤委員 大変うんちくのあるお話は、お聞きをしたわけですが、時間も時間がございませんで、基本的な点だけだしておきたいと思ひますので、簡潔にお願いをしたいと思います。

私が申し上げておりますのは、この法律と同時に、造船法がせつ々あるわけですから、何なら造船法の改正等と一緒に出てきてしかるべきじゃないだろうかというように私は実は考える。と申しますのは、その下敷きとしてアルミ産業とかあるいは合繊だとかあるいは造船というものは——確かにいまおっしゃいますように、造船は船をつくらなければならぬということはないんで、エンジニアリング部門とか大型プロジェクトがたつさんあるわけですから、そういうものをつくっていくかたてしかるべきだと思ひますけれども、せつ々造船法で新增設等が許可認可事項になっているわけですから、そういったところを、つまり個別法でなければ私はこれらの構造改善ができないだろうと思う。西欧諸国におきましても、いろんな保護政策というものがとられております。私は、セキリティから考えてみましても、やはり造船というものは全部おかに上がつてしまつて、そしてもう造船は太刀打ちできないんだからつくらないんだということではないだろうと思う。

そういったと、こういった包括的、一律的

に押さえていく法律ではなくて、もっと積極的

に、造船法があるなら造船法の改正、あるいはそれでだめなら造船事業法的なものが出てこなければならぬ。そして緊急避難の部分には緊急避難にしていくなし、長期の展望を持っていくなら持つていく。その間に、雇用をどのように企業内で確保していくか、あるいは企業外に出していくかというところが、国の行政として行われていくべきであらう。

そのことが全く裏づけなくて、ただ設備が過剰である、したがってこれは休止する、格納する、廃棄するということだけでは、どうも先ほど運輸大臣が言われたような高遠な行政の姿勢がこの法律の中からは全く読み取れないではないかという意味で申し上げておるわけでございしますが、この法律と別に、やはり造船に對しましては、主務大臣といいたしまして別の対策をいずれ講じていかねばどうにもならなくなるんではないか。しかも、第三国等の追上げというものもあるわけですから、そういうお考えをお持ちかどうか、お伺いしたい。

○福永国務大臣 実はこの法案を提出するに先立ちまして、私もとしては、こういうような一絡の形で出すか、あるいはいまいろいろお話がおりますように運輸省で造船に関するものとして単独のものとして出すか、大いに研究をいたしました。私も、まだこの種の大臣になつては、はややでございますし、いまお話しのような点を深く考え、あまねく対処して法案を出すということになりまして、率直に申しましてや時間がかかると思ひました。ですから、いろいろ検討はいたしておりましたが、先ほど緊急避難という言葉をお使いになりましたが、必ずしも緊急避難ということではないかどうか、私の方としては言葉遣いもむづかしいんでございしますけれども、ややそれに似た考えで今度出すんだから、せつ々御審議をいただくだれでやっておいて、そしていまお話しのようなことについてはなお考えよう、こういうことが正直

申しますとあるのでございします。

そんなんなら、いつそのこと、そういうのをまとめ上げて出せばよかったじゃないかということでございますが、そこがなかなか役所の仕事というものはそうすらつとつかない場合もございします。率直に申しまして、私は赤裸々に申し上げますが、そういう検討を相当時間やったのであります。結論をいたしまして、一緒に今度は出して、この場しのぎとはあえて申しませんけれども、緊急な事態に對処し、それからや時間をかけていま御指摘のようなことにも思いを向けつつ對処したい、こういう考えでございます。

○後藤委員 もう時間が参りましたので、一点だけ、これはもし答弁いただければ答弁いただきたいと思ひますが、私は、やはりこういう構造不況に本当に深刻になつておる、しかも国民経済から見て大変な財産ですね、私的資本の所有ではあつたといいたしましても、こういうものをそう簡単に廃棄をしていくべきじゃないという基本的な考え方を実は持つておるわけですか。

そういったと、特に今度の法律でもそうですけれども、やはり市場原理あるいは自由競争という枠が一方にある。そして片一方、それは言ってもなかなか保護政策もとりにくい。いろいろなむづかしい問題がいままさに絡まつてまいつてきております。率直に御答弁をいただきたいですけれども、こういった構造不況で本当に深刻な事態になつておるものは、そういったものから外して考えていかなきゃならぬ、そこに私は知恵があるだろうと思ふ。ヨーロッパなんかにおきまして、何も社会主義だとかいう意味じゃないに、教条的に物を申し上げるんではなくて、場合によるとやはり公的所有というものがあつて、場合によるあるいは場合によれば独禁法から外して、あるいは別の法律でしばらくこの回復のために、あるいは安定のために行政が努力していかなくやならぬ、こういうこともあるだろうと思ひますので、そういう立場から実は申し上げたわけでございます。もし御答弁をいただければ、一言で結構

です。

○福永国務大臣 よくお説を拝聴いたしました。念頭に置きつつ今後に対処したいと思ひます。

そこで、この法案をもって対処すべきことはこれによってやる。しかし、これをもって足れりとせずして、政府施策において、先ほど申し上げたように新しい法律については検討するといひしようにして、それをやる前に、どのくらいの期間になりましか、いずれにしても幾らかの間は行政施策においてできるだけそれをカバーするように努力したいと存じます。

○後藤委員 ありがとうございます。終わります。

○野呂委員 清水勇君。

○清水委員 私は、商工委員会これまで本法案の審議に参加してまいりましたが、この法案には幾多の欠陥や問題点を感ぜております。一々指摘をする時間はありませんから割愛をせざるを得ませんが、特にきょうは雇用問題を中心にお尋ねをいたしたいと思ひますので、簡明にお答えをいただきますというふうに希望をいたします。

さて、本法案の一つの問題点に特定不況産業、つまり業界や企業の安定を図ることのみならず、目が奪われておられないか、関連の下請中小企業のことや雇用の安定というものをいささか軽視をしておりはしないか、こういうことを感ずるのであります。

そこで、最初に労働大臣にただしておきたいと思ひますが、今日の深刻な雇用情勢というものを反映して、この法案の策定に当たって、法案といひましようか、法律の目的の一つになぜ雇用の安定を図るということを具体的かつ国と事業者の責任において行うという旨の規定をされるように努力をしなかつたのか、この点を初めに承りたいと思ひます。

○藤井国務大臣 当面の最大課題が景気回復と雇用の安定ということは申し上げるまでもございませぬ。したがって、このたび御審議願っている法

案の作成に当たりましては、雇用安定については事前に主務大臣である通産大臣に申し入れをして、いろいろ打ち合わせをしまして、第十条の雇用安定の条文への明記と同時に、そのほか安定基本計画あるいは共同行為の指示、こういう問題については事前に協議、こういったことで話を詰めた上で法案の作成に当たっていただいたわけでございます。

ただこの法律は、私はこう思うのです。すでに雇用安定資金制度というものが去年の十月発足し、また、議員立法によって特定不況産業離職者臨時措置法、こういうものが事前に先行しておる。そしてこの特定不況産業安定法、こういうものがそつてワンセットになって現在の危機を乗り切る、そして産業構造の変化に対応していく、こういうふうな理解したかどうか、私はこのように考えているわけでございますから、これはこれで一つの問題点があるわけですから、ワンセットにしてお考えいただきたい、このように思ひわけでございます。

○清水委員 大臣はそういうふうにおっしゃられるわけですが、この法案の第一条に「目的」といふのがございまして、これによると「安定基本計画を策定し、計画的な設備の処理の促進等のための措置を講ずることにより、特定不況産業における不況の克服と経営の安定を図り、もつて国民経済の健全な発展に資する」と云々、こういうふうな書かれております。

そこで、いまの御答弁ではございませうけれども、現実の問題として、たとえばここに一つの数字がございませうけれども、第二条に特定をしている四業種、そのほか政令で指定をされるであろうと予想される十業種、これを合わせると、今日六十八万八千九百人余りの従業員が雇用されておる。しかも問題なことは、そのうち約二三％に近い十三万八千五百人余りの過剰人員を抱えている、こういう数字がございませう。

そこで問題は、この法律の成立施行というものを通して、労働大臣は離職者対策特別措置法等で

ワンセットでカバーをしようというふうな言われるわけでありませうけれども、現に新たに雇用不安に陥る、あるいは失業に陥るであろうと想定される者がそれだけ大量にあるという場合、あの法案は離職者、つまり失業者をどう救済するか、手当をくれるのか職訓をやるのか、そういう性質のものであつて、現に働く労働者の雇用の安定を図ろうというふうな性質のものではございませうから、そういうこともあわせて考えると、やはりこの「目的」の中に、当然のこととして雇用の安定なりあるいは関連下請中小企業の経営の安定、こういうふうなことがうたい込まれて当然ではないのか、また、私はそういうふうな感じでおるわけでございます。

通産大臣も、いまお歸りになりましたが、通産大臣はしばしば商工委員会の中で言われておる。確かにこの法律で一定のカバーはできるだろうけれども、基本的には今日の不況を打開し、景気を回復させるそのことが重要だ、こういうふうな指摘をされているんだが、新たにこの法律の成立を通してたとえば失業者が増大するなどということとが予想されるとすれば、それに歯止めをかけるという意味も含めて、当然この「目的」の中にいま申し上げました雇用の安定を図るといったようなことをうたい込む、こういう対応を少なくとも雇用問題の担当大臣として努力をされるのがしかるべきじゃないか、こういうふうな思ひでございます。

言われるようにいづれかの段階で主務大臣とも合議をする、こういうふうな言われるけれども、そのことが残念ながらこの法律の中では読み取れないわけなんです。法律ができれば一人歩きをするというふうなこともあり得るわけなんです。そういうことを恐れるがゆえに、私は、いま申し上げた字句というものをきちんと規定する、そのことを通して不安を除去する、こういうことがどうして必要ではないかと思ひますが、再答弁を願ひたいと思ひます。

○藤井国務大臣 雇用の安定という観点から再度御質問がございまして、お気持ちは当然のこと

ありますが、労働大臣として私はよく理解できます。ただ、第一条の条文に雇用安定という言葉が出てないということは十分ではないか、私はそういう受けとめ方も一理あると思ひます。ただ、十条において指摘し、この法律の持ち味といひかねないものが、結局企業の経営の安定あつて雇用の安定もあり得るわけで、表裏一体だと思ひます。だから、この法律には第一条に雇用安定が書かれていなくても、実質的に十二分に雇用安定を確保するということが、これが確保できれば、そういう点が認識できれば御心配になるような点はないのではないかと。ただ、要は今後の運営である、この法律を運用するに当たって御指摘の点も十分踏まえて労働大臣としてがんばる、こういうことではないか、私はこのように思ひわけでございます。

○清水委員 大臣は重ねて、第十条で雇用のことについて規定をしている、だからそれほど心配は要らないじゃないか、こういうふうにおっしゃられるわけでありませうが、しかし、なぜ心配をするかといふと、もともと通産省の原案には雇用のコ字も規定をしていなかったのです。たとえば野党から文句が出る、労働団体から注文がつく、下手すればこれは解雇促進法になりはせぬか、こういう批判等もあつたの十条なるものが挿入をされた。しかし、一項、二項、三項をよく読んでみると、非常に抽象的であり、申しわけのであり、訓示規定の域を一步も出ていない。これでは雇用安定を確保するといふ、そういう意味での実効はとて望めない、こういう心配があるのです。だから、第十条があるから御心配は要らないといひけれども、だから心配なんですよ。特に労働大臣に私は所信を尋ねたいと思ひますけれども、現実の問題として、たとえば過剰設備の廃棄なり処理なりをするといふことは、イコール過剰人員の整理といふような問題につながってくるのじゃないでしょうか。違いますか。そこが問題なんですよ。

たとえば安定基本計画というお話もござい

た。第三条で「安定基本計画」というのがあるわけですが、あの安定基本計画の中を見たら、雇用の安定に関する事項とか関連下請中小企業の経営の安定に関する事項とかということは何一つ書いてありませんよ。これはそういう御趣旨も含めて運用をもって十分考えているんですと言ったって、法律が成立をし、一人歩きをしていくという場面になれば、法律に規定のないものが法律に規定があるものと同じように力を持つというようには考えられない。ですから、第一条なりあるいは安定基本計画というものの中に雇用の安定に関するそういう規定をするということが、たとえば労働大臣のその職責を全うする立場からいっても必要不可欠なことじゃないですか。

そういう意味で、私は、大臣の言いわけではないしに、決意のある所信を承りたい、でき得れば、まだ時間があるのですから、その気になれば幾らだって修正をして欠陥を補完できるわけですから、そういう意のあるところを承りたい、こういうふうに思います。

○藤井国務大臣 雇用確保という面において大変御心配をいただき、御熱心な再度の御発言でございまして、私もありがたく御意見として承ります。ただ、先ほど申し上げましたように、法律にはそれぞれ一つの持ち味と申しますか、あって、先ほど申しましたような一連の制度、法律というものがあるから施行されるわけでございますから、やはり今度の特定不況産業の安定法というのは、経営の安定があつて初めて雇用の確保がある、こういう点に一つのアクセントをつけたというか、表現がなつておられるけれども、この法律の内容は、これはもうやむを得ない必要最小限の経営の安定のための措置である、これを解雇促進のよりどころにするなどということは、企業家の経営マインドあるいはまた終身雇用制度の日本の労働慣行からいっても——特殊な人は別でありますけれども、世の中にはいろいろありますから、人によってこういうものを首切りに利用をするというふうな点において、私は断じて労働大臣として

労働者の生活の安定を守ることによって二分に主務大臣に話をする、事前に協議をする、こういうことを重ねてお約束いたします。

○清水委員 断じてという強い言葉が使われているわけですが、それほどの御決意がありとすれば、大臣がそういうふうにおっしゃられても、これを受け取る側には現に大変な不安や心配があるのですから、そういうものを払拭し得るようには、たとえば法案をめぐって長い時間をかけて審議をし、きょうはわざわざ連合審査というふうな場面にもなつて、それやこれやを通して、たとえば言葉じりをとらえて私どもは言っているんじゃない、現実には法文を通してそこに弱点なり欠陥なりが指摘をされるとすれば、これは潔く受けとめて、その補強のためにあるいは補完のためにみずから修正をしてもそういう不安を除去する、こういうくらいな決意を引き続き大臣がとっていただくように、特に期待をしたいと思つてます。また同時に、離職者対策特別措置法ですか、この話がいまも出されておる。これは商工委員会の審議の中にも出ておるのです。たとえば過剰設備の処理、そして過剰人員の整理、こういうふうな場合に何を以て雇用の安定を図るのか、こういう質問に対して、たとえばいま申し上げた離職者法によって、これを受けざるにしているんだ、こういう発想が披露をされている。しかし、これはやはり考え方としては正しくない。

さつき私は申し上げたけれども、いま十四業種で六十万八千人余りが働いておる、過剰人員は十三万八千人余りと言われている。たとえば本法が成立をし、安定基本計画等を通してこういうものがはじき出されるというふうなことになる場合、大臣は離職者法で雇用の安定を確保できるようにするとおっしゃるけれども、たとえばいま一たん失業した場合どうなるか。単に中高年齢層だけでなしに、なかなか再就職なんというのは不可能なんじゃないか。とすれば、事前の段階、たとえば安定基本計画策定等の段階でできるだけこれをチェックして、

外へはじき出すことのないような、そういう対応をするというところが先決なんであつて、はじき出された者を離職者法をもってカバーするなんというふうなことは、ぼくは前向きな姿勢じゃないというふうに言わざるを得ないものですから、やかまじいように申し上げても構いません、この点は主務大臣と相談をしてうまくやりますなというふうなことをおっしゃるんじゃない、法改正を通じてちゃんと基本計画の中に雇用の安定に関する事項というものを入れるべきですよ。そうでなければ、これは納得できないと思つてますね。どうですか。

○藤井国務大臣 特定不況産業離職者臨時措置法の前に、雇用安定資金制度というのが去年の十月から発足しております。これはいわゆる失業の予防、そして労働者の生活の安定、こういうことでありますから、その間に休業手当を出して、そしてその間には職業訓練であるとかいろいろなことをやっていく。設備の廃棄をしても、その会社がまた新しい一つの伸びる仕事に対しての設備をやるとかいろいろなことによって企業内部でやりくりする、どうしてもいけない場合、今度は離職者法によってこれがまた別途対策をやる、こういうことでありますから、私は、そのような安定資金制度と離職者臨時措置法とこの法律とワンセットになるというふうな運用されることによつて、これがそのままいくことによつて、最後に生き残れるものがすつきり元も子もなくなくなるといふことを防ぐ、こういう意味においては結果的に雇用安定につながるのではないかと、雇用安定に通ずる道である、このようにも理解するわけでございますが、これはやはり必要最小限度やつてもらわなければいかぬ。雇用不安を不必要に巻き起こすような足がかり、あるいはまた解雇促進の法律案のごとく運用されることは断じて避けなければならぬ、このように思います。

○清水委員 労働大臣が断じてというふうには言われたので、その辺に一面では期待をしつつ、それから一面では、先ほど私が申し上げるように、いまからでも間に合うわけですから、必要と思われる私が申し上げているような部分はぜひ修正をし、補強するように、労働大臣としても重要なポストを持っておられるわけですから、御努力をいただきます。

さてそこで、重ねて労働大臣にお尋ねをいたしますが、たとえば話が進んで設備の処理が企業によつて行われようとする場合、私は、当然のこととして当該労働組合との協議を行う、こういうことが買取られなければならないと思うのです。どうもこの法案ではその辺の明確な規定がない。そこにもやはり雇用をめぐる不安という問題が出てくるわけですね。元来、設備の処理というものは労働者の雇用や労働条件に重大な影響を及ぼすわけですから、言うまでもなく団体交渉の対象事項になることははっきりしている。しかしながら、これまでの歴史的な経過等を踏まえてみますと、とかく経営者というものは、たとえば経営権であるとかあるいは企業の管理運営事項などと主張されて、たとえば団体交渉を粘り強く行つて労働者の合意を得る、こういう努力を回避をする、忌避をするという傾向がございます。今回のこの法律に基づくとすれば設備廃棄という問題をめぐつても、そういうことのあることを残念ながら予想をせざるを得ない。

ですから、私は、そういう点に思いをいたせばなおのこと、労働組合との協議、少なくとも合意を前提とするような協議を行うという旨の規定がきつとなされてしかるべきではないか、こういうふうな考えるわけでありますが、大臣の所見を承りたいと思つてます。

○藤井国務大臣 この法案の表現の仕方、こういった技術的な面におきましては政府委員から答弁をさせていただきますが、私は、やはりこの法案の趣旨というものは、過剰設備——なるほど設備を廃棄しますと、これが雇用に影響され、人員整理につながる、こういったことがあることも十分考えなければならぬ。ただし、過剰設備をそのまま抱えておつて事業が倒産してしまふ、こういうこ

とになれば元も子もなくなる。そうすると、結局そこに働いている労働者の雇用が台なしになってしまう。そこら辺の兼ね合いですね、これはなかなかむずかしい問題だと思えます。それがいわゆる雇用解雇をする後ろ盾の法律になるというような運営は、これは私、絶対避けてもらわなければいけない、このように思うわけでございまして、この法律をつくり上げる過程においていろいろ直接間接に当たりました政府委員から、ひとつ補足的な説明をさせていただきます。

○北川政府委員 いま大臣からお答えしたとおりでございすけれども、先生御指摘のように、企業の再建、共同行為を行うというような場合に、組合側の全面的な協力がなければその再建は成功を期し得ない、そう考えております。ただ一部に、先生御指摘のように、間々管理運営事項であるとかあるいは形だけ団体交渉に就いて中身の詰めを怠るというような経営者があることも事実でございすので、この法案の作成の際に関係事業官庁とも十分話をいたしまして、共同行為の実施の指示に当たりましては、業界に、関係労働組合と十分話し合う、できれば合意に達するまで団体交渉を行うというような指導を十分行うことを申し合わせております。

○清水委員 時間もありませんから、はつぱつ終わりにいたしますが、いまの点については、いま労政局長からお話がございましたが、その点はしかと徹底を期していただきたい、こういうことを重ねて要望をいたしておきます。

それから、せっかく通産大臣がおられますから、二つだけ簡潔にお尋ねをいたしておきます。一つは、設備の処理が地域経済に著しい影響を及ぼす、こういうことは当然あり得るわけですが、この法案を見ると、その場合にどうするかということがどうもなかなか読みがたい。ですから、都道府県なり関係市町村の首長の意見といましようか、これを積極的にくみ取っていく、吸収をしていく、あるいは反映をさせる、こういうことが非常に重要だと私は思うわけであります。

法案中どうもあいまいに流れているものですが、この辺をどのように対応なさろうと考えているのか、お聞かせをいただきたいと思うわけであります。

また同時に、商工委員会等の場で関連中小企業あるいは零細規模の企業等の経営の安定については十分留意をしていきたい、こういうふうには言われるわけでありますが、現実に関企業が設備の廃棄、時にはつぶれてしまうなどというような下請中小企業も起こり得る、こういうことを考えて、私は、単に既往の法律や制度だけで今度の法律に基づく設備処理をめぐる中小企業への対応が全きを期し得るかどうか、どうしても一抹の不安を感じざるを得ないものですから、この二点について通産大臣のしかとした所見をお聞かせいただきたいと思ひます。

○河本國務大臣 業種によつては地域経済に非常に大きな影響があると思ひます。また、業種によつては下請企業それから中小企業にも非常に大きな影響があると思ひますので、安定基本計画をつくり出す場合に、関係の審議会の意見を聞きまして作成することになっておりますので、その審議会にそれぞれの代表の方々の出席を求めまして、そこでしっかりと意見を言っていたらどう、こう思っております。

○清水委員 終わります。

○野田委員 次に、宮井泰良君。

○宮井委員 私は、主としていたしましてこの法律で特定不況産業に指定されております船舶製造業、このことを念頭に置まして若干の質疑を行いたいと思ひます。この特定不況産業安定臨時措置法案は、設備の処理が大きな柱となつておるわけでございす。そうして主務大臣が安定基本計画を策定する、こういうふうになっております。この計画に基づきまして業界が自主的に設備処理の実施を行うことになるわけでございすけれども、まず、この基本計画に対する政府の責任について通産大臣にお

伺ひたいわけでございす。また、この計画に当たっては当然需給見通しというものも明確に示される、このように思うわけでございす。これについての見解もお伺ひしたい。そして、この安定計画は何年先の需給見通しを目標として定めていくのか、そういった点もお伺ひしたいと思ひます。

○河本國務大臣 この法律の一番大事な点は安定基本計画、それから安定基本計画が業界の自主努力でやれない場合の対応策、それから信用保証基金、こういうところだと思ひます。

安定基本計画につきましては、第三条に明らかになつておりますが、詳細につきましては政府委員から説明させていただきます。要するに、どの程度の設備を廃棄すればこの業界は立ち直るか、こういうことを各権威者の意見を聞いて、そして国内の需給関係、貿易関係、そういうものを見通しながら決めていく、こういうことでございす。

○濃野政府委員 安定基本計画、ただいま大臣から御答弁ございましたように、この安定基本計画をつくり出す前に、つまり特定不況産業というのは、いわば候補業種の中から大部分の人の申し出で、ぜひこの法律による設備処理を進めたい、そういう業種について安定基本計画が定められるわけでございす。この安定基本計画が定められま

すと、さらにこの法律でも四條で、たてまえといひましては事業者の自主的な努力ということを第一に考えておりました、そういう意味で安定基本計画は、通産大臣ないしはそれぞれの業種の所管大臣が、業界としてそこまですべて設備処理を行うという業界につきまして、審議会の場で衆知を結集して将来の設備処理の目標になる計画をつくる、そういう性格のものだと思ひます。

そこで、ただいまの御質問の最後の、何年ぐらいい先を目標にしていくかということとでございす。業種によりましていろいろの差があると思ひますが、私も通産省所管業種で従来議論してまいりましたところでは、大体五年先ぐらひの需

給を目安に安定基本計画と申しますか、設備処理の背景になる長期需給見通しをつくるというのが多くの業界の一般的な傾向ではないか、こういうふうに考へております。

○福永國務大臣 私の所管のことについてお答えいたします。

もとより今後の需給見通しをなすための確に付けていかなければならぬわけでございす。五十一一年六月の海運審の答申では、五十五年におけるわが国造船業の建造需要量は六百五十万総トン程度と予想されておりますが、最近の情勢ではこの見通しよりさらに悪化することが懸念されております。いろいろ理由はございす。世界的な船舶過剰による需要の極端な冷え込み、それから最近の円高傾向も手伝ひまして一層悪化している情勢でございす。これから後の、五十五年後の六十年、六十五年における需給見通し等に関しましては、ただいま海運審等において審議をしておりますところとでございす。いづれにいたしましても、造船に關する限りにおいては、こ

しはしばらく後を考へますと現在よりもさらに悪化する、こういう情勢でございすので、それなりの対策を講じていかなければならない、そういうふうに考へております。

○宮井委員 運輸大臣にはこれから聞こうと思つていたのですが、積極的に答へていただいたわけでございす。いま通産省からの御答弁で基本計画の内容等はよくわかるわけですが、この責任といたうことは単なるそういう指針的なものであるのか、どの程度までそれを責任持つのか、この辺の答弁をもう一度お尋ねいたします。

○濃野政府委員 この安定基本計画の性格でござい  
ますが、先ほど御説明申し上げましたように、  
この法律の考え方の一つの基礎に、当該業界の自  
主的な努力と申しますか、これを非常に大きな前  
提として考えております。ただ単なる一つの目安  
ではございませんで、やはりそこまですとまっ  
た業界の将来の姿というものを役所の審議会でつ  
くり上げるわけではございませんから、この法律にお  
きましては、そういう業界の自主的な努力を期待  
しながらも、最後のいわば実行の担保といたしま  
して、いわゆる指示カルテルと申されております  
五条の「共同行為の実施に関する指示」という規  
定を設けておまして、やはりこの計画というの  
は単なる目安ではなくて、国といたしましては、  
カルテルの指示でございすから、そこには業界  
の相互の協力、努力ということがあくまでも前提  
にはなっておりますが、やはり最後はこういう指  
示カルテル制度というものを設けておまして、ぜひ実  
行を期待するという性格のものではないかと思  
います。

それから、先ほど私申し上げましたのは、通産  
省の關係ではほぼ五年ぐらい先の需給を一つの目  
標といたしましていろいろ議論しているのが業種  
としては非常に多いございしますが、あるいは私  
造船の事情はよくわかりませんが、五年では足り  
ない、もっと先の需給というものを前提にしてい  
ろいろ計画を組まなければならぬ業種も、当然の  
ことながらあり得ると考えております。

○宮井委員 そこで、運輸大臣にもお伺いたし  
ますが、先ほどお答えいただきましたので、これ  
からの過剰設備、これは何%ぐらいの過剰という  
ようなことや、需給の見通し、あるいはまたこ  
の設備の処理方法、いろいろなことを言われてお  
りますが、この造船業の場合は大変むずかしい。ど  
ういう方法でやっていくかというようなこともご  
ざいますし、この設備の処理につきましては、先  
ほどからもございすように、業界の自主的措置  
で行うということではございますが、大手企業の場合、  
他の業種への転換は可能である、しかし、中

小造船会社の場合、設備処理は死活問題となつて  
くるわけではございまして、午前中來たこういった議  
論も多々あるわけではございしますが、処理の配分に  
ついてはどのようにお考えになっておるか。私は、  
中小企業への配慮が十分必要ではないか、こ  
う考えるわけですが、御見解をお伺いします。

○福永国務大臣 具体的なことにつきましては局  
長から答えさせますが、御説のごとき、中小企業  
には大いに配慮をしなければなりませんし、これ  
の実際の処理については諸般のことを気をつけ  
てやらなければなりません。ただいま關係の者が  
これについて鋭意対策を進めておる次第でござ  
います。ちょっとそのあたりをお聞きいただきたい  
と思ひます。

○謝敷政府委員 答えさせていただきます。  
今回の特定不況産業に対しまして安定臨時措置法  
の骨子は設備の処理ということではございす。し  
たがいは、従来私どもがやってまいりました  
操業度に関しましては、中期的には  
かなりしっかりと見通しのもとにやらなければ  
いけない。それから、言うなれば設備の適正稼働  
率というような議論もあわせて行っていくわけ  
でございす。先ほど大臣から御答弁がありまし  
た中長期の需給見通しに立ちまして、設備の削減  
率あるいは処理の方法——この処理の方法につ  
きましては、法律にも書いてございすように、廃  
棄あるいは格納休止ということがございす。廃  
棄の場合には、安定基本計画の中には、先ほど  
来御議論いただいております積極的な新分野への  
転換というようなことも内容として入ってくるか  
と思ひます。

〔野呂委員長退席、中島(源)委員長代理  
着席〕  
それらについては、いま鋭意やっております需給  
見通しを根幹にいたしまして、削減率それから処  
理の具体的な方法についてこれからできるだけ速  
やかに進めてまいりたいと考えております。  
業界におきまして、先生が御指摘のような大手  
と中手堅クラスとの間には考え方の相違あるい

は具体的に対応すべき対応の仕方についても相違  
が出てくるかと考えておりますが、従来の操業度動  
告におきましては、これら相互の關係については  
十分配慮してきたつもりでございす。海運造  
船合理化審議会におきまして安定基本計画を御審  
議いただく際の大きな審議事項と考えております  
ので、御指摘の点を十分頭に入れておまして、私ども  
としては海運造船合理化審議会の審議資料の作成  
なりあるいはお手伝いに当たって配慮をしてまい  
りたい、こう考えております。

○宮井委員 細々と御答弁いただいたのですが、  
結論的にはこれから検討する、現時点ではまだは  
つきりしておらないようではございすので、早急  
にこれを立てていただきたい、このように要望い  
たします。

次に、運輸大臣にお尋ねしますが、石油のタン  
カー備蓄についてでございます。  
この構想は、一千万キロリットルを目標とする  
エネルギーの国家備蓄構想とともに、タンカーの  
過剰対策として浮上してきたのでございす。が、  
政府も黒字対策として五百万キロリットルのタン  
カー備蓄を決定いたしておるようではございす  
が、初めに、この構想に対する見解と過剰タンカ  
ーの隻数及びトン数はどの程度か、このことをお  
伺いします。

○福永国務大臣 タンカー備蓄ということとは、こ  
れがうまくいきますと、いま非常にタンカーが余  
っておりますので、海運界關係にも非常にありが  
たい話でございす。しかし、これにつきましては  
はなお若干問題がございまして、必ずしもたんだ  
んたる道ばかりではないと思ひます。しかし、そ  
れらを克服してぜひ成功せしめたいものと思ひ  
うわけでございす。

現在、タンカーはかなり余剰のものがございま  
すが、タンカー備蓄に使おうというものは、とりあ  
えずの語は二十万トン級を二十隻くらい、こうい  
うわけでございす。ほかの海洋構造物等によつ  
てもやろうかという企画等もございすので、そ  
れらとの關係において、場合によってはタンカー

備蓄をもう少しふやすことができるし、余った船  
はもとある、こういうわけでございす。が、私  
どもといたしましては、若干の難点はございす  
が、それらについて解決の方途を見出してぜひ成  
功せしめたい、こういうふうな考えでございす。

○宮井委員 そこで、農林省にお伺いしたいので  
すが、この備蓄構想に対して漁業保全という点か  
らどういうようにお考えになっておるか、また、  
漁業者の生活を守るという点からこの構想につ  
いてどういう考えを持っておられるか、さらに、こ  
の候補地については通産当局が決定すると言われ  
ておりますが、これに対して農林省は漁業者の意  
向をどう反映していこうとされておるか、候補  
地の選定は通産省に任せ、こういう方向でいか  
れるのか、その点をお伺いします。

○恩田政府委員 私ども水産庁といたしまして  
も、石油の備蓄そのものが国民経済及び国民生活  
の安定向上を図る上から必要なものであること  
は、十分認識しております。ただ、私どもは、あ  
くまでも漁業の振興を図り、漁業者の保護を図る  
立場にございすので、今回のタンカー備蓄の実  
施の仕方につきましては、漁業の操業にできるだ  
け被害を及ぼさないよう、また、事故等が発生し  
ないよう、また、事故が発生した場合に膨  
大な漁業被害をこうむるわけではございすので、  
それに対する補償等も十分考慮していただくこと  
等、漁業への悪影響が極力少なくなるようにいた  
したいと考えております。

なお、候補地につきましても、このような観点  
から關係各省に対して十分御意見を申し上げてま  
いりたいと考えております。

○宮井委員 そこで、通産省にお伺いするわけ  
ですが、いまございました農林省等の意見を十分取  
り入れていくお気持ちであるかどうか、また、こ  
のタンカー備蓄については通産省が主管官庁とし  
て取り組んでおられるようではございす。が、具  
体的にその停泊地はどこを予定されておるか、備蓄  
量、また、タンカー備蓄というものは恒久的に行  
う予定であるのか、それとも一時的なものである

のか、安全対策等について心配はないかどうか、さらに、備蓄原油につきましても石油業界と通産当局との見解が違つて聞いておるわけですが、その点の見解をお伺いいたします。

○橋本(利)政府委員 お尋ねの順を交えることになるかもしれませんが、私たちがいま考えておりますタンカー備蓄は、当面五百万キロリッターでございます。石油開発公団が実施することになります。石油業界の国家備蓄の一環として、公団による恒久的な備蓄設備ができるまでのつなぎの措置、かように考えております。

それから、錨泊候補地につきましては、昨年の秋以降、運輸省あるいは水産庁の協力を得まして、いわゆる気象、海象といった自然条件のほか、先ほども御指摘になりました漁業活動あるいは海上交通量といった社会的な条件につきまして、既存資料をもとにして審査いたしましたわけでございます。現在、去る二月の十日に設立されました日本タンカー石油備蓄協会に委託いたしました具体的な地点につきましてさらに調査を進めておる、したがって、いまの段階でどの地点というところまでは決まっております。

それから、安全の問題につきましては、タンカーの安全、防災につきましては、当然他の船舶と同じように、海上交通安全法、港則法、船舶安全法あるいは海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、こういった幾つかの関係法規がございますが、こういった現行法規の適用で十分確保できるというふうには考えておりますが、何せタンカー備蓄は初めてのことでございますので、さらに安全を確保するために、具体的な立地点ごとのどのような安全対策を講ずるか、いわゆる安全基準あるいはそれに基づくマニュアルを策定したいというところで、現在、日本海難防止協会等に作業の一部を委託いたしまして準備を進めておる、こういうことでございます。

それから、石油業界との間に意見の食い違いがあるような御指摘でございましたが、私たちとしてはましてはさようなことがないというふうに考

えておりまして、現在、石油業界と備蓄の対象とする油の種類あるいは原油の購入の方法あるいは引き取りの方法といったような諸点について話し合いを進めておる、こういう段階でございます。

○宮井委員 いま、候補地が停泊地の具体的なところが決まっていまいというお話でございましたが、新聞報道によりまして、通産大臣から、これは候補地ですか、長崎県知事に対してタンカー停泊地についての要請をした、これは二十五万トン級のタンカー十隻程度停泊させたい、こういうことも報道されておりますが、この点についてのお伺いとは、さらに、万が一海上が汚染された場合の補償はどうなるか、漁業権の補償について通産当局のお考えでは、大体二十五万トンタンカー十隻で水面使用料として二十五億円を予定しておる。しかし、同湾においては年間五十五億円の水揚げがある、水揚げの量とそういう補償の金額というものが食い違つておる、こういうことが報道されておるわけですが、その点をお伺いします。

○橋本(利)政府委員 御指摘の補償につきましては、大臣から要請をしたという事実はございますが、まだ決まったという段階ではございませんので、先ほどあのようなお答えをした、こういうことでございます。

それから、ただいまのお話の漁業補償の問題でございますが、現在御審議を賜っております予算案の中に、キロリッター当たり四百円の水面使用料というものを掲げておまして、これはあくまでも予算単価でもあるわけでございます。あるいは実情に即してさらに検討を必要とするかとも思いますが、とりあえずいまの御指摘の数字は予算単価である、こういうことでございます。

それから、別途保険をいたしましては、御承知のPI保険あるいはそれを補てんするためのCRISTAL協定に基づくところの保険等もござい

ます。石油開発公団も近くこのCRISTAL協定に参加する準備をいたしておる、こういう段階でございますが、万が一さような事態が発生しても十分に補償し得るよう準備を進めておるわけ

でございます。

○宮井委員 終わります。

○中島(源)委員長代理 次に、瀬野榮次郎君。

○瀬野委員 特定不況産業安定臨時措置法案に対する連合審査に当たり、通産、労働、農林、運輸各大臣に質問いたします。

農林省当局に最初にお伺いいたしますが、合板業界は特に昭和四十九年以降在庫を抱え、価格は低迷し、操業休止、工場閉鎖が多く、四十九年以降六十三社が倒産をしております。すなわち、四十九年二百六十五工場あったのが五十二年十二月末は二百二十二工場になり、現在は百八十八工場になっておりまして厳しい状況下でございます。一方、不況カルテルも日合連はすでに十回行い、今回五十二年四月から九月にかけて十一回行い、う予定になっております。この中には四月ないし六月はアウトサイダーも含まれておるわけでございますが、農林省は合板業界の実態をどのようにとらえ、今後の見通しについてどう考えておるか、冒頭、見解を承りたいのであります。

○藍原政府委員 合板業界につきましては、ただいま先生御指摘になりましたように、昭和四十九年以降住宅着工が減少いたしましたに伴いまして需要の減退が生じ、そのために長期にわたりまして深刻な不況状況に陥っております。

こういう関係もございまして断続的にカルテルをやつてまいりましたわけでございますけれども、特に五十二年の十一月からは、カルテルに加えまして事業活動規制命令によりまして生産調整を開始いたしました。しかしながら、いまの状況でも必ずしも好転しておらないということでございまして、価格水準も改善が見られておりません。そういうような観点から、日本合板工業組合連合会

は、国の助成のもとに構造改善基金を設けまして過剰設備の買い上げを行うということにいたしております。ただいまの具体的な方法について鋭意検討中でございます。

○瀬野委員 五十二年十二月十六日の閣議で合板製造業構造改善基金を創設し、本法とは関係な

く、五十三年度中に一二%、五十ラインの設備廃棄をすることを決定しております。すなわち、合板の生産能力は四ミリ換算で五十一年末二十四億六千万平方メートル、掛ける一二%カットとなりますと約三億平方メートルということになります。が、工場平均が一・六ラインでございまして、五十ラインだと三十五工場に当たるわけでございます。いま申し上げましたように、一二%には業界の一部はほど遠い、こういうような批判もありますし、三〇%にしないと効果が出ないんじゃないかという意見もあります。

そこで、業界の立ち直りが、果たして本法とは関係ないこの改善基金によつて一二%、五十ラインを救済し直り得るものがあるのか、その点はどういうふうに見ておられるか、お答えいただけます。

○藍原政府委員 いま先生御指摘になりましたけれども、合板業界の総生産量の能力は二十四億六千万平方メートルでございまして、五十二年実際に生産量は十八億四千万平方メートルでございます。したがって、この稼働率は七六%ということになるわけでございまして、これからの合板需要というものの伸びその他を勘案いたしますと、年間大体二十一億六千万平方メートル程度の生産量があれば十分対応できるのではないかと

いうふうにはわれわれは考えております。そういう観点から現有生産能力の一二%を削減しようということを考えておるわけでございますが、こういう生産をやつてまいりますと、その結果といたしましては、昭和五十五年には稼働率が大体九〇%にまでなりまして、需給の均衡が図られるであろうというふうにはわれわれは考えております。

○瀬野委員 林野庁長官は、昭和五十五年には九〇%の稼働率が考えられる、また、そのように持つていこうという御答弁でございまして、合板製造業構造改善基金の原資を見ますと六億五千万円。すなわち、この中の二分の一である三億二千五百万が国の負担である。すでに政府は二月払い

込みを終わっております。残り三億二千五百万円が県の負担、こういうことになっております。これを元手にして十倍、すなわち六十五億借り入れて先ほど申しました一二%の設備廃棄の資金に充てる、こういうことでございますが、設備廃棄をするということになれば、当然退職者も出てまいりますし、また解雇という問題が起きてくるわけでございます。そういうものを含めまして、こういった資金ではとても足りないと思ひます。ちょっと、先ほど三億二千五百万円が県と言ひましたのは業界です。訂正をしておきます。

そこで、業界の方も、退職金その他を入れたると六十五億以上に資金が増大してつくとあります。と、将来残存企業、いわゆる残った企業がやめた企業に対して漁業で言えば共補償みたいなことをするわけですから、その残存企業に相当負担がのしかかってくる。現在不況で大変困つていて、目には、しかも銀行から金を借りるだけ借りて、目いっぱい借りておるところへこういう負担を受けるということになりますと、残存企業も大変な負担になってくるということで、将来がおもひながらるわけでございます。果たして六十五億の資金で足りのかどうか、やってみるかどうか、大變むずかしい、こういうふうにするのですが、本法提案に当たり、関連のあるこの合板製造業構造改善基金について当局はどういうふうに見通しておられるか、これもこの機会に明らかにしていただきたい。

○藍原政府委員 現在、日合連で検討を進めております構造改善基金でございますが、これは先生もう十分御存じだと思ひますが、設備処理に必要な資金の借り入れに關係いたします債務保証という形で、六十五億という金を借り入れて設備の処理に当たろうというわけでございまして、私どももいたしますれば、これで合板業界が自主的に設備の調整を図っていくというふうを考へておりますけれども、当然こういうことをやります過程におきましては、いろいろそれに伴つて必要な資金も要るかと思ひます。そういう問題も全般

的に検討いたしまして、ただいま御審議いたひております法案が成立いたしますれば、特定不況産業として指定をいたしまして対応をいたひたいというふうを考へておる次第でございます。○瀬野委員 藍原林野庁長官は、今回の法案が成立すればそれと相まつておしつけられるが、そこで私はその件に触れてまいりますけれども、本法は私の提案の理由の中に、「特定不況産業の設備の処理のため必要な資金等の借入れに係る債務の保証に関する業務を行わせるため特定不況産業信用基金の設立等について定める必要がある。」というふうな理由が述べられております。したがつて、本法により特定不況産業信用基金を新しく創設するわけですが、日本開発銀行の出資が百億円と、民間出資を原資として一千億の債務保証をすることになる計画でございまして、特定不況産業候補業種に挙げられているものには、御承知のように平電、アールミニウム製錬業、合成繊維製造業、船舶製造業等があり、通産大臣所管に基金の枠がとられ、主務大臣である農林大臣が合板に果たして幾ら枠がとれるか、合板の方に幾ら回つてくるか、はなはだ問題でございます。

なぜ私がこれを指摘するかといひますと、政府の考へ方を従来からわれわれはずつと見てまいりました。基金による債務保証は本法の重要な柱であります。昭和五十三年度財政投融資計画における日本開発銀行の出資額決定の段階においては、通商産業省所管の構造不況業種を対象として考へられたいさつがあるわけですが、その後、本法の特定不況産業の例示に造船業が掲げられ、さらに合板製造業等が指定対象となる可能性が生じている現在、資本金の増額による保証規模の増大を検討することが必要となつた、こういうふうな過去の経緯があるわけでございます。こういうことから、農林省サイドの合板業界に果たしてどれほどの枠がとれるか、こういうことでわれわれは大変疑問に思ふ。本日の連合審査に当たつて、こういった点についてまず農林省当局からお伺ひし、さらに、通産大臣はこういった

合板業界に対してどのような配慮をされるか、あわせてお答えいただきたい。○河本國務大臣 保証の枠でございますが、これは当初、保証枠を千億ぐらいでスタートさせるつもりでおりますが、しかし、御承知のように業種もふえると思ひます。そこで、法律にございまして、大蔵大臣と通産大臣が相談をいたしましてこれを増額することができ、こうなつておりますので、財政投融資についての政府の弾力条項を発動いたしまして、必要な金額は増額するつもりでございます。

（中島源委員長代理退席、野呂委員長着席）したがひまして、構造不況業種の構造改善事業、つまり設備廃棄に必要な保証額の基金につきましては、不足しないように十分手配をするつもりでございます。

○瀬野委員 通産大臣にいま御答弁いただきましたが、その他の製造業として、合板業界を主務大臣が政令で定めるということになるわけですが、そうない場合には要望には十分こたえられる、こういうふうな理解を以ていいですか。○河本國務大臣 そのとおりでございます。

○瀬野委員 農林省当局にお伺ひしますが、先ほど私が質問をいたしました合板製造業構造改善基金というのが本法とは關係なくあつて、一、二%カットの問題を取り上げたわけですが、それと本法提案による特定不況産業信用基金とのいわゆる調整はどういうふうを考へておられますか。時間が無いので詳しい説明はしませんが、その点、ひとつ賢明な理解によつてお答えをいただきたいと思ひます。

は、いま農林省でやっておりますのは設備廃棄そのもの、機械の買い上げ等々に必要な資金の借入れの保証のための基金でございます。今回御審議いただいております法案の中には、それ以外に、それに伴つて必要な資金のための保証も入つておりますので、合板業界のこれらの構造改善なり設備調整に必要な場合に、もしそういう事態が出た場合には、そういう新しい法案の適用を受けまして対応してまいりたいと思ひておる次第でございます。

○瀬野委員 特定不況産業信用基金が債務保証を行う場合に、事業者と親事業者、金融機関に裏保証を求めることになるわけでございしますが、これも先ほど若干触れましたように、果たしてこれが実際にできるかどうかまた大変問題でございます。すなわち事業者は不況産業として金を借りられるだけ借りていて、よつて、相手の金融機関に裏保証をせよと言っても、金融機関も金を貸せるだけ貸しておるのですから、もし倒産した場合は大變心配であるということではなかなか前向きな金融をしようとはしないことは一応うなづける。そういう企業だからこそ金融機関も大いに資金を出してもらいたいわけですけれども、言つてみれば今回の手当ては後ろ向きの資金であります。設備をしていながら大いに企業を発展的に拡大をしようというのじゃなくて、後ろ向きの資金であるがゆえに、なかなか厳しいものがあると思ひます。無理からぬことだと思ひます。

そういう点で、見通しが立たぬところから果たして金の裏打ちができるかどうかといったことについて、篤と当局が行政指導をしていただきたいのですが、その辺の腹構えとか考へ方はどういうふうを考へて本法提案に及んでおりますか、お答えいただきたい。○瀬野政府委員 この信用基金の保証のやり方、仕組み等につきましては、非常に技術的な問題もございまして、現在金融機関の専門家等も含めて関係者でいろいろ検討が進められております。ただいま御指摘のように、要はこの信用基金が目

的どおり動くことが大事でございます。したがって、機能するようにすることが第一でございます。ただ、もう一つの問題といたしまして、いま裏保証問題でいろいろ御質問がございまして、この点につきましては、非常にむずかしい点がいろいろございまして、一方、ある見方からいいますと、ある種の構造改善と申しますか、設備の処理をやっていく上には、従来からの関係の金融機関、それからたとえば商社等の関係事業者、これはお金の関係を業界という持っておりますが、このしりが全部政府に来ることもこれまたいかかという意見もございまして、結局そういう商社、金融機関との協力体制をとりながら、しかもこの信用基金が一番うまく動くやり方は何か、保証料の問題あるいはいま裏保証と申しますか、最後のいざ事があつた場合にどういう分担をするか、この辺は非常にむずかしい問題がございまして、信用基金が十分活用することを最大の目的にいたしまして詰めていきたいと考えております。

○瀬野委員 時間がなかなか厳しいので、通告した予定を質問できないのは残念ですが、労働大臣に通告してありました問題をお尋ねします。すなわち雇用問題でございます。先ほど申しましたように、法律に關係なく合板業界は三十五工場すなわち五十ライン、これは現在の工場の一に二に当たるわけですが、設備廃棄もしくは工場閉鎖をするというところでいろいろ検討されておりますが、離職者問題、雇用問題が深刻な問題となつて浮かび上がつてきております。労働大臣はこれらに対してはどう考えておられるか、端的にお答えください。

○藤井国務大臣 御指摘のごとく、合板業界は大変厳しい不況業種でございます。労働省ではすでに雇用安定資金の指定業種にいたしております。同時に、特定不況業種離職者臨時措置法の業種指定もいたしまして、雇用保険の給付の九十日延長、そして職業訓練あるいは職業訓練待期の手当の支給、それにこの業種から出てきた離職者の

雇入れの促進のために雇入れる事業主に對して助成をするというように、それから広く中高年齢者の雇用を受け入れる事業主に對してはこれまた助成をしていく、こういった各般の施策をやりながら再就職の促進に全力を尽くして対処しておるわけでございます。

○瀬野委員 端的に申して、すでにある施策によつてやるのか、雇用のための新しい施策を講じられるのか、もし講じられるとすればどんなことを考えるか、こういったことを私はお伺いしたいわけですが、その点、余り目新しい考えはないようですが、特に目新しい対策はあるのですか、再度お伺いします。

○藤井国務大臣 この一月二十日、新しい雇用政策として、先ほど申し上げた触れましたけれども、中高年齢者を雇入れる事業主に對して助成をしていく、そして民間の企業の活力を大いに活用して雇用の開拓をしていく。それから、途中から離職するわけでございますから主として中高年齢者であります。こういった方々が再就職できるように、職業訓練についていろいろ工夫をこらして、従来の職業訓練のあり方に対して、離職者側もあるいは社会側も希望するような新しい仕組みにこたえた訓練のあり方について改正をしていく、こうというので、職業訓練法の改正も雇用政策の背景において積極的に考えたい、このように思つておるわけでございます。

○瀬野委員 その程度ではなかなか雇用の確保はできませんけれども、時間も迫つておりますので、別の機会にまたいろいろお伺いします。

最後に、農林省当局に需要拡大の問題で一点お伺いをしておきたいと思ひます。

合板の需要の八割は住宅や建設用であることは御承知のとおりです。建設省と日本住宅公団は昨三十日、五十二年度の公団住宅建設戸数を当初計画した六万戸から三万五千戸へとほぼ半減させることに、五十一年度からの繰り越しとなつていた約四千戸も未着工のまま削減することを決めたわけでありまして、これに伴い不要となつた五十二

年度分財政投資資金約二千二百四十億円を国庫に返上するという事です。国民から高い、遠い、狭いという不評を浴びてきて、全国で四万戸を超える新築空き家を抱えるほどの経営危機に陥つてゐるために建設計画を根本的に見直した結果こうした荒治療に踏み切つたわけでございますが、まさに公団住宅空前の積み残し、二万五千戸返上は景気浮揚に暗い影をもたらしたということで大変憂慮しております。

先ほどいろいろ申しましたように、合板はその八割が住宅や建設用でございます。よつて、中小企業は成り立たないということで大いに需要を喚起すべきときに、こういったことが将来に大きな影響を及ぼすと思ひます。よつて、需要拡大策はどう考えるのか、これらの公団住宅の空前の積み残しに對してどう考えておられるのか、最後に当局の見解を承りたい。

○藍原政府委員 御指摘のように、合板の最大の需要先は住宅建設でございますし、私どもも関係方面と十分連絡をとりながら今後住宅政策が積極的に進むように努力をし、また、お願ひをしてまいりたいと思ひます。

さらに、合板自身といたしましても、従来のような普通合板とあわせて、さらに知識的な技術開発を加へました新しい技術開発等々をしなから、合板のこれからの高度利用という面からも合板の業界自身も取り組まなければいけないということ、ただいま知識産業に關連いたします構造改善もやっております。そういうものもろのものを考えながら、私どもも合板の業界の発展には努力してまいりたいと考えております。

○瀬野委員 時間が参りましたので、以上で終わります。

○野田委員長 次に、米沢隆君。

○米沢委員 私は、本法案に言ひます信用基金の問題、それから政策金融のそれに対する対応の問題、それからナフサの問題について、時間の許す限り御質問させていただきますと思ひます。この問題につきましては、私も再三再四にわた

りまして御質問いたしておりますので、大変恐縮なものでありますけれども、いまも御答弁があらましたように、信用基金の造成あるいは裏保証の問題についてはいまだにまだ調整中である、こういう御答弁が再三再四にわたつてなされておるわけでありまして、この法案はもうすでに四月の上旬には衆議院を通過させようというめどでいま動いておるのであります。そういう段階になつても、造成する民間の協力の中身が余りわからな

いとか、裏保証のあり方がまだ専門的な知識が要るので調整中であるということは、私は非常に無責任ではないかという気がしてならぬのでございませう。そういう意味で、一体どういうところがいま難航いたしておるのか、その点、もう一回誠意ある御答弁をいただきたいと思ひます。

○瀬野政府委員 まず、この基金の資金がどういうふうになつておるか、あるいは裏保証の問題等を中心としてこの保証業務を実際にどうやっていくかという点は、繰返し御答弁申し上げておりますが、まず最初の民間の協力体制をどうするか。なるほど、私ども、この法律は構造不況問題の解決ということでも一日も早く御審議、御成立を願ひたいというところは考えておりますが、何分にも国会、衆議院の審議中でございまして、ただ、この法案成立のめどがつきました場合に、おっしゃるとおりなるべく早くこの基金の設立を進めるといふことは必要でございますので、非公式ながら、いわゆる財界首脳等に対しては、法案成立の暁に、その後の段どり、業界の協力体制ができるように、不十分と思はれるかもしれませんが、非公式な接触は努めていくつもりでございます。もし法案成立の暁にはなるべく早く基金設立ができるように努力をしていくつもりでございます。

それから、保証のやり方の問題、これもよく非公式ではございますけれども、私どもあるいは大蔵省、財政当局、それから金融機関、専門家の間でいろいろ問題点の整理等をやつております。ただ、この審議の過程におきましてもいろいろ

る御質疑あるいは御懸念等も出ておりますが、この法律ができました、まず各業界から申し出があつていわゆる対象業種が確定をし、それから安定基本計画がそれぞれの審議会の場でできるわけでごいまして、もちろん私もそれぞれの業種別にいろいろ準備を進めてきておりますが、その間にはある程度の時間がかかりまして、私も、この保証の仕組み等についてもそれに合わせて、実際の設備処理の手のつくまでの間にはいろいろ業界の実態を入れた保証の仕組み等についての詰めも十分できると思っております、そういうことで準備は着々と進めておるつもりでございますが、現段階は、ただいままでに御答弁申し上げているように、まだ具体的にどうだということとは決まっていない、これが現状でございます。

○米沢委員 さきの予算委員会御質問させていだいたときに、大臣は、いま調整中である、ここ数日中にはおおよその方向を明らかにしたい、こういう御答弁をいただいているわけですが、いまのそういう御答弁なんでありまして、非公式とはいへ現にかなりの交渉がなされておるのではないかと、そう思うのです。にもかかわらず発表するに至らないということは、金融筋あるいは商社筋等がかなり抵抗しておるのではなからうか、こういう憶測をするのでございます。

そこで、まずその民間の内訳についても、銀行とか商社というだけであつて、その中身はそうわかりません。だから、その中身についても、よくはどういうところに大体要請をされるのかということをもう少し具体的に聞かしてほしいと思うのであります。同時に、銀行筋あるいは商社筋と申しましたが、出すことについてはまあオーケーだ、しかしながら、その民間同士の中での負担の割合がどうもうまくいかない、あるいはまた裏保証する場合の負担の割合がうまくいかない、そういう段階にきておるのじゃないかと私は思うのです。実際はどうなんでしょうか。

○濃野政府委員 まず、基金への資金的な協力、いわば出資または出捐につきましては、金融界あるいは商社ということではございません。むしろ金融界や商社にも御協力を願いたいというのが私どもの感じでございます。もっと広く産業界の御協力を得るということで、いわゆる財界、幾つかの団体等がございしますが、私もその首脳部に對しまして非公式の接触を続ける、こういうことでございます。

○米沢委員 そうなれば、民間とは一体何かということ、それから、いまから折衝されるその民間の窓口は一体どこですか。

○濃野政府委員 この基金の性格をどう考えるかということでございますが、この利益を受ける業界が基金を出すということならば、これは業界の特定ができるわけでございますが、しかし、御案内のように、今回の基金の出資または出捐、民間分一応二十億をめぐらしてございまして、これは非常に大きな金額でございます。いわゆる構造不況業種として設備の処理を進めていくというような環境にありまして、直接出資、出捐を求めるとは非常に不可能なことだと私は思っております。したがって、もっと広く産業界の協力を得るという体制を私どもとしてはとらざるを得ないと考えておりますので、たとえば経団連等を一つの場といたしまして広く産業界の協力を願う、こういう体制をとらざるを得ないと考えております。

○米沢委員 ここではもう詰めてもそれ以上の答えは出ないと思つたのでやめたいと思つたが、なぜこの問題にしろかと申しますと、この法案のまじくこれは柱でありまして、そしてまた、この資金の造成そのものがスムーズにいくかどうか、この産業構造がうまく進んでいくかどうかはもうすべてかかつておるのじゃないかという気がしてなりません。

同時にまた、今後単なる百億前後の金じゃなくて、先ほどの御答弁でもありましたように、いまからかなり大きくなっていくものでありますから、そのあたりをはかりながら実際はそれぞれの業種ごとにいろいろな話が進められていくと思う

のです。幾ら話が進んでも、実際基金の方は一向進まぬではないか、やろうと思つても実際はそうふえないのだぞ、こんなことになったら、いまいち意図されておるこの産業構造の改善なんというのは本当に絵にかいたもちになるわけですね。そういう意味で、かなりいろいろと失礼なことを申し上げておるわけでありまして、ぜひそのあたり御理解いただいて、調整を早急に決着をつけてほしい、そういうふうに思っております。

それからもう一つは、政府系金融あるいはまた政策金融の対処の仕方でありまして、これもこの前御質問いたしましたように、銀行そのものも十三番目か十四番目の構造不況業種だということ、大変厳しい環境に置かれます。そして、商社金融も大変厳しい環境の中にありますから、造成資金も出せ、裏保証もしろ、そして金も貸せ、こういう議論がもう従来とは違つて非常にスムーズにいかない、そういう状況にあるわけです。そのなりの議論がもう従来とは違つて非常にスムーズにいかない、この基金についてはまあ何となく保証をしてやるだけありますから、実際はこの保証をてこにして金をどこから借り出さなければいかぬ。そうなつたときに、先ほどもありましたように後ろ向きの議論ですから、そう簡単に銀行なり商社等がさあ出しましょうということにならないうであらう。

そうなつた場合に、ぎりぎりの協力は、皆さんの力添えで一生懸命やつてもらふように努力をしていただかなければなりません。同時に、政府自体としても、通産自体としてもあるいは大蔵自体としても、この構造改善を進めていく場合に、単に民間だけに頼るのではなくして、実際はもう少し産業構造改善を進めていくに当たり、われわれもこういうことをやるのだからという、そういう政策金融がもう少し前向きに出てこなければならぬ。同時にまた、政府系金融等もかなりの配慮をしなければならぬ。それがこの第九条にある「資金の確保」という意味ではないかと思うのであります。

特に、これも申し上げましたが、産地を形成しておる造船とか繊維なんかは、集中して倒産なりあるいはほとんど不良企業ができておるわけですから、実際は、倒産してすべてがパーになつたり、あるいはまた実質的には焦げついている資金をその周辺の銀行も貸しておるわけですね。商社そのものも大体その周辺のやつは貸しておるわけです。その上に、構造改善をするから金を貸してくれ、こうなつたときは、もうそこからは借りられないという状況なんです。そういうときに、やはりお国の金融機関が何らかの対応をしてあげなければ、実際は言うばかりで何も効果はない、再三再四申し上げて恐縮であります、こういうことになつておるのです。

そういう意味で、この産業構造改善を進めるに当たり、特に政府系金融としてどんなことを考えておられるのか、同時に、政策金融として何か方針があるのか、その点について通産あるいは大蔵に御説明をいただきたいと思つた。

○濃野政府委員 ただいまのこれからの政策金融のあり方等をいわゆる産業の構造改善と絡んでどう考えているのか、こういう御質問でございます。

私も同じような問題意識を持っております、ただいまここで御議論、御審議をいただいております設備処理問題というのは、いわば後ろ向きの対策であるかもしませんが、むしろ前向きの対策として政策金融のあり方はどうだというのは、私も非常に大なる問題意識を持っております。現実には、御案内のように現在の開銀の中で、そういう前向き資金の一部の枠がございまして、五十二年度は、これは繊維に限られておりましたが、五十三年度からは、たとえば今度のこの法案の対象になるような業種が前向きの取り組みの形で構造改善の方向をとる場合にはこの資金枠の対象にするというように、五十三年度には実現をしたいと思います、私も昨年以來、今後の政策金融のあり方はどうあるべきかというこの問題意識

から、産業構造審議会の中の資金部会というのがございまして、ここで問題点の取り組みにかかっておりまして、早ければことしのしるべき時期までに、私どもの立場から見ました産業政策の推進という立場から見ました政策金融のあり方という問題についての方向を出してみたい、取り組んでみたいと考えております。

もちろんこの政策金融のあり方というのは、大蔵省当局が別の観点からも御議論になつておられると承っておりますし、金融政策あるいは銀行政策、そういう観点から見たいろいろなお立場もあると思ひます。いずれ私どもの考え方がまとまりましたならば、なるべくそういう立場の方面とも十分議論をいたしまして、これからの産業政策の進め方、その柱としての政策金融のあり方ということについて具体化を進めていきたい、こういうふうと考えております。

○藤田説明員 たいだいま産政局長の方からお話がありまして、特に私の方から補完することもないわけでございますけれども、大蔵省といたしまして、こういう情勢のもとで政策金融がいかにあるべきかということについては非常に関心を持っておりまして、特に先生御承知のように、現在開発銀行は設備資金しか融資できないことになつておりますけれども、これに一体どういう機能を果たせるべきか、今後の新しい開銀のあり方あるいは開銀の占める金融の分野というのはどういうふうにあらねばならないか、問題を検討する必要があるということは痛感いたしておる次第でございます。したがって、現在、開銀に特別な準備室と申しますか、検討する部を設けまして、われわれと密接な連絡を保ちながら検討を進めておる段階でございます。

○米沢委員 いま政策金融のあり方についていろいろ御検討いただいております御答弁であります。これは、本法が成立をして具体的に動き出したときに間に合うように結論が出るということでしょうか。

同時に、大蔵省の方にお尋ねしたいのですが、

開銀法の改正も含めて検討しておるといふように理解してよろしいですか。

○濃野政府委員 先ほど申し上げましたように、私ども昨年の秋から検討に取り組んでおりますが、当初は、ことしの半ばごろまでに一つの方向、問題点の整理をしてみたいと考えておりました。ただ、当初の予定どおりその時期程度までに出すか、あるいは若干の時間的なずれがありましてことしのもう少しおそくまでかかりますか、この辺は現段階ではまだはっきりいたしません。しかし、いずれにせよ早い機会にそういった方向を出してみたい。したがって、この法案が成立をいたしまして、構造不況業種対策としてのこの法案のいろいろな手続が進むのにタイミングを合わせて、これからの少し長い目で見た政策金融のあり方の方向といたし得るのではないかと、こういうふうにご考慮しております。

○藤田説明員 今後の政策金融のあり方という問題で検討しておる立場でございますから、もちろん必要があれば開銀法改正も考えざるを得ない。そういう改正をするとかしないという前提はなくて、今後政策金融はいかにあるべきかという観点から検討しておるわけでございます。したがって、いままで、その結論が開銀法改正の方向に向かいますならば、当然そういうものも考えざるを得ないと思つております。

○米沢委員 次は例のナフサの問題です。

構造不況に陥つた原因については、大蔵省の要因が重なつておるわけではございません。現在、そういういろいろな要因が重なつておる。その業種は設備そのものが過剰である、だからある程度の設備の廃棄をしなければならぬ、これが現状である。と理解するわけではあります。しかしながら、その構造不況に陥つた原因そのものに對しても少し有効な対策があったならば、あるいはいまからその要因を除去する努力をしたならば、実際は三〇〇切ものも二〇〇で済むかもしれない。その議論は、これから先、特に計画をつくられて、過剰設備がどれだけだかという議論をされる

場合には常につきまといつてくる問題ではないかという気がしてなりません。

たとえばこのごろまた急激に円が高くなつておりますけれども、本当ならば現時点までは約二割くらいでよかつただろうと思ふものが、こんな調子でずっと円高が続いていきますと三割を切らなければいかぬかもしれない、そういう議論になります。すべて外的な要因によつて常にその設備過剰の状況が違つてくるというのがあつたわけですね。そういう意味では、でき得るならば、いままでやつとお金を出してつくつた設備ですから、もう簡単に切りたくないというのも人情でしよう。そういう意味で、この構造不況に陥らしめたそれぞれの要因というものを徹底的なメスを加えられて、徹底的にその対応策が急がねばならぬ、これが共通の理解ではないかという感じがするわけがあります。

そういうときに、いわゆるナフサの問題もその一つでありますけれども、この問題も私は先般質問をさせていただきまして、目下のところ、ナフサの価格交渉については二月にはひとまず決着をしたというような報道に接しておるわけでありまして、今後ともこのナフサの問題は常にまた続いていく問題だ、そう思うのです。そういう意味で、今後のナフサ価格の交渉というものは、単に業界にげたを預ける方式、それで難航したときに一つのルールをつくるべきではないかという気が私にはしてならないのです。そうでない限り、ナフサ価格そのものが将来的にどういふふうに移行していくであろうかというものを織り込んで企業計画、産業計画を安心して立てられない。少なくともナフサ価格については円がこれだけになつたらこうなつていくんだというものを一つルール化しない限り、構造改善の過剰設備をどう廃棄するかという議論の際に常に不安定要素、不確定要素としてナフサ問題が足を引っ張つていくんじゃないかという感じがするのですが、今後のナフサ交渉

のあり方について新しいルールをつくられる御決意はないのかどうか。

同時に、これと関連して、ナフサを下げるという要求に對して特に一番問題になるのは、民族系の石油会社、コンビナートファイナリーあたりが常に足を引っ張る。そういう意味では、コンビナートファイナリーについてもことしから百億くらいの何か御配慮がなされたか聞いておりますけれども、実際は今後こういうものの経営体質をどう強くしていくのかということも並行して考えていかねばならない問題でありまして、同時にまた、石油ショック後一つの石油の価格体系がで上がったわけでありまして、御案内のとおり完全にいびつな姿であります。そのあたりに何らかの形でメスを入れなければならぬというものは、従来から叫ばれながらも一向に手がつけれない。そういうものは、常に構造改善を進めていく場合の足を引っ張る要因にとそなへ、進める要因にはならない。

お尋ねしたいのは、そういう意味で、今後のナフサ交渉のあり方に新ルールをつくるべきではないか。もう一つは、石油製品の価格体系を早急に直して、もう少し適正な納得性のあるものにすべきではないか。この二点について御質問をさせていただきます。質問を終わりたいと思ひます。

○橋本(利)政府委員 石油化学用のナフサ価格については、昨年の十一月十二月期分は、御承知のように、キロリッター当たり実質三千円の引き下げで落着いたわけでございますが、その際、私たちとしても御指摘のように行政介入するかどうかという問題がございまして、御承知のように、企業間価格が非常に広がつてきておる、あるいは石油化学企業と石油精製の間に資本関係がある、さまざまな形態もございまして、そういうところから、やはり本来的には両当事者で話し合いをし、政府としてはこれを側面からバックアップするという姿勢でいたしたいと思ひます。

今後は、やはり第一次的には両当事者の話し合いを優先して考えていくべきだと私は思ひます。

が、石油製品の価格体系の問題につきましましては、価格でございまして、他の製品と同じように、需給関係を反映してその過程において価格形成されていくというのが本来望ましいわけでございまして、御指摘のように、コンビナートリファインリーといったような石油産業の構造問題自体にも密接な関係を持っておりまして、また、これを消費するユーザーサイドにも多大の影響を与えらるゝといったような観点からいたしまして、昨年の暮れ以来、研究会を設置して検討いたしておるわけでございまして。いまなお検討中でございまして、結論を得るに至っておりませんが、できるだけ早く結論を得るように努めたいと思っております。

○米沢委員 これもむずかしい問題ですから、また他の機会をおかりして詰めてみたいと思っておりますが、石油ショック後通産省が中に入つて誘導政策をされた、その結果ひずんだ体系ができておるのですから、もう少し責任を持って早急に価格体系の是正を実施していただくように御努力いただきたい、このことを申し上げまして、終わりたいと思ひます。

○野呂委員長 次に、西田八郎君。

○西田(八)委員 私は、最初に法案第二条第一項第五号の解釈について若干伺いたいわけですが、

第五号で、「内外の経済的事務の著しい変化により、その業種に属する事業の目的物たる物品を製造する設備の生産能力が著しく過剰となり、」こうなつておるわけですが、これは関連産業のことを言われておるのだと思ひますが、そのほかに、たとえば第二条第一項第二号に「アルミニウム製錬業」とあるわけですが、アルミニウム製錬業のものには、その製錬をした後それを素材として圧延あるいは押し出し等があるわけですし、さらにまた、それを使って製品をつくつておるサッシ等の場合は一体この条文に該当するのかわかるか。あるいはまた、これは直接関係があるわけですが、この条文そのものであります。船舶製造業とあります。船というものはバルブがほとんど中心になつておるわけですが、この船舶製造業の中では、そう

したバルブの製造業なんかについても同様のことが言えるのかどうか、お伺いしたいと思ひます。

○濃野政府委員 この特定不況産業は、第二条一項の一号から四号までに特掲したもののほか、五号にその要件が書いてございまして政令で指定するとなつております。したがつて、この五号の要件に当てはまる業種でございすれば、つまり簡単に申し上げまして、著しい過剰設備を抱えてしかも長期の不況、要するに過剰設備の状況が非常に長く続く、そして業界全体の経営が著しく不安定である、こういう条件に合致すれば、法律上は政令で定めることによつて指定業種になるわけでございます。

ただ、私も、この法案を審議をしておりまして段階で、いわゆる構造不況業種ということが昨年から言われてまいりましたので、たとえば通産省の所管で申し上げますと、ここに挙げております一号から四号——四号は運輸省所管事業でございまして、このほかには化学肥料関係あるいは紡績等々幾つかの業種を頭に入れております。いま御指摘のとえはアルミ製錬業の下にアルミの圧延業がございまして、このアルミの圧延業等も一つの候補たり得るのではないかと考えております。

また、法律上適用し得るかどうかという問題は別といたしまして、この法律のほかにいわゆる構造不況対策、特に設備の処理というのを考えますと、たとえば中小企業が非常に多い業界は、御案内のとおり中小企業の分野でのいろいろな仕組みができておりますから、それを利用していろいろその業種、業態は、この法律というよりはむしろそちらの仕組みで設備の処理を進める、こういうことになりまして、必ずしも直ちにここに乗りこくるといふことは言えないのではないかとと思ひます。

なお、船舶製造業に絡みまして、たとえば船舶用の機関あるいは船舶用品等の製造業についてもこの対象になるのではないかという感じがいたし

ますが、この点は、なんでございしたら船舶局長から御答弁願ひます。

○謝敷政府委員 ただいま法律案に特掲されておりますのは船舶製造業ということで、船舶の製造そのものだと思つております。それで五に関連しまして、造船業はこういった事態でございまして、特に造船に非常に密着している專業の業種の多いもの、たとえばメーセンエンジンとかプロペラ、ファンカーチェーン、要するに他の機械工業一般に転換できにくいようなものについては業界の中で検討をしておりますが、まだ具体的に結論を得ていない段階ではあります。

先生御指摘のバルブにつきましては、いろいろ見方がございまして、これは船型が非常に小さくなつてしまつて、数そのものはまだ減つておりません。これから減るかと思ひますが、ただ、この場合に、陸船共通の事業者もかなりございまして、まだ意見が入れるという方向でまゝとまつていようには聞いておりません。

○西田(八)委員 そうした中小企業は該当しないけれども別の角度から考えて構造不況業種に属する、ただし、それは中小企業だからこの法律は適用しないけれども他の中小企業の法律でいつた場合に、それは現在幾つかの特定業種の中で行われておる構造改善事業としてそういう処置をするということなのかどうか。

○濃野政府委員 この法律は、いわゆる構造不況対策の中の設備の処理という観点からの問題の取り上げ方をした法律でございまして、そういう観点からいたしますと、御案内のとおり、中小企業の分野におきましては、主として繊維産業等が非常に多く対象になつておりますが、事業団による共同廃棄事業ということが中核に動いておりまして、私先ほどそういうことを申し上げたわけでございます。

○西田(八)委員 これは質問よりもちよつと要望しておきたいのですが、アルミの製錬業あるいは船舶というような親企業と目されるものがこの法案で設備廃棄をして、そしてその生産計画をある

程度ダウンさせよう、そういう中から次の発展を考えようということであるわけですね、この法律の趣旨は。そうだとすれば、それに関連する業種というのは、当然これは設備廃棄もしなければならぬわけですよ。ところが、業界の力が弱いと、通産省にまたその他のところへも、要するに陳情だとかそういうような申し出というように情をやらぬ場合があるわけですね。たとえばアルミなんかもそうですが、サッシ部門、そういう部門については適切な指導をされるようにこの機会に要望しておきたいと思ひます。

時間ありませんから、これは議論しておるのにありませんから、次の質問に入りますが、次に、第二条第四項によりまして、「主務大臣は、一の業種を第一項第五号の業種として同号の政令で定める手続をとるには、その目的からみて適当と認められる審議会、」こうなつておる。これに該当する審議会がない場合に於ては、産業構造審議会、いわゆる産構審の意見を聞くということになつておりますが、産構審が幾つも幾つも業界の意見を聞いておつたら、ガンもハトも立つてしまつてからというふうなことになるのでは話にならない。特にこの法案の成立そのものがもうおかれておるわけですよ。一年ぐらいいくれているのです。構造不況の状況からなると。それになおかつ産構審というふうなことになる。それと大変なんです。その場合に、大臣、そういう特定の審議会をつくる意思はあるのですか。

○濃野政府委員 この審議会は、法律の四項に書いてございまして、「その目的からみて適当と認められる審議会、」それが無い場合に私どもの付属機関でございまして産業構造審議会を使うというふうなことになるわけですね。まず第一に、通産省の所管で申し上げますと、たとえば繊維の関係等は繊維工業審議会というのがございまして、むしろその前半の「適当と認められる審議会」ということでこの審議会を使うことになると思ひますが、その他のものは産構審を使うつもりでおります。

ただ、これは審議会全体の場でやりますと大変なことではございませうし、かつまたその業種、業態に応じた非常なきめの細かい議論をしなければならぬ、委員もそういう関係で御意見を願ひ、御議論を願ひなければいかぬということですから、全部従来からもそうしてありますが、部会とかあるいは必要ならまたその下にワーキンググループでもつくりまして、非常に早い期間にいろいろな問題を議論ができる、そういう体制を進めていきたい、こういうふうなことを考えております。

○西田(八)委員 それはひとつ間に合うようにやっております。とにかく委員会開くのは、一月前くらいから日程の調整なんだということをやらないければ開けないです。いままでから、私も中央の審議会の委員をしてきましたけれども、なかなかその日程をとるのはむずかしいのですから。だから、そんなことをやっておると二カ月前も三カ月前も後になってしまいますから、そういうことのないように十分注意してもらいたい、ということをお願いしたいと思います。

次に、安定基本計画策定について、同じような法案でありながら、片一方、さきに制定された特定不況業種の離職者臨時措置法の第二条第二項では、こうした基本計画を策定する場合には事業団体または労働団体の意見を聞くということ、聴取義務が明確に決められておるわけです。

この場合も、私は、絶対に離職者は出さないと、いうならば別ですけれども、離職が出るということ、これをこれは前提に考えなければならぬのだ。これは設備廃棄をするわけでしょう。生産減少するの、それだけの労働者を抱える能力があるのなら、設備廃棄をせずに抱えていきますよ。ですから、それは当然これは解雇というものが伴ってくるというふうな考えなければならぬのです。そういう場合には、その労働組合の意見をやはり当然聞くべきではないか。

事業団体は、申し出があつて、そしてそれをその主務大臣が決めるわけですから、これは意見を聞かなくてもいいにしても、労働団体——解雇と

いうのは、これは第六条第四号に、「従業員の地位を不当に害する」とあるわけですよ。「従業員の地位を不当に害する」、解雇ほど不当なものはないわけですからね。それは希望退職であろうと何であらうと、それは労働者にとっては重大な問題なんです。そういうことが全然聞かれないというふうな形になっておるのはどういふことなのか、一体それをどう考えておられるのか、ひとつ聞きたい。

○濃野政府委員 お答え申し上げます。この法律の安定基本計画の作成に当たりまして、いわゆる雇用の安定ということが非常に重要な目的であるということ、私どもも全くそのとおりに思っておりますが、先ほど申し上げましたように、この法律は、この構造不況対策の中で設備処理を円滑に進めていく、これがこの法律の第一の目的でございます。そういう観点からの規定を設けたのがこの法律でございますので、したがって、この安定基本計画の内容としては、まさに設備の処理あるいはそのために新増設の制限をやる、とか、こういうことを中身にしたいということでございます。まして、雇用の安定という目的を含んでおられますけれども、ただいま御指摘のような雇用の安定自身を直接の対象とした法律ではございませんで、あのような規定が入っていない、こういうことでございませう。

ただ、私も、先ほどの審議会の御質問ではございませうが、審議会の運用の中身といたしまして、その場で関係労働組合、労働側の代表の御参加を願つて、そこで十分に御意見を聞く場をつくる、こういうことで運用をしていきたい、こういうふうな考えておるわけでございます。

○西田(八)委員 そういう物の考え方がそもそも誤りなんだ。設備の廃棄だから労働組合の意見なんて聞かなくていいという物の考え方が間違つてゐるよ。今日企業が存在するのは、合理的な労使関係が相協力することによって存在してゐる。この法律に経営権という固有の権利があると書かれておるか。資本家にあるのは、財産の管理権と

処分権だけしかない。それを運用する経営権というの、労働者が合体した有機的な中にできてるわけですよ。それを労働者の意見を聞かずに、経営者だけの意見を聞いて設備廃棄ができるなんて思つておつたら、とんでもない間違ひだ。だからこういう法律が、その対策がおくれるのですよ。これは大きな誤りだと私は思う。まああなたの考え方とは違ふかも知れぬが……。

そこで、ひとつこれは大臣にお伺ひしておきたい、いま言われたようなことで、局長はその運用面で労働組合の意見を聴取していくということ、を言われたのですが、それは守つていただけますか。

○河本国务大臣 守つていきます。

○西田(八)委員 次に、雇用安定について労働大臣にお伺ひしたいわけですが、第十条、この中にも労働組合の意見というものは全然載つてないのだし、何や努力しなければならぬとか努力するとかというふうなことだけで、全くこれは人員整理も何もせぬで済むのかいな、それで設備廃棄をしてこの不況産業が構造改善が図れるのかいなという疑問を持つわけですよ。

したがって、これは第一項では、「特定不況産業に属する事業者は、当該特定不況産業に関する安定基本計画に定めるところに従つて設備の処理その他の措置を行うに当たつては、その雇用する労働者について、失業の予防その他雇用の安定に配慮しなければならない。」こうなつておること、これはこれもまたさきの離職者臨時措置法との関係において連動し得るのかどうか。連動し得るとすれば、当然これは労働組合の意見を聞かなければならぬということになつてくるわけだが、それはどうなるのですか。

合におきまして、両法案の趣旨からいいますと、このいま御審議いただいている法案の対象業種になつたものにつきましては、離職者臨時措置法の対象に、もちろん離職者臨時措置法の基準に照らして検討しなければならぬけれども、結果的にはなるものであるというふうに私は考えておるわけでございます。

○西田(八)委員 ということは、連動するということです。

○細野政府委員 連動いたしました。たとえば、先ほど御議論ございましたけれども、離職者臨時措置法に定められております再就職援助計画等の作成義務等は当然発生する、こういうふうなことを守つておるわけでございます。

○西田(八)委員 そこで、次の項に、国は雇用安定に対する必要な措置をとるというふうに書かれておるわけですが、その「必要な措置」というのは一体どういう措置なのか、ひとつ……。

○細野政府委員 いまお尋ねの十条二項の「必要な措置」でございますが、これは当然、たとえば雇用保険法に定められております雇用安定資金制度等によりまして、当該関係労働者の失業の予防、円滑なる再就職の促進というふうなことを図つていくことを一生懸命やつていく、こういう趣旨でございます。

○西田(八)委員 問題は、その再雇用なんです。現在、求人倍率が全体で〇・五前後ですね。〇・五二でしたか。しかし、それは若い人は〇・七、八までいつておるから、中高年齢者にとっては〇・二、三。十人に二人か三人しか雇つてもらえないという状況の中で、再就職が果たしてできるのかどうか。これは労働省も現地からの報告を聞いて知つておられると思うのです。しかも雇用安定資金を利用して新しい業種転換といつてみたところで、いま新しい転換をできるような業種が一体何があるのです。いま好況と言われる自動車だつて電器産業だつて、円高でしかも政府の輸出規制というように措置がとられるようになりまして、たならば、ここにも当然不況といひますか、減産

体制というものは生じてくるわけです。というようになことを考えていくと、新しい雇用の機会というものを何かが政府みずから創出していく意欲がなければ、再就職そのものも困難じゃないですか。したがって、そこらの新しい雇用を創出される、そういう雇用の機会というものが果たしてあるのかどうか、ひとつ労働大臣、答えてください。

○藤井国務大臣 御指摘のとおり、特に厳しい雇用情勢のもとに、中高年齢者の雇用対策というのは非常にむずかしい局面に立たせられておられるのです。しかし、これは私は雇用政策の非常に大切な柱であるといういま工夫をいたしておるわけでございまして、何とかして職業訓練、再就職の場合訓練手当なり訓練待期手当、こういったものを背景として、そしてたとえば中高年齢者にふさわしいような、一例でございませうけれどもビル管理の仕事であるとかあるいは造園であるとか、こういうふうな職種というものをひとつ考える。現にそれをもうすでに訓練校のところによっては、亀戸でありますけれども、やってなかなか就職率がいい。こういうふうなやり方これから伸びていく産業、こういったものに雇用の道を拡大をする、そういうことをやる目的のために中高年齢者を雇い入れる事業主に対して助成をしていく。これは今度新しい五十三年度の雇用政策としてやっておりますけれども、これだけではなかなか厳しい情勢に対応することはむずかしいという工夫をいたしております、その工夫の背景には職業訓練法の改正、こういったものを私は考えておるわけでございまして、これからの雇用政策というのは、端的に申しますと、職業訓練と職業安定というものを行政が一体となって進めていく。そして模索的な努力でありませうけれども、ともかく前へ向かっていろいろ工夫をしてみる、衆知を集めて努力する。そのためには、雇用政策調査研究会という専門の人たちで構成した労働大臣の諮問機関がありますが、そういったところともよく相談をして対応していきたい、このように考えております。

えております。

○西田(八)委員 これは非常に重要な問題であらうと思ふのです。この一月で失業者は百十三万人、これは統計上数字としてあらわれてきたものであります。そのほかに潜在失業者、わが国の場合は大学進学率も非常に高い、駅弁大学等と呼ばれ、大学の数も外国に比べて非常に多い。そういうところで大学等へ在学中の十八歳から二十二、三歳までの人たちは、あるいは十八歳から二十歳、二十一歳までの大学浪人と言われる人たちは、これが全国で二百万以上の人口がある。したがって、それは失業という計算には入っていない、これは学生として扱われる。しかし、諸外国の実態から見たら、これも当然失業者ということになると思ふ。そうすれば、これは優に三百万を超える失業者を抱えているのと同じことなんですね。

しかもこれから経済がこういうような形で円も高くなるし、ある程度外国にも頼るを立なければならぬ、そうしなければ日本の経済は立ち行かぬというときには、当然これを均衡縮小生産の方向へ向けなければならぬ。その場合に新しい産業を興すというのは、これは製造その他の産業ではなかなかふえないと思ふのです。したがって、一体どこにその雇用の機会を求めようのか。これはいま労働大臣はおっしゃったけれども、ひとつ通産の衝に当たられる大臣から、一体そういう方向について何か新しい希望の持てるようなものがあるのか、ひとつお答えをいただきたいと思ふ。

○河本国務大臣 先般の会議でもこのことが非常に大きな議題になりました。とにかく積極的に新しい仕事というものををつくり出すことが必要じゃないか、こういうことで去る二十五日の決定になったわけでございまして、あの中にはやはり幾つかの新しい雇用の創出という項目が入っております。ああいう方向に私は内閣全体として一層の努力をすべきだと考えております。

○西田(八)委員 これはもう本当に重要な問題であります。もちろんそれについては時間外労働の全廃であるとかあるいは時間短縮という問題もあるでしょうが、こういう時代に、あした自分の首が飛ぶかわからぬというときに、休日やふやしたり時間を短縮したりというようなことは、とうていこれは環境的にむずかしい問題だと思ふのです。したがって、こういう新しいところに雇用の機会がある、こういうことが政府の責任において行われることによって、安心して労働者も働けるし、国全体も落ちついてくるんじゃないか。そうすれば、当然現在の消費の停滞というものにもある程度その拍車をかけることになるのではないかと。これは通産、労働両大臣に、とにかく早急にひとつ英知をこぼして新しい雇用創出についての具体的な対策をお示しいただくことをお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○野呂委員長 次に、浦井洋君。

○浦井委員 まず、私は、この法案については基本的に二つの大きな問題点があると思ふわけでありまして、一つは、これはわが党の工藤議員も先般の商工委員会でそういう意見陳述をやったわけでありませうけれども、この法案を見ると、法定が予定されておる四業種その他となつておるわけでありませうが、その法定予定の四業種に典型的に見られるように、現在設備過剰になつておる業種は、いずれもオイルショック後に設備投資を強行したものであり、現在、しかもその設備投資のやり方のパターンというものは、現在非常に批判をされておるいは、要するにそういう業種の親企業であるとか、あるいは関係した金融機関、あるいは商社が一体になつてこれを進めてきたというところを示しておると思ふわけでありませう。そして今日になつて設備過剰になつてきた、こういう経過であります。そういう事情であるのに、この法案を読んだらあるいは政府の見解を聞いたりしますと、この過剰になつた設備の処理についてはそれぞれの業界の自主的努力に任されておる。これは肝心の設備投資をあと立てて資金をつぎ込んできたところの親企業であるとか、大商社であるとか、あるいは

は金融機関、こういうようなところの責任には何ら触れておらないというところがやはり一つ基本的な問題であると思ふわけでありませう。それから第二点としては、この過剰設備の処理について、開帳などを通じて政府の資金がかなりこれに充てられるということになつておるわけでありませう。ということは、結局は、そういう設備投資をあと立ててきたところの大企業であるとか、あるいは大商社、あるいは銀行、こういうものの負担を軽くしてやるというような役目を果たすものだといふ点であります。

この二つの基本的な問題がある。

さらに言うならば、いまも同僚委員から指摘がありましたように、こういう過剰設備を処理するのだからということについてこの法案で法的な根拠を与えて、結果的には労働者の解雇であるとかあるいは下請の中小企業の淘汰を促進するものであるといふふうには言わざるを得ないわけでありませう。

私、この間、長崎県の佐世保へ行つてまいりました。そこでS S K、佐世保重工の経営者であるとか下請業者、あるいは自治体の意見などを聞いて調査も進めてきたわけでありませうけれども、そこで造船不況対策、かなり真剣に論議をされておりますけれども、いままさに成立するかどうかといううな時点にまでおとところの特定不況産業安定臨時措置法に対する期待の声というのは、幸か不幸か一つも聞かなかった。きょうここに持つてきておりますけれども、長崎県が出しました造船不況対策というパンフレットあるいは資料を見てみましても、何にもそここの特安法に対する期待のことは書かれておらないというふうな状態でありませう。

そこで、ひとつ通産大臣にお聞きをしたいわけでありませうけれども、こういうような不況産業の業種、これらの設備廃棄などによつて当然生じてくると思はれるいわゆる過剰になつた労働者、この労働者が失業しないように、またたとえ失業しても再就職できるように、先ほど私が申し上げたよ

うなことを、先ほど私が申し上げたよ

うに、設備投資をあふり立てたところの親企業であるとか、あるいは銀行、あるいは大商社、こういうようなところにも責任を持たせるようなことがこの法案がならないものか、あるいはそれを運用で何とかできないものか、この点について通産大臣の御意見を伺いたい。

○河本國務大臣 この法律を適用されまして構造改善事業をやっているという業種はどの程度出てくるかわかりませんが、現在のところ、その業種の中で過剰設備の非常に多いものは大体五、六割、あるいは六、七割もあるのじゃないかと思ひます。少ないところでも二、三割あるかと思ひます。したがって、現在までにある程度雇用問題は調整は進んでおりますけれども、やはりこの際思い切つてまとまつた設備廃棄をいたしますと、当然雇用問題がさらに表面化してくると思ひます。

そこで、いまのお話は、この設備投資の背景になつた銀行、それからあるいは親企業、商社等が責任を持つてこれを解決するようにすべきではないかというお話でございますが、その前に、設備廃棄をするにつきまして信用基金による保証制度というものがこの法律の骨子でございますが、それによつて設備廃棄ができるわけでございます。その保証の裏保証を関係の商社あるいは銀行等にある程度やつていただくと思つておるわけでございまして、つまり商社、銀行はそういうことである程度の責任をとつてもらつて、そしてこの構造改善事業が円滑に進むように協力をしていただく、こういう考え方でございます。

○浦井委員 協力をしてもらうといううなだけでなしに、やはりこういううな状態に陥れて、しかもその結果として、いま大臣も認められたように労働者が失業するかわからぬということでありまして、もっと積極的な指導をひとつ要望しておきたいと思つてあります。

そこで、労働大臣にお聞きをしたいわけでありまして、先ほどからも論議が交わされておりますように、この特定不況産業安定臨時措置法

案による不況産業の指定あるいは安定基本計画の作成に当たつて、事前に主務大臣、通産大臣と協議をするといううなことが言われておるし、このことについてはすでに覚書が交わされておるというふうな聞いておるわけでありまして、失業防止あるいは失業者の再就職促進についてどういう対策を考えておられるのか、簡単に聞きましておきたいと思つてあります。

○藤井國務大臣 この法律の施行に当たりましては、十條によつて雇用安定が明記されております以外、安定基本計画あるいは共同行為の指示、これは事前に協議する覚書を交わしております。それで十二分に事前に労働省、通産省と話し合ひ、労働者側の立場を十二分に反映して労働省は通産省に交渉する、こういうことでもあります。

ところで、このような法律によつて共同行為が行われる場合には、過剰設備の廃棄、これはこれに伴う雇用問題が起るわけでございまして、そのような特殊性にかんがみまして、特定不況の業種の離職者臨時措置法、これを効果的に活用いたしまして、そして雇用保険の給付を九十日延長、これは四十歳以上給付を九十日延長、そしていわゆる訓練手当あるいは訓練待期手当、こういったものによつて再就職の道を積極的に開拓していく。また、すでに御案内だと思ひますけれども、失業者の吸収率制度、こういったものをこれまで活用していく、で、緊急対策もやつていく。それにもう一つ、新しい制度といたしまして、中高年齢者を雇ひ入れる事業主に対しては特別に助成をしていくという政策を五十三年度から実施する。こういうことでスムーズな転換ができるような労働対策、雇用政策を用意しておるわけでございます。

○浦井委員 労働大臣、首切りがスムーズにできて、それを離職者法などでスムーズに救済をしていくといううなことはだめであつて、やはり失業を防止し、予防するというのが私は抜けておると思つてあります。

それはそれといたしまして、いま言われたように

に略して離職者法が一つの救済措置の武器として昨年末に議員立法で成立したわけでありまして、その離職者法についてひとつ労働省にお伺いをしたいわけでありまして、ことしの一月二日から施行されておるが、現在までの実施状況を簡単に発表願ひたいと思ひます。

○細野政府委員 お尋ねのございました離職者臨時措置法の実施状況でございますが、これは二月末現在でございますが、再就職援助計画の認定件数が千四百十六件でございます。それから、手帳の発給件数が三千三百三十三件という状況でございます。

なお、これに関連しまして、その措置の対象になる人員数というのが全部で二万六千八百二十九名、このうち配置転換とか出向等を除きまして、希望退職を含む退職者というのが約二万三千という状況でございます。

○浦井委員 もう一つ、そうすると給付金あるいはこの離職者を雇用した事業主に対する助成金の支給状況はどうですか。

○細野政府委員 現在まだ雇用保険の受給中でございまして、したがって、手帳の発給件数は先ほど申し上げたとおりでございますが、給付金の支給件数は、二月末現在ではまだゼロでございます。

○浦井委員 助成金は……。

○細野政府委員 助成金につきましても、就職者の件数は二百五十四人おりますが、いずれも助成金を利用せずに就職しておるような状況でございます。

○浦井委員 いま大臣お聞きになったように、昨年暮れの国会では議員立法として論議され、マスコミでも取り上げられた離職者法でありまして、その求職手帳の発給状況というのは、まだまだいかに少ないわけですか。私は、もつとこの法律が活用されて、離職者にせめても喜んでもらえるものになつておるのではないかと、うなふうに考えたわけですが、いかに少ないわけですか。これはまだ一月の二日実施でありまして、給付金あ

るいは助成金の支給がゼロであるということもある程度はうなずけないことではないのでありますけれども、悪く働けば何か法令の不備であるとか、あるいは執行状況にどこか欠陥があるのではないかと、うなふうに考え思ふわけでありまして。

そこで、ひとつ具体的にお聞きをしたいのですが、造船の場合に、この間、先ほど申し上げたように私は佐世保へ行つてきたわけでありましてけれども、そこで一番佐世保の方々から要望をされたのは、この離職者法の指定基準がきつという問題であります。労働省職安局編の離職者法の解説の書物によりますと、過去一年間における下請依存率が五〇%以上となつておる、でなければ適用されないと、うなことであります。この点、ちょっと技術的に聞いておきたいのです。

元請造船が二つである。二つの元請、二つ以上、複数ですね。複数の元請造船業で仕事をしておつて、その合計が依存率五〇%以上になれば、これは指定をされるわけでありまして、どうですか。

○細野政府委員 ただいまお尋ねの件でございますが、それが造船業とそれからその修理を含めまして船舶製造業、修理業、それからその部品の製造、修理業、全部含めまして指定しておりますから、したがつて、それに該当をしていないものについてのお話になるわけですね。そういう意味で、下請関係というものは、あくまでもその対象になつていない企業との間にいわば密接な関係があつて、こちらがいかれた場合にはその企業についてもう甚大な影響が出ることが必然的だ、こういう密接な関係があるもののみ、その指定業種以外のものについても救済をしようというものが下請事業の制度でございます。したがって、そういう意味で、ある特定の社との関係が五〇%以上という、そういう要件で判断をしておるわけでございます。

○浦井委員 私が言つておるものは、職安局長、一次下請も造船関連業として業種指定をしておるわけでしょう。その場合に、それが二つの、たとえ

ば長崎で言えば三菱長崎、SSK両方からの仕事をもらって、こういう場合にはもちろん指定されるんだなということなんです。で、五〇%以上ということなんです。

○細野政府委員 先ほど申しましたように、その当該業種に属するものであれば、当然それはその大小にかかわらず指定になりますが、指定されている業種以外の事業を行っておる方ですから、その造船関係のある特定の社との関係が密接で、こちらが非常に状況が悪くなった場合には、当然こちらも状況が悪くなったと見るを得ないという、その一種の密接な関連ということで見ておられますので、したがって、先ほど申しましたように一つの特定の会社との関係が五〇%以上、こういう見方をしているわけでございます。したがって、二つ合わせるという見方をとっておらないということでございます。

○浦井委員 もう一つの問題は、今度はたとえば具体的に固有な名詞を挙げてみますと、これも一次下請でありますけれども、SSKの下請の電気工事関係をやっている富士商工というところがある。これは、従業員が九十八人のうち十五人がSSKの構内の支所で働いておる。この従業員の人たちは、採用されてから一度も他の職場には行っていない。このSSKの構内で、構内下請として長期間勤務をしておる。就業規則もSSKと同様なもので規制をされておる。ところが、この五〇%という基準に引かかって業種指定されない、離職者法の指定基準に満たないということ以外されておるという実情があるわけなんです。それからもう一つ申し上げますと、運送業でありますけれども、浦口運送という名前でありまして、そこで働いておる人は依存率五〇%以下であるけれども、しかし、他の職、SSKの外での浦口運送の職場との人事交流もなしに十数年間も働いておる人がかなりおられるわけでありまして、こういうような例を私、申し上げたわけでありまして、経過をよく聞いてみますと、仕事はSSKで非常に少なくなってきた、本工が構内

下請の下請工がやっていった分野にどんどん入ってきて、そしてはみ出てくるというようなことになって、やむなく下請企業は外部の仕事をする、結果としてはやはりじりじりと下がってまいりまして、依存率が五〇%を切るというふうな状況になるわけでありまして。だから、いま労働省が決めておる一年間の依存率が五〇%というのは、やはり実情に見合って弾力的に取り扱わなければならぬのではないかと。この離職者法が成立をしたときに、衆議院では特別決議がある、参議院でも附帯決議があつて、そのときに、この法の運用に当たっては弾力的に行なうというふうな決議がつけられておるわけでありまして、その辺のことについて、これは労働省の答えをひとつ聞いておきたいと思うのです。

○細野政府委員 いま二つお尋ねでございましたが、最初の方の問題は、事業所の単位のとりの問題で、これは事業所を分解して個人にまでばらすのは非常にむずかしいと思いますが、事業所のとり方の問題として検討できるものもあると思います。

それから、後者の方のお話は、確かに親企業からの発注が少なくなってきたので、非常に努力をしてはかを開拓して、あぐらの果て五割を割ったというふうな点につきましては、これは転換されてやっておる仕事自体が非常に状況のいい仕事であるとか、そういういろいろな特別な事情がない限り、やはり私どもとしても実情に応じた判断が必要じゃないかということで、目下検討しておるという状況でございます。

○浦井委員 かなり前向きな答えであつて、やはり弾力的に運用すべきだと私は思うわけでありまして。

たとえば依存率のとりの方を一年でなしに二年とか三年とか、あるいは特別な場合には思い切つて五年くらいにするというように長く見ていくというの、一つの方法であらうし、いま局長の言われたように事業所のとりの方という問題で、たとえば構内に営業所なり支所を持っておつて、そこで人

事交流のない労働者がある程度特定をされるというふうな場合には、それこそ弾力的に見て、積極的に指定をしていくべきではないかと思うわけでありまして、そういう考え方でよろしいですね。

○細野政府委員 現在、いま御指摘のようないろいろなケースについて勉強をいたしておりまして、いま先生からお話があつたようなことも、一つの案としてその中で検討しているという状況でございます。

○浦井委員 そういうことで、特に大臣によく聞いておつていただきたいのですが、下請の労働者の場合には、これは通産大臣もよく御承知だろうと思うのですが、日本特有の造船の構内下請という労働形態がある。そこでは賃金も非常に低く、残業時間が多い。それで食つておる。しかも中年年齢者がほとんどであります。このSSKでも、比べてみますと本工より平均年齢が十歳以上高いというふうな状態であるわけでありまして。やはり万が一離職者が出た場合の下請企業に対する救済措置として、せつかく議員立法で成立をした離職者法がせめては完璧に適用される、このことのために大臣も努力をしていただきたい、このことを要望しておきたいと思つておる。

それからもう一つの問題は、離職者法の就職促進手当の問題であります。

離職者法の十三条では、離職者手帳所持者には訓練待期手当または就職促進手当を支給するというふうに法文ではなつておるわけなんです。ところが、その後つづられた施行規則、省令では、その十六条に、就職促進手当を支給する離職者は労働大臣が指定する業種に係るもの、こういうふうになつておるわけなんです。

ちょっとお尋ねしておきたいのですが、その特定不況業種として指定されておるのは、二十六ブラス六で現在三十二業種である。そうすると、就職促進手当が支給されるというふうに指定されておる業種は現在のところ幾つあつて、それは何々なのか、この点であります。

○細野政府委員 促進手当の支給対象業種はいま

検討中でございます。現段階においてはまだ指定はされておられません。

○浦井委員 大臣、ゼロなんです。離職者法、われわれは一生懸命昨年の暮れの国会でつくつたわけなんです。それを見る限りでは、離職者手帳の三年間の有効期間であれば、雇用保険の失業給付が切れた、それからそれで定められたいろいろな給付が切れた、しかしまだ就職はできないという場合には就職促進手当が支給されるというふうな読めるわけなんです。

ところが、いま私が申し上げたように、さらにもう一遍就職促進手当を支給する業種は労働大臣が指定される、こういうふうになつておるわけでありまして、これも何か悪く聞ければ、法文では非常に華やかに、訓練待期手当も上げますよ、就職促進手当も上げますよと言つておりながら、実際支給する段になると、今度は国会を通らない省令できつ縛りつけてしまつておるのではないかと。感じがして仕方がないわけでありまして、不況業種全体についてこれを対象にしたような手当として就職促進手当を支給するようにすべきではないかと私は思つておるわけなんです。これは佐世保に行つたときに、県の要望書の中にも、就職促進手当を至急造船事業所にもぜひ適用してほしいという要望があつたので、ひとつ大臣の前向きの御答弁を期待したいわけなんです。

○細野政府委員 就職促進手当は、先生も御存じのように従来から行われている制度でございます。で、その基本的な考え方は、雇用保険の場合でございますと、これは労使の負担によつて行われておる保険でございますから、その延長等につきましてはかなり弾力的にやっておるわけでございます。が、促進手当の方は一般会計による特別の助成でございます。まして、そういう意味で、従来、たとえば炭鉱の場合とかあるいは沖繩で復帰に伴ひましてたばこの会社がつぶれてしまつた、そういうような法律そのものに基づいて離職者が発生するとか、あるいは国がみずから施設についての買上げをやるとか、そういういわば国直接の施策そのもの

で離職が発生する場合に限って出されていく制度でございます。

今回の特定不況産業安定臨時措置法におきましては、その議論の過程におきましても、今回の特定不況産業種の中にそういう直接国が買い上げるといふような形で出てくるものというのとはなかなか相定がむずかしいわけでございます。そうなる援助に欠けるようなことができないかということから、むしろその辺の要件を緩めて、国の勧告なり指導なりでもいい、国の政策でやった場合にはそれに関連するものについてはある程度の措置をとっていいんじゃないか、ただし、その場合には、買い上げ等によるものと違つてこれはあくまでも訓練を重視して、訓練を受ける場合の訓練手当とそれから訓練所に入るまでの間の待期手当について出すようにしていこう、こういうふうなことで、したがって、与野党共同一致でおつくりいただきました法案そのものも、訓練手当または就職促進手当というふうに区切りがついていくわけでございます。

したがって、私どもとしては、先ほど申し上げましたような基本的な考え方、立ち、かつ、その点について公労使三者構成の安定審議会におきましてそれに関する基準についての御審議を経まして現在のようなり方をしているわけでございますが、なお、先ほど促進手当の支給対象に對して検討中であるというのを若干申し上げました、その安定審議会の御審議の中で、大筋は私どもの考え方でも御了承いただいたので、すけれども、それにしてももう少し促進手当の支給の幅が広がれないかということで、その審議会の御意見を現在検討中という状況でございます。

○浦井委員 大臣、いま聞かれたと思うのですが、去年の十二月十四日にこの離職者の省政令をつくる内容を審議した職安審でも、いま局長の言われたように就職促進手当の支給対象については可能な限り拡大に努めるということになっておるわけでありまして、長崎県の要望もぜひひとつかなえてやってほしいというふうに私は思うわけですが、いま局長が言われたことに反論をするわけですが、現在ここで審議をされておる特定不況産業安定臨時措置法は、やはり法律に基づいて安定基本計画を政府がつくるわけでありまして、そしてそれに基づいて設備廃棄をやったり、縮小をやったり、あるいはいまも話があったように離職者が発生をするわけでありまして、積極的に就職促進手当の支給対象も私は広げていくべきだといふふうに思うわけでありまして、労働大臣の御答弁をお願いしたいと思います。

○藤井国務大臣 たいだいま職業安定局長からお答えをいたしましたような趣旨で、就職を奨励する給付金と、それから別途特定不況産業種の離職者臨時措置法に基づいていわれる訓練手当、訓練待期手当とは、おのずから考え方の前提が少し違つておると思ひます。せつかくのお話でございますから、よく事情を調べて検討をいたします。

○浦井委員 これで終わりますけれども、きょう総理府が発表した数字によりますと、二月の完全失業者は百三十六万人で、新聞の見出しによりますと、二十年來の最悪の記録だ、こういうふうにして、二十年來の最悪の記録だ、こういうふうにして、有効求人倍率については〇・五二からやや持ち直して〇・五四、しかし、それにしても〇・五四というのは、一ころのことを思うときわめて低い水準であります。各紙とも、雇用情勢というのはいまますます深刻になっておる、改めて政府の雇用に対する対策が問われることになるだろうといふふうに指摘をしておるわけでありまして、けれども、ひとつ通産大臣も労働大臣も、政府がこぞを傾けていたいて、たとえばいままでも出ておるりますように、週休二日制を初めとした時間短縮、これを早急に実施することであるとか、あるいは解雇制限をきちんとやって失業予防の対策を打ち出すことであるとか、あるいはいま私が言いましたように離職者を初めとした失業を余儀なくされた人に対する生活防衛をきちんと保障をしてあげるとか、さらには、この間私は社労委員会であ

り申し上げたのですけれども、政府が責任を持って新しい就労事業を起すといふようなことを積極的に前向きに取り組んでいくべきだ、こういうことを私は要求をいたします。

○野呂委員長 次に、大成正雄君。

○大政委員 大臣を初め政府委員の皆さんも、朝早くから大変お疲れのことと存じますが、しんがりでございまして、御協力をお願いを申し上げます。

私は、商工委員会において本法に關してはそれが必要質問は繰り返してまいりましたわけでありませんが、これが最後でございますので、締めくくるとしての質問にさせていただきますと存じます。

私は、この法案が一日も早く適正に運用されることによつて、わが国の構造不況産業の体質改善が進むことを期待をいたしておるわけでありまして、いままでの審議の過程におきまして、本法以前の問題として解決をしなければならぬ問題がある、政策の選択をしなければならぬ問題がある、ように考えております。手術を要する病人にたとえるならば、これから本法によつて大手術をしていこう、その手術に耐えられる体質と体力を培養する、またその条件を与えていく、こういう意味で、本法以前の問題として、本法の法定業種である造船並びに合機、この二業種の問題について御質問を申し上げたいと思つております。

昨日、それぞれの参考人の意見聴取がなされたわけでありまして、化合機関係の宮崎参考人の御意見によりまして、ともかく過剰設備と円高の問題は、これは一般的な不況要因であるけれども、わが業界は、これに加えて、いわゆる石油業法の仕組みに問題のあるナフサ価格の問題と、それから台湾、韓国、朝鮮等からの輸入の問題、この二つの特異性があるのだ、このことを強調をされておられたわけでありまして、同時にまた、ナフサ価格の問題につきましても、従来繰り返して繰り返して

つていくうちに私も御意見を承つてまいりましたわけでありまして、所管庁の政策の発想からいいますと、本法適用以前の問題として、まだ力不足である、もう少しやはり政治の力が及んでいいのじゃないか、このように考えるわけでありまして、十一月十二月期の自主調整がもうすでに二百二十円台といった円高で帳消しになっておる。それだけでは済まないという状態にもなつておる。さらに円高の基調も、実勢からいいますとやや安定的ではあります、基調においては変わらない、こういった情勢において、合機業界は約五〇％輸出に依存をしておるといったこと等、あるいはその仕組みにおいて自主的にナフサの輸入ができないといったそういう立場からしても、ナフサ価格の調整が業界の浮沈にかかわるきわめて重大な問題である、こういうことであります。したがって、政府が意図して二段階の調整あるいはこの一三三三期の価格の調整という問題については、従来の域を超えた政治力が発揮されなければならぬ、このように考えます。

第二の問題として、台湾、韓国等からの輸入の問題については、過剰生産委員会的一般質問の中でも指摘をしたわけでありまして、何か政府の対応は消極的である。業界は、積極的に関税定率法の第九条の提訴をしよう、こういう積極的な意見であることが昨日の参考人の意見の中から出てきたわけでありまして、以上申し上げた諸点につきましても御意見を承りたいと思ひます。

○橋本(利)政府委員 昨年の十一月十二月期の石油化学用ナフサ価格につきましては、御承知のようにに実質キロリットル当たり三千円の引き下げで話がついたわけでございますが、近く最近の需給事情あるいは為替レート等を勘案して一三三三期の価格の交渉に入るだろうといふふうに見えておるわけでございます。私たちがしましては、諸般の事情から、需給の両当事者の話し合いをまず注視しまして、状況の推移によりまして両業界の実情を踏まえて側面からこれをバックアップしていきたい、かように考えております。

それから、石油価格体系につきましては、昨年の十二月以来研究会で検討を続けておるわけでございまして、御承知のようになかなかむずかしい問題でございまして、現段階でまだお答えをし得る段階まで来ておりません。できるだけ早く結論を得るよう努めたいと思っております。

○坂井説明員 合議の輸入について御説明申し上げます。

確かに昨年台湾、韓国等を中心にして合議関係の輸入がふえておりますけれども、その数量は、全体として問題にしなければならぬというレベルまではまだ達しておりません。問題の合議系をとりまして、わが国の生産に対する割合はまだ一%に達していないという状況でござい

次に、ダンピングの関係でございしますが、これは確かに宮崎参考人も述べられましたように関税定率法に規定がございしますが、そこには二つの条件がございします。一つは、価格がダンピング価格であるということ、つまり台湾、韓国等の国内価格よりも低い価格で輸入がされておること。それから第二に、そのことによってわが国の産業が実質的被害を受けておること。この二つの条件が必要でございします。現在、業界の方ではいろいろ実情を調査中ということでございまして、まだ提訴という段階には至っておりませんが、私も考える限りでは、この実質的被害という点につきまして、そのような事態には立ち至っていないというふうに考えております。

○大成委員 これは答弁を必要といたしませんけれども、二百二十四台といった急激な円高基調でございまして、この精製業界の差益というものは、この三月期の決算あるいは九月期の決算予測からいたしましてもかなり大幅な差益が見込まれるわけでありまして、このナフサ価格の調整をする背景的な環境としては非常にやりやすい環境じゃないか。そういう意味において、ひとつ従来の発想を超えた勇氣のある調整をすべきであるという意見を申し上げて、この問題については終わりたいと思

いと思ひます。

次に、造船不況関係について承りたいわけであり

ます。参考人の意見等を聞きましても、ともかく仕事に欲しいんだ、しかもこの夏ごろになればもう仕事が終わってしまうんだ、将来は能力の五〇%を余してしまふんだ、こういった深刻な状態にないかにかかるといふ対策がなされなければならぬ。すなわち本法適用以前の問題として、先ほど申し上げたような手前の体力付与といった考え方で解決されていかなければならぬと思うのでございします。

そういう意味で、スクラップとビルドと両面からの対応が必要かと思うわけでありまして、景気浮揚策として公共事業予算を大幅につけてその努力をなされ、その効果が着々あらわれつつあるわけでありまして、事造船に關してそういった思い切った政府みずからの努力がなされていくかという点、必ずしもそのようには思えないというふうに考えます。と申しますことは、運輸省や防衛庁、水産庁等の船にかかわるその所管行政がスクラップとビルドをどこまで前向きに進めているか、すなわち不況にあえぐ造船業界に政府みずからその仕事をどれだけ与えているかといったことを考えたときに、よりよいものがあると言わざるを得ないのでありまして、以下この点について御質問を申し上げていきたいわけであり

ます。先ほどの御答弁にもありましたが、わが海上保安庁の現有船舶は三百三十二隻、四万九千三百八十五トンという状態でございまして、巡視船艇の建造予算の推移を見ますと、五十一年度が五十七億九千万、五十二年度が百三十四億、五十三年度予定しているのが十六隻で百八十四億余というところになっておるわけでありまして、しかしながら、資料によりますと、耐用年数をすでに過ぎた巡視船だけでも十三隻もまだある。耐用年数は鋼船において二十五年ということですが、そういう状態でありまして、もっと思い切ったスクラップがなされなければならないと考え

また、防衛庁の状態を見ましても、国産自衛艦の建造が昭和三十一年ごろから始まって、ちょうど護衛艦二十年といった耐用期限が来るといふ状態でありまして、それぞれの保有艦船の現況については時間がありませんので省略いたしますが、ただ防衛庁の場合には、確かにこの造船不況といったアプローチでこの問題を考えるのではなく、防衛力整備といった発想で考えるということには私も理解できるわけでありまして、ともかく二百海里時代に対応した、また周辺の防衛環境の変化等からいまして、時代に対応できる能力を持った新鋭艦に積極的に対応していくということが必要であらうかと思うわけであり

ます。そういう意味において、防衛庁それから海上保安庁等の御意見を聞きたい。

また、水産庁もあるのですが、水産庁はよりよいもの、いま三カ年計画でやっておりますが、千九百五十トンの耕洋丸一隻だけで、予算も三十二億六千万余であります、水産庁においても現在の保有船舶の状況から見ますと、相当積極的にスクラップをしていいたこと事情もあらうかと思うので

す。以上、それぞれの三省庁のスクラップについて御意見を承りたいと思ひます。

○農村政府委員 私どもの現有勢力とそれからいまでもやってきました増強と代替については、いま先生からお話があったとおりでござい

ます。私も、領海法とそれから漁業水域暫定措置法が昨年の七月一日から施行されました、領海警備それから外国漁船の取り締まり、監視等の仕事があるとなふえましたので、できるだけ船艇を増強していきたいし、また老朽のものを新しくしていきたいという気持ちでござい

ます。御指摘のとおり、三月三十一日現在で耐用年数が過ぎておる船艇は、巡視船で十三隻、それから巡視艇で十二隻ござい

ます。これらの代替につきまして、今後のいろいろな動きを見ながら計画的に前向きに進めていきたい、こう思っております。

○間淵政府委員 防衛庁の所有艦艇につきましてはただいま先生御指摘のような状況でございまして、護衛艦二十年、潜水艦十四年の耐用年数を一応過ぎておるといふものが、護衛艦六隻、潜水艦二隻というような現状でござい

ます。私も、先生御指摘のように、防衛力整備という観点からこれを代替建造などを進めておるわけでございまして、私どもの予算は、御承知のように当面GNPの一%以内にするというふうないろいろの制約のある中で、航空機、艦船、その他重点的に毎年代替建造を進めておるわけでござい

ます。こういう私どもの行き方と不況対策あるいは経済政策といったようなものの整合につきまして、世論のコンセンサス、そういうものが得られることが前提条件ではないか、こう考えておる次第でござい

ができないような意味の御答弁がなされているわけですが、大蔵省の方では、そうじゃないんだ、耐用年数とスクラップとは関係ないんだ、要するに国有財産法第八条及びその施行令の運用によって、たとえば海上保安庁で言うならば、運輸大臣が、所管大臣が耐用年数以前であつてもスクラップしようと思えばスクラップできるんだ、防衛庁においても同じだと思うのです。水産庁においても同じ。ですから、そういう政治的な判断によつていかようにもできるということだと思ふのであります。耐用年数というものの対する考え方をひとつお聞かせをいただきたいと思ひます。

時間がありませんから、次の質問も一緒にやらしていただきますが、かつて吉田内閣のときに、昭和二十五年の八月十日に施行になった低性能船舶買入法という期限立法をやりまして、当時二十七億ぐらゐの予算でございましたが、そういう立法によつて、あの敗戦後のまだ祖國の獨立回復以前、まだわが國の経済力のないうちにそういう立法をして、実際に船舶九十七隻を政府みづから買ひ入れて、これをスクラップしているわけですから、解体しているわけなんです。そういう先例があるわけでありまして、今日運輸省には、このような過剩船腹あるいは低性能船、老朽船、こういったものに対して、現在取り組んでいるような対応でなく、かつての吉田内閣の当時、政府みづからがそういう立法をして対応をしたといったそういう政策の選択なりはできないのかどうか、その点をひとつ承りたいと思ひます。

○謝敷政府委員 私の方からは、低性能船舶の買ひ入れの問題についてお答えをいたします。

先生御指摘の昭和二十五年の低性能船舶買入法は、当時、内航海運におきます過剩船腹減少ということを目的にいたしまして、かつ、当時戦時標準船舶あるいは大正十年八月以前の船舶三十年という船舶の買ひ入れを行うことによりまして過剩船腹を解消させる目的を持っていたわけなんです。ただ、この実行は、先生御指摘のように、当初予定四十万トンに対して三分の一程度、船腹需要が急

増しましたから三分の一にとどまったかと思ひます。

最近、船腹のスクラップ・アンド・ビルドということが新しい造船需要の喚起の一環としまして議論されております。これはむしろ老朽船、低性能船というよりは、不経済船をスクラップして、かつ、近代合理的な合理化された船をつくるというように業界の間では検討されております。

先生御案内のように、外航船の問題になりますと、國際的に確かに船腹過剰でございまして、これをスクラップして過剩船腹を減少しながら一定の割合で低率の新造船をやるといふのは、基本的にこれは考えられる望ましい方向かと思ひます。ただ、外航船でございまして、現在、外航海運、これまた非常に不況の中にあります。したがひまして、減船をすることに対する船主の経済上の問題、あるいは減船することによる余剰船員が多いと言われている日本海運におきます余剰船員の増加等もございまして、この辺が、造船需要の増加を願う造船業界と、それからいま言った問題を点を抱えております海運業界とでどうやら歩み寄れるか、具体的な案について業界で検討しております、私どももそれを見ながら私どもなりに検討しているところでございまして。

○大成委員 要するに、造船は地域密着型でいけば地場産業であり、同時に、雇用の創出といった問題が非常に大事なことでありまして、特に造船労働者の場合には中高年者が非常に多い、こういう問題でありまして、かつての炭鉱と同じような考え方での問題の解決をしていかなければならぬ。そういう意味では、以下御質問申し上げるような船舶の解体関係の事業の促進というものは非常に重要な意味を持っているというふうに考えるわけなんです。これは暫定的です。暫定的にこれは非常に大事だというふうに考えるわけでありまして。

今日、船舶解体のために八つの協同組合が発足を認可されておまして、九十二隻、総トン数六万三千三百一十一総トンの解体が進められておるや

に承つておるわけでありまして、世界的にこれを見た場合に、わが日本のこの解体量というものはきわめて微々たるものでございまして。そのシェアを見ましても、世界全体の七十六年の解体実績で千七百八十八万トンが、日本の場合十八万トンで一・六六%、これに対して台湾あたりが五六%も解体実績を、世界のシェアを持てているということは、これはどういふことかということでありまして。特に、現年度一億四千六百二十五万円の船舶解体事業の技術改善費の補助金が計上されておりますが、これすらも使い残りがあつて、こういったような状態でありまして。

なおかつ、十五年以上たつておるわが國の船腹を見ますと、これは七十七年七月一日付のロイド統計でありますけれども、千八百五十隻、二百三十万トンもある、こういう状態でありまして、この仕事に事は欠かれないというふうに私は考えるわけでありまして。

問題は、いまの対応が採算がとれない。要するに採算確保ができていないということ、政府の助成措置が不十分であるということ、こういうことで、最も必要とされるそういう事業が政策的に実効をあらわしておらないというのが現実であります。

以上の状態に対してどのようにお考えでございましょうか、承りたいと思ひます。

○謝敷政府委員 船舶の解体事業につきましては、先生御指摘の予算をもちまして、五十二年度におきまして造船下請業の事業転換策として補助金を出したわけなんです。問題は、造船業あるいは造船下請業が解業に出るために、技術改善費というところでグロストン当たり六百五十万円の補助金でやりまして、一番最近の年度末では二組合ふえまして九組合、約五千万円、いづれにしましても三分の一の実績で終わつたわけなんです。

これには二つの問題がありまして、一つは、先生御指摘の、言うなれば世界の中で解業として成り立っている国、台湾、韓国、スペイン等がその主なものではございますが、それとわが國の状

況にいささか異なる状況があるということが第一点でございまして。これらの國におきましては、かなり労働賃金が安いということと、それから解業によつてでかき上がった伸鉄を棒鋼なりそういったものに引張るわけですが、これの需要がかなり國內であるという二点で、この三國がきわめて生産が多いわけなんです。

日本の場合には、昨年来から解業のための組合をつくつてやつておりますが、解業費用が約一万三千元かかる。それに対して、採算的に成り立つたためには恐らく約七千円の補助をしなければいけない、こういう事態でございまして。ようやく昨年実績として出ました組合におきます解体も、國內の船が約四十万トンとか五十万トン、これは船の重さトン当たりの値段でございまして、こういうものが手に入つたものがうまくいっている。國際的な買船価格は、先ほどの台湾とか韓国等がありまして九十ドル、約二倍になつていまして、こういう問題があるわけでございます。ただ、先ほど先生も御指摘になりましたように、スクラップ・アンド・ビルドの方策を進めるにいたしまして、この点につきましましてさらに研究して、コスト的に何とかかつと近づけるような努力をこれから研究しなければならぬ、こう考えております。

○大成委員 ともかく、いま運輸省が考えておるこの解業の事業をさらに積極的に進めて造船不況に対応するためには、いまのような発想ではだめだということだけは事実だと思ふのです。買船費の問題、それから鉄の価格とのアンバランス、むしろ國自身がそのくず鉄を買ひ上げてやるというぐらゐの思ひ切つた発想でなければこの解業事業というものは進まない、このように理解をいたすわけでありまして、どうかひとつ、政治力のある大臣がおられるのですから、もっと思ひ切つたこの解業事業を進めるように、これはひとつ要望として大臣によくお伝えいただきたいと思ひます。

次に、造船関連企業、下請も含めまして大変な苦しみであります、特に倒産した造船所の十七

社、関連企業百社、これが不良債権が三十九億五千万余、倒産会社が、一切下請も含めると三十九社で負債総額が二千八百三億、こう言っているわけですが、そのミクロの実態を見ますと、雇用だけでなく、いかに企業そのものが生きていくかという苦しみを味わっているわけであり、すなわち、会社更生法その他によって押さえられておる債権が何とか活用できればと、こういう意見が非常に強いわけであり、この会社更生法の四十二年改正の、これは百二十二条の二で、この運用が当該関係企業にも適用ができないものか、それらの点について承りたいと思ひます。

○謝敷政府委員 会社更生法なりあるいは和議申請に入っている造船所等に対して持っております中小企業、下請事業者の債権の問題かと思ひますが、これらに対しましては、基本的には更生法の申請あるいは和議申請をしていく段階でございます。したがって、その債権を担保にして融資できるかどうか、こういう問題を私も聞いております。この点につきましてはほかの方法で、たとえば私どもの監督しております船舶振興会等から低利融資をしておりますが、更生法申請の対象会社に持っております手形がいわゆる担保として認められるかどうかという点については、これは非常にむずかしい問題ではないか、したがって、何らかの形でそういう倒産いたしました企業に関連する中小事業者に対する金融について対策を考えるべきであり、その方向に従って私もあるいは中小企業庁にお願いしましてやっているところでございます。

○大成委員 ただいまの点につきましては、中小企業庁、大蔵省等とも協議をされて、ともかく関連する企業あるいは関係労働者が多いだけに、ひとつ前向きにこの債権が活用できる方途を講じていただきたいことを希望しておきます。それから、先ほど耐用年数の答弁が漏れておりますから、これを要求すると同時に、最後に、労働省関係として造船関係の雇用現況とその対策の実態について承って、終わりたいと思ひます。

○園村政府委員 海上保安庁の船舶の耐用年数は、巡視船が二十五年、それから巡視艇が原則として二十年、それから木造のものは十五年、それから改造を行いましたものは十年というふうになっている。それから、それは恐らく国有財産の観点からの基準でございましょう。私どもは、実は現実に船舶の傷み方というものが老朽度を考えて、その使用目的とあわせて今後つくりかえの優先順位を考えていきたいと思っております。

○間淵政府委員 防衛庁の所有する護衛艦等につきましては、財政法上は耐用年数が明記されておらないわけでございますが、従来の使用の経験その他を踏まえまして、関係各省と相談いたしました。一応の基準を定めておるわけでございます。それからまた、物理的耐用年数につきましては、これは一応の基準たる、護衛艦でしたら二十年、潜水艦でしたら十四年の、護衛艦につきましてはその四年前十六年、それから潜水艦につきましては二年前十二年に老齢船舶調査というのを行いまして、その使用に耐えるかどうかを厳重に調査いたしました。次の調査期間、十六年二十年、十二年十四年に至るまで使用しております。その二十年、十四年になったときにおきましてまた調査を行いまして、その目的に耐えるかどうかを厳重にチェックいたしまして、耐えるものはそのまま使用するという状況でございまして、使用に耐えられないというものは除籍しておる次第でございます。

○恩田政府委員 私どもの方では、原則といたしまして十六年目に代船が竣工できますようなかつこうで予算要求を行っておりますが、一部、非常に大改造いたしました十分使える船については、さらに二十年ぐらいいなっているものもございす。

○細野政府委員 造船の雇用の現状と雇用対策というお尋ねでございましたが、まず、現状の方から申し上げますと、運輸省のお調べによるわけでございますが、造船業の現在の従業員数でございますが、これが五十年の三月末で三十五万八千人あったわけでありまして、五十二年の三月末、二年たちまして三十二万五千人というふうな、この間約三万三千人減少しているというふうな状況でございます。

なお、造船不況に伴います雇用対策としましては、何といひましても造船の関連の需要の喚起ということが重要でございますので、先ほど来各大臣からお話ございましたように、造船の需要の喚起について関係会議等におきましていろいろと御相談をいただいているというふうな状況でございますが、同時に、労働省としまして、雇用安定資金制度を適用いたしまして、これによりまして各種の失業の予防措置に対する助成をやっているわけでございます。なお、不幸にして離職者というふうになった者につきましては、御存じの特定不況産業離職者臨時措置法を適用いたしまして、雇用保険の個別延長をするとか、あるいは各種の手当を支給しながら訓練の充実を図っていくというふうなことをやり、離職者の生活の安定とその再就職の促進を図っているところでございます。なお、さらに、これは造船だけに限った対策ではございせんけれども、中高年齢者を雇用する事業に対する助成金制度を新設いたしまして、これを活用して造船離職者についても民間の企業への雇入れを促進していく、それからさらに、緊急に就労を必要とするというふうな方につきましては、これも地域を指定いたしまして、そこで実施される公共事業についての吸収率制度を厳格に実施して、そこへの就労の道を図っていくというふうないろいろな手段をあわせまして、総合的に全力を挙げて対策を講じてまいりたいというふうな考えでおる次第でございます。

○大成委員 遅くまでありますがどうございました。これにて散会いたします。

午後七時三十分散会

特定不況産業安定臨時措置法案  
特定不況産業安定臨時措置法

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 特定不況産業の設備の処理等(第三条(第一二条))
- 第三章 特定不況産業信用基金
- 第一節 総則(第十三条―第二十一条)
- 第二節 設立(第二十二條―第二十六條)
- 第三節 管理(第二十七條―第三十八條)
- 第四節 業務(第三十九條―第四十一条)
- 第五節 財務及び会計(第四十二條―第四十九條)
- 第六節 監督(第五十條・第五十一条)
- 第七節 補則(第五十二條―第五十四條)
- 第四章 雑則(第五十五條・第五十六條)
- 第五章 罰則(第五十七條―第六十二條)
- 附則
- 第一章 総則
- (目的)
- 第一条 この法律は、最近における内外の経済的事情の著しい変化にかんがみ、特定不況産業について、その実態に即した安定基本計画を策定し、計画的な設備の処理の促進等のための措置を講ずることにより、特定不況産業における不況の克服と経営の安定を図り、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
- (特定不況産業)
- 第二条 この法律において「特定不況産業」とは、次に掲げる業種に属する製造業であつて、政令で指定するものをいう。
- 一 平炉又は電気炉を使用する普通鋼の鋼塊又は鋼材の半製品の製造業
- 二 アルミニウム製錬業
- 三 合成繊維製造業
- 四 船舶製造業

五 前各号に掲げるもののほか、内外の経済的

事情の著しい変化により、その業種に属する事業の目的物たる物品を製造する設備の生産能力が著しく過剰となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれるため、その業種に属する事業者の相当部分の経営の著しい不安定が長期にわたり継続するおそれがあると認められる業種で、設備の処理（廃棄若しくは長期の格納若しくは休止（廃棄に代わるべき設備の生産能力の縮小の態様として妥当なものに限る。）又は譲渡（譲渡された設備が廃棄されることが明らかな場合に限る。第三十九条第二項において同じ。）により設備が生産の用に供されないようにすること）をいう。以下同じ。）を行うことによりその事態を克服することが国民経済の健全な発展を図るため必要であると認められるものとして政令で定めるもの。

2 前項各号に掲げる業種に属する製造業を営む者は、主務大臣に対し、当該製造業につき同項の規定による指定をすべき旨の申出をすることができ。

3 主務大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出をした者の数が当該製造業を営む者のすべての数の大部分を占め、かつ、その申出をした者の事業活動が当該製造業を営む者のすべての事業活動の大部分を占める場合に限る、当該製造業につき第一項の規定による指定をするための手続をとるものとする。

4 主務大臣は、一の業種を第一項第五号の業種として同号の政令で定める手続をとるには、その目的からみて適当と認められる審議会（これに該当する審議会がない場合にあつては、産業構造審議会。以下「関係審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

5 第一項第一号から第四号までに掲げるそれぞれの業種又はその業種の一部が経済的事情の変化により同項第五号に規定する要件に該当しなくなつた場合には、当該業種又は当該業種の一

部に属する製造業につき同項の規定による指定をすることができず、同項の規定による指定がされている当該製造業につきその指定を取り消すものとする。

6 一の業種を第一項第五号の業種として定めるための同号の政令の制定又は改正は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日後は、行わないものとする。

第二章 特定不況産業の設備の処理等（安定基本計画）

第三条 主務大臣は、前条第一項の規定による指定があつたときは、特定不況産業ごとに、速やかに、関係審議会の意見を聴いて、特定不況産業における不況の克服と経営の安定を図るための基本となるべき計画（以下「安定基本計画」という。）を定めなければならない。

2 安定基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 設備の処理を行うべき設備の種類及びその生産能力の合計、当該設備についての設備の処理の方法及び期間その他設備の処理に関する事項

二 前号の設備の処理と併せて行うべき当該設備の新設、増設及び改造の制限又は禁止（当該設備の更新又は改良を妨げるものを除く。以下同じ。）に関する事項

三 第一号の設備の処理と併せて行うべき事業の転換その他の措置に関する事項

4 安定基本計画で設備の処理について定めることのできる設備の種類は、特定不況産業ごとに、政令で定める。

5 第二項第一号に規定する設備の生産能力の計算の方法は、前項の規定により政令で定める設備の種類ごとに、主務省令で定める。

6 主務大臣は、第一項の規定により安定基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

7 主務大臣は、経済的事情の変化のため必要があると認めるときは、関係審議会の意見を聴いて、安定基本計画を変更し、又は取り消さなければならない。

四 当該共同行為の指示を受けた事業者の従業員の地位を不当に害するものでないこと。

（共同行為の指示の変更等）

第七條 主務大臣は、第五條第一項の規定による指示に係る共同行為の内容が前条各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その指示を変更し、又は取り消さなければならない。

2 第五條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（共同行為の届出）

第八條 第五條第一項の規定による指示（前条第一項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）を受けた者は、その指示に従つて共同行為をしたときは、遅滞なく、主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

（資金の確保）

第九條 国は、安定基本計画に定めるところに従つて行われる設備の処理その他の措置に必要な資金の確保に努めるものとする。

（雇用の安定等）

第十條 特定不況産業に属する事業者は、当該特定不況産業に関する安定基本計画に定めるところに従つて設備の処理その他の措置を行うに当たつては、その雇用する労働者について、失業の予防その他雇用の安定に配慮しなければならない。

2 国は、特定不況産業に属する事業者であつて当該特定不況産業に関する安定基本計画に定めるところに従つて設備の処理その他の措置を行うものの雇用する労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び都道府県は、前項に規定する事業者に雇用されていた労働者について、職業訓練の実施、就職のあっせんその他その者の職業及び生活の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

四 当該共同行為の指示を受けた事業者の従業員の地位を不当に害するものでないこと。

（共同行為の指示の変更等）

第七條 主務大臣は、第五條第一項の規定による指示に係る共同行為の内容が前条各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その指示を変更し、又は取り消さなければならない。

2 第五條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（共同行為の届出）

第八條 第五條第一項の規定による指示（前条第一項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）を受けた者は、その指示に従つて共同行為をしたときは、遅滞なく、主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

（資金の確保）

第九條 国は、安定基本計画に定めるところに従つて行われる設備の処理その他の措置に必要な資金の確保に努めるものとする。

（雇用の安定等）

第十條 特定不況産業に属する事業者は、当該特定不況産業に関する安定基本計画に定めるところに従つて設備の処理その他の措置を行うに当たつては、その雇用する労働者について、失業の予防その他雇用の安定に配慮しなければならない。

2 国は、特定不況産業に属する事業者であつて当該特定不況産業に関する安定基本計画に定めるところに従つて設備の処理その他の措置を行うものの雇用する労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び都道府県は、前項に規定する事業者に雇用されていた労働者について、職業訓練の実施、就職のあっせんその他その者の職業及び生活の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第十一条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、第五条第一項の規定による指示を受けた者がその指示に従つて共同行為について適用しない。ただし、不正な取引方法を用いるときは、この限りでない。

(公正取引委員会との関係)

第十二条 主務大臣は、第五条第一項の規定による指示をしようとするときは、公正取引委員会の同意を得なければならない。

2 主務大臣は、第八条の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

3 公正取引委員会は、第五条第一項の規定による指示に係る共同行為の内容が第六条第一号から第三号までの規定に適合するものでなくなつたと認めるときは、主務大臣に対し、第七条第一項の規定による変更又は取消しを求めることができる。

第三章 特定不況産業信用基金

第一節 総則

(目的)

第十三条 特定不況産業信用基金は、特定不況産業における計画的な設備の処理を促進するため、これに必要な資金等の借入れに係る債務を保証して、その資金等の融通を円滑にすることを目的とする。

(法人格)

第十四条 特定不況産業信用基金(以下「基金」という。)は、法人とする。

(数)

第十五条 基金は、一を限り、設立されるものとする。

(資本金)

第十六条 基金の資本金は、その設立に際し、日本開発銀行及び日本開発銀行以外の者が出資する額の合計額とする。

2 基金は、必要があるときは、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

(持分の払戻し等の禁止)

第十七条 基金は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 基金は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡等)

第十八条 日本開発銀行以外の出資者は、その持分を譲渡することができる。

2 日本開発銀行以外の出資者の持分の移転は、譲受者について第五十二条第二項各号に掲げる事項を出資者原簿に記載した後でなければ、基金その他の第三者に対抗することができない。

(名称)

第十九条 基金は、その名称中に特定不況産業信用基金という文字を用いなければならない。

2 基金でない者は、その名称中に特定不況産業信用基金という文字を用いてはならない。

(登記)

第二十條 基金は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第二十一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、基金について準用する。

第二節 設立

(発起人)

第二十二条 基金を設立するには、産業又は金融に關し学識経験を有する者十五人以上が発起人となることを必要とする。

2 発起人は、定款及び事業計画書を作成し、日本開発銀行以外の者に対し基金に対する出資を募集しなければならない。

3 前項の事業計画書に記載すべき事項は、大蔵省令・通商産業省令で定める。

(設立の認可等)

第二十三条 発起人は、前条第二項の規定による募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を大蔵大臣及び通商産業大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第二十四条 大蔵大臣及び通商産業大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 設立の手続並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。

三 事業の運営が健全に行われ、製造業における計画的な設備の処理の促進に寄与することが確実であると認められること。

2 大蔵大臣及び通商産業大臣は、前項の規定により認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、基金の理事長又は監事となるべき者を指名する。

3 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、基金の設立の時に於いて、それぞれ第三十条第一項の規定により理事長又は監事に任命されたものとする。

(事務の引継ぎ)

第二十五条 前条第二項の規定により理事長となるべき者が指名されたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事長となるべき者に引き継がなければならない。

2 理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、日本開発銀行及び出資の募集に際した日本開発銀行以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

(設立の登記)

第二十六条 理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、

遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

第三節 管理

(定款記載事項)

第二十七条 基金の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金、出資及び資産に関する事項

五 役員に関する事項

六 評議員会に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

八 財務及び会計に関する事項

九 定款の変更に関する事項

十 公告の方法

2 基金の定款の変更は、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員)

第二十八条 基金に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第二十九条 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、基金の業務を監査する。

(役員の任命)

第三十条 理事長及び監事は、大蔵大臣及び通商産業大臣が任命する。

2 理事は、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員の任期)

第三十一条 役員の任期は、三年とする。ただし、

補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格事項)

第三十二条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く）は、役員となることができな

(役員解任)

第三十三条 大蔵大臣及び通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となるべきでない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 大蔵大臣及び通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第三十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、大蔵大臣及び通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第三十五条 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が基金を代表する。

(評議員会)

第三十六条 基金に、その運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員二十人以内で組織する。

3 評議員は、産業又は金融に關し学識経験を有する者のうちから、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(職員の任命)

第三十七条 基金の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第三十八条 基金の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四節 業務

(業務)

第三十九条 基金は、第十三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 特定不況産業における計画的な設備の処理のため必要な資金及び当該設備の処理に伴つて必要となる資金の借入れに係る債務の保証

二 前項第一号の債務の保証は、特定不況産業に属する事業者が安定基本計画に従つて行う設備の処理のため必要な資金及び当該設備の処理に伴つて必要となる資金並びに当該設備の処理が譲渡により行われる場合において、譲渡を受ける者が支払う補償金の支払に必要な資金（当該資金を負担する者がある場合における当該負担金の拠出に必要な資金を含む）の借入れについて行う。

3 基金は、第十六条第一項の規定により出資された金額及び同条第二項の認可を受けた場合において出資された金額と基金が負担する保証債務の弁済に充てることを条件として日本開発銀行以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額（大蔵省令・通商産業省令で定めるところにより、毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益又は損失の額により増加し又は減少した金額）をもつて第一項第一号の業務の資金に充てるものとする。

(業務の委託)

第四十条 基金は、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、その業務（債務の保証の決定を除く）の一部を日本開発銀行その他の金融機関に委託することができる。

2 日本開発銀行その他の金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員で、当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務方法書)

第四十一条 基金は、業務の開始前に、業務方法書を作成し、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、第三十九条第一項第一号の業務の方法その他の大蔵省令・通商産業省令で定める事項を定めておかなければならない。

第五節 財務及び会計

(事業年度)

第四十二条 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第四十三条 基金は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第四十四条 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に大蔵大臣及び通商産業大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 基金は、前項の規定により財務諸表を大蔵大臣及び通商産業大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見書を添付しなければならない。

(書類の送付)

第四十五条 基金は、第四十三条又は前条第一項に規定する認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に關する書類又は財務諸表を出資者に送付しなければならない。

(借入金)

第四十六条 基金は、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第四十七条 基金は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他大蔵大臣及び通商産業大臣の指定する有価証券の保有

二 資金運用部への預託

三 銀行その他大蔵大臣及び通商産業大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

四 信託業務を行う銀行又は信託会社への金銭信託

(給与及び退職手当の支給の基準)

第四十八条 基金は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、大蔵大臣及び通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(省令への委任)

第四十九条 この法律に規定するもののほか、基金の財務及び会計に關し必要な事項は、大蔵省令・通商産業省令で定める。

第六節 監督

第五十条 基金は、大蔵大臣及び通商産業大臣が監督する。

2 大蔵大臣及び通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることが出来る。

(報告及び検査)

第五十一条 大蔵大臣又は通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に基金の事務所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 大蔵大臣又は通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金から業務の委託を受けた者(以下「受託者」という。)に対し、その委託を受けた業務に関し、報告をさせ、又はその職員に受託者の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七節 補則

(出資者原簿)

第五十二条 基金は、出資者原簿を備えて置かなければならない。

2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日又は出資者の持分の譲受けの年月日

三 出資額又は出資者の持分の譲受け額(以下「出資額」という。)

3 出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

(解散)

第五十三条 基金は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

3 第一項の規定による分配の結果なお残余財産があるときは、その財産は、国庫に帰属する。

4 前三項に規定するもののほか、基金の解散については、別に法律で定める。

(主務大臣との協議)

第五十四条 大蔵大臣及び通商産業大臣は、次の場合には、主務大臣(大蔵大臣及び通商産業大臣を除く。)に協議しなければならない。

一 第四十一条第一項の認可をしようとするとき。

二 第四十三条の認可をしようとするとき。

第四章 雑則

(報告の徴収)

第五十五条 主務大臣は、第一章又は第二章の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定不況産業に属する事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

(主務大臣等)

第五十六条 この法律における主務大臣は、当該特定不況産業を所管する大臣とする。ただし、第二章第二項から第四項までの規定における主務大臣は、当該製造業を所管する大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

第五章 罰則

第五十七条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金又は受託者の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

一 第五十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第五十一条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第五十八條 第五十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第五十九條 第八條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第六十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本條の刑を科する。

第六十一條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金の役員は、十万円以下の過料に処する。

一 第三章の規定により大蔵大臣及び通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第二十条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第三十九条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第四十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第五十条第二項の規定による大蔵大臣及び通商産業大臣の命令に違反したとき。

第六十二條 第十九條第二項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。(この法律の廃止)

第二条 この法律は、昭和五十八年六月三十日までに廃止するものとする。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際現にその名称中に特定不況産業信用基金という文字を用いている者については、第十九條第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第四条 基金の最初の事業年度は、第四十二条の規定にかかわらず、その成立の日始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第五条 基金の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第四十三条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「基金の成立後遅滞なく」とする。

(基金に対する日本開発銀行の出資)

第六條 日本開発銀行は、日本開発銀行法(昭和二十六年法律第百八号)第十八條第一項の規定にかかわらず、大蔵大臣の認可を受けて、基金に出資することができる。

2 前項の規定により日本開発銀行が出資する場合における日本開発銀行法第十八條の二第二項並びに第五十一条第二号及び第四号の規定の適用については、同法第十八條の二第二項中「出資」とあるのは「出資及び特定不況産業安定臨時措置法(以下「安定法」という。)附則第六條第一項の規定により行う出資」と、同法第五十一条第二号中「場合」とあるのは「場合及び安定法附則第六條第一項の規定により大蔵大臣の認可を受けなければならない場合」と、同法第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに安定法附則第六條第一項の規定による出資」とする。

(地方税法の一部改正)

第七條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「林業信用基金」の下に「特定不況産業信用基金」を加える。

(所得税法の一部改正)

第八條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の

一部を次のように改正する。  
別表第一第一号の表中特定業種退職金共済組

合の項の次に次のように加える。

特定不況産業信用基金

特定不況産業安定臨時措置法(昭和五十三年法律第 号)

(法人税法の一部改正)

第九条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中特定業種退職金共済組合の項の次に次のように加える。

特定不況産業信用基金

特定不況産業安定臨時措置法(昭和五十三年法律第 号)

(印紙税法の一部改正)

第十条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。  
別表第三中情報処理振興事業協会等に関する

法律(昭和四十五年法律第九十号)第二十八条第一項第四号及び第五号(業務の範囲)の業務に関する文書の項の次に次のように加える。

特定不況産業安定臨時措置法(昭和五十三年法律第 号)第三十九条第一項第一号(業務)の業務に関する文書

特定不況産業信用基金

(大蔵省設置法の一部改正)

第十一条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

に、特定不況産業の設備の処理のため必要な資金等の借入れに係る債務の保証に関する業務を行わせるため特定不況産業信用基金の設立等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第十二条第一項第九号中「中央漁業信用基金」の下に、「特定不況産業信用基金」を加える。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十二条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。  
第九条第三号の次に次の一号を加える。  
三の二 特定不況産業信用基金に関するこ  
と。

理 由

最近における内外の経済的事情の著しい変化にかんがみ、特定不況産業について、計画的な設備の処理等により特定不況産業における不況の克服と経営の安定を図るための計画を策定し、これを円滑に実施するため、設備の処理等に係る共同行為の実施に関する指示等の措置を講ずるととも

